



新居浜

市 税 概 要

令和 7 年度版



新 居 浜 市 総 務 部

目 次

新居浜市の概要及び税務機構等

1	市の概況	1
2	市域の変遷	2
3	人口と世帯の推移	3
4	令和7年度一般会計当初予算額	4
5	令和6年度一般会計決算額	4
6	税務機構及び事務分掌	5
7	税務職員の平均年齢等調	7
8	税務職員に対する特殊勤務手当	7

市 税 の 総 括

1	税の種類	9
2	市税の年度別決算額状況図	10
3	令和7年度市税当初予算額調・ 令和6年度市税決算額調	11
4	市税の年度別構成比	11
5	一般会計歳入決算に占める市税の推移	12
6	令和6年度市税の決算状況調	14
7	市税の徴収に関する経費の推移	16
8	市税・年度末・税目別の決算状況	17
9	自主財源と依存財源の調 (令和6・7年度一般会計)	21
10	基準財政収入額等の推移	22
11	諸証明交付実績の推移	23
12	市税の市民負担額の推移(現年課税分)	24

市 民 税 関 係

1	市民税(個人)の市・県民税当初 調定額等の推移	26
	市民税と県民税の比較	28

2	年度別市民税(個人)所得割額等	30
3	年度別給与・公的年金等収入等	31
4	令和6年度市民税(個人所得割)の 課税標準段階別構成	34
5	市民税(法人)の月別調定額等の推移	35
6	市民税(法人)の均等割区分別 納税義務者数の推移	36

固定資産税関係

〔固定資産税〕

1	納税義務者数の推移	37
2	土地の筆数及び家屋の棟数の推移	37
3	評価額の推移	37
4	固定資産税調定額の推移	38
5	土地の地目区分別評価額の推移	39
6	土地の概要(令和6・7年度)	40
7	土地に関する概要の推移	42
8	家屋の種別区分別評価状況の推移	44
9	令和7年度家屋の概要	46
10	家屋の新增築分調 (令和5・6・7年度)	46
11	家屋の減少分調 (令和5・6・7年度)	47
12	家屋の新築住宅の軽減税額調 (令和5・6・7年度)	47
13	木造家屋の種類別調 (令和5・6・7年度)	48
14	非木造家屋の種類別調 (令和5・6・7年度)	48
15	償却資産の課税標準額の推移	49

〔都市計画税〕

1	都市計画税調定額(決算)の推移	50
2	納税義務者数の推移	50
3	土地の地積及び決定価格等	50
4	家屋の床面積及び決定価格等	52
5	都市計画区域の面積	52

〔交付金〕

国有資産等所在市町村交付金調	53
----------------	----

〔特別土地保有税〕

特別土地保有税の概要	54
------------	----

諸 税 関 係

1	軽自動車税(種別割)の当初課税状況の推移	56
2	車種別調定額・台数の推移	58
3	市たばこ税に関する調	59
4	入湯税に関する調	60

徴 収 関 係

1	令和6年度 市税の月別収入状況	62
2	市税の収入実績の推移	64
3	市税の収入率の推移	64
4	市税の滞納繰越額の推移	65
5	市税の不納欠損額の推移	65
6	市税の納付方法別状況(現年課税分)	66
7	市税の納期内納付実績の推移	67
8	市税の滞納者数の推移	67
9	令和6年度 市税の還付実績調	68
10	市税の還付金・償還金の推移	68
11	市税の滞納処分執行状況の推移	69
12	市税の延滞金・督促手数料収納実績の推移	69
13	新居浜市納税貯蓄組合	69

税 制 関 係

1	令和7年度 市税制一覧表	72
2	市税の税率等の推移(別表1.2)	74

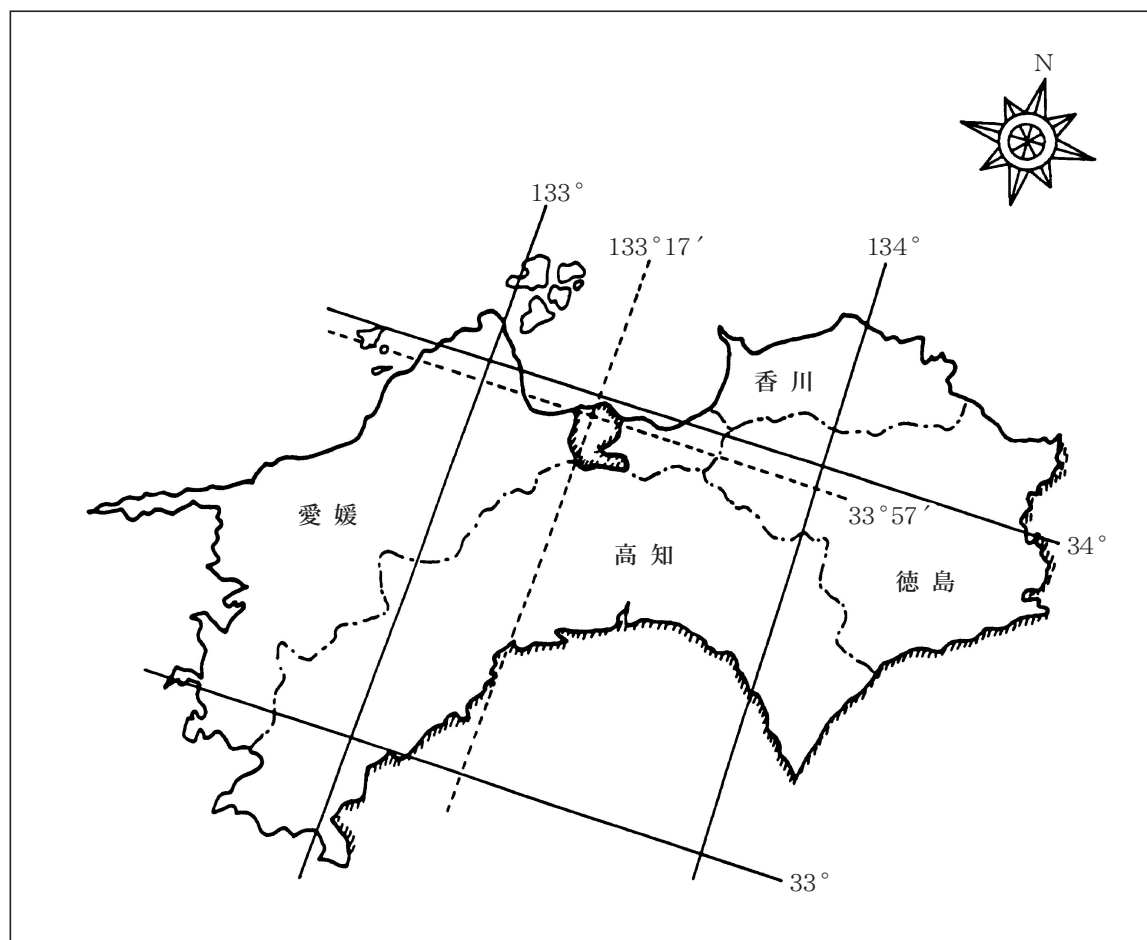
新 居 浜 市 の 概 要
及 び
税 務 機 構 等

〔新居浜市の概要〕

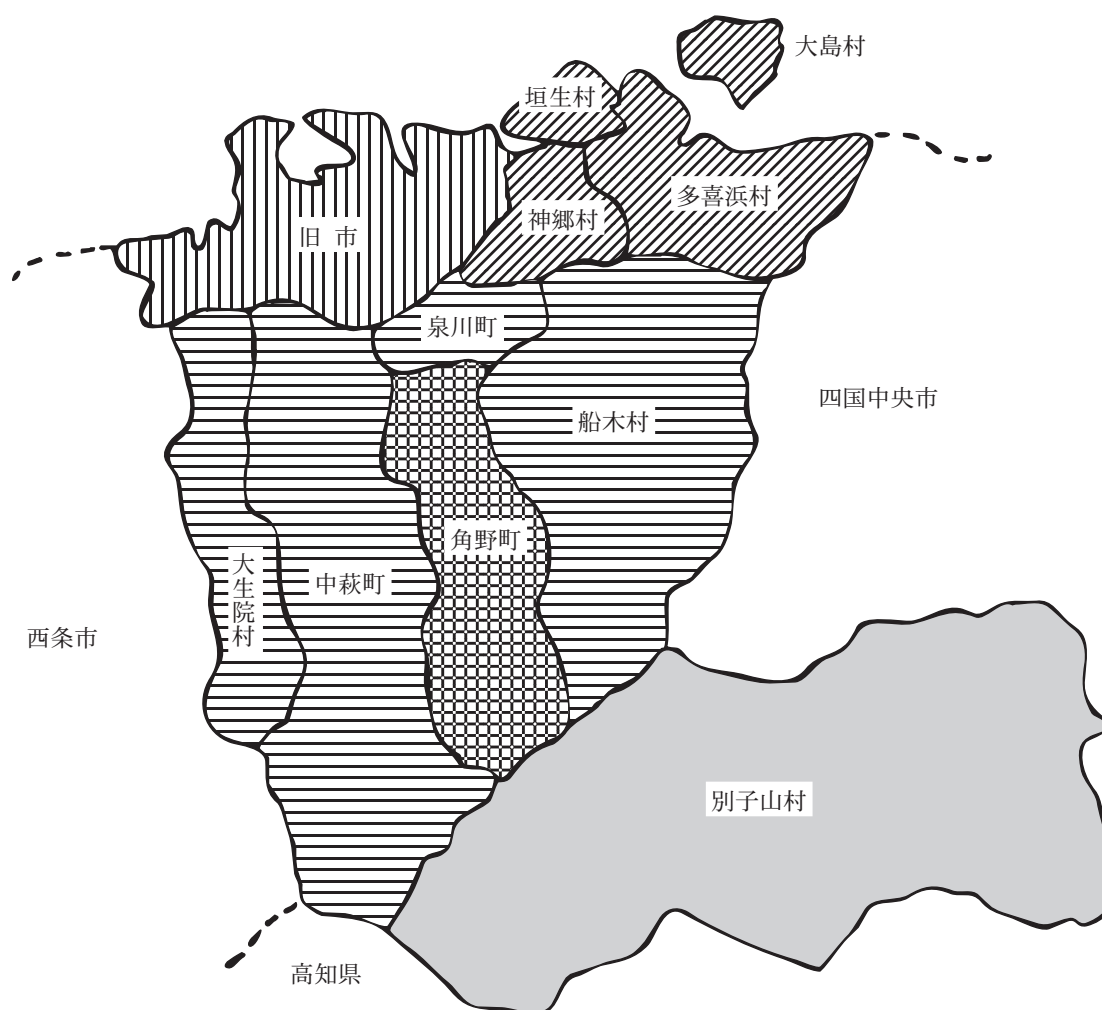
1 市の概況

- 市制の施行 昭和12年11月3日
- 人 口 111,760人（令和7年7月末現在、住民基本台帳による）
男 54,063人
女 57,697人
- 世 帯 数 57,433（令和7年7月末日現在、住民基本台帳による）
- 面 積 234.47 km²（令和7年4月1日現在）
- 距 離 東西 20.52 km 南北 21.48 km
- 経 緯 度 東経 133°17′ 北緯 33°57′
- 類 似 団 体 （Ⅲ－2）丸亀市（香川県）、尾道市（広島県）等 29 市
- 市庁舎の所在地

愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号（郵便番号 792－8585）



2 市域の変遷



昭 12.11. 3 市制施行(新居郡新居浜町、金子村、高津村合併)

昭 28. 5. 3 新居郡垣生村、大島村、多喜浜村、神郷村編入

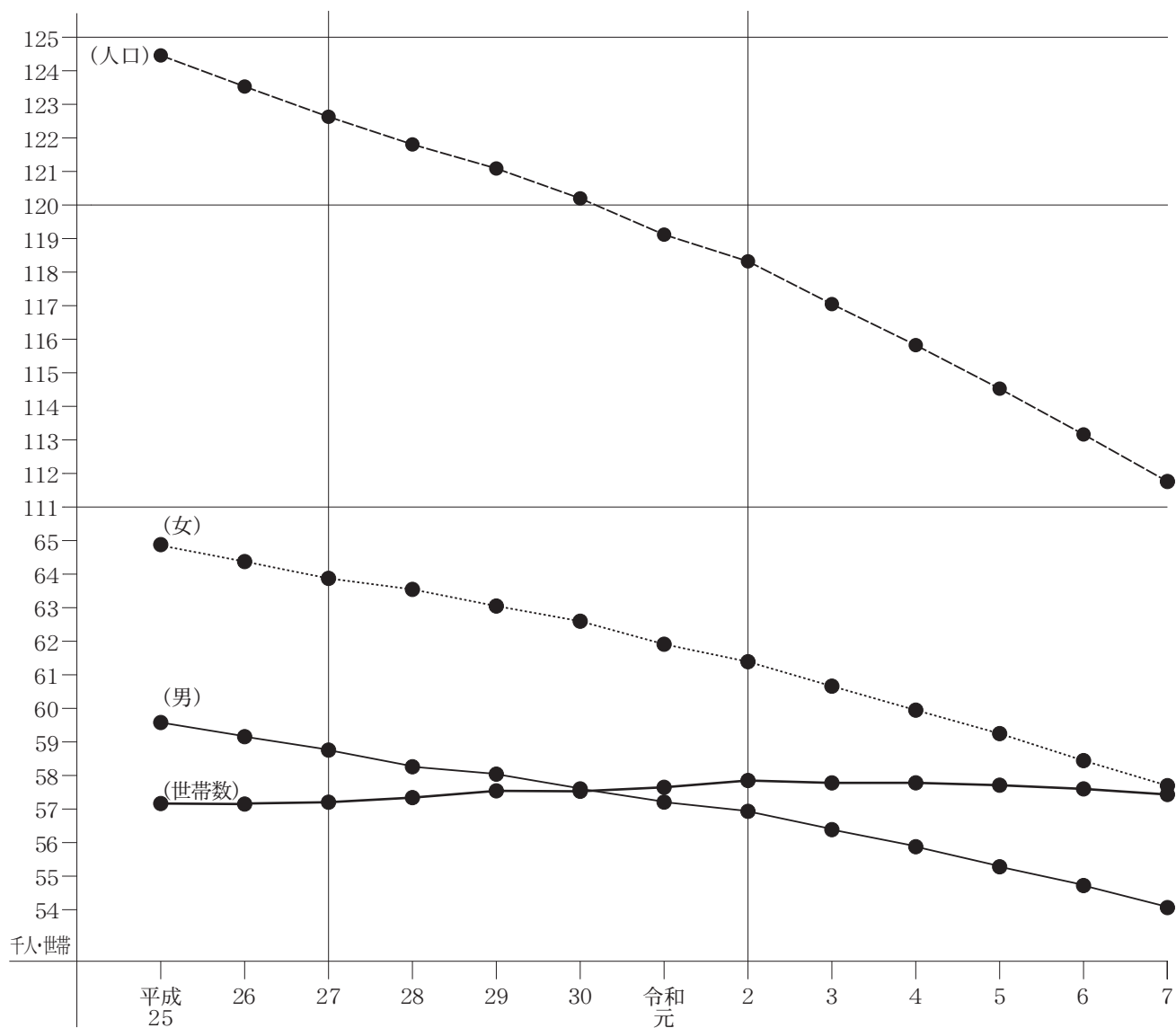
昭 30. 3.31 新居郡泉川町、中萩町、船木村、大生院村編入

昭 31. 9.28 大生院西部地区を西條市に分離

昭 34. 4. 1 新居郡角野町編入

平 15. 4. 1 宇摩郡別子山村編入

3 人口と世帯の推移



年度	世 帯 数	人 口			1 世 帯 あたり人口
		男	女	計	
平成 25 年度	57,164	59,578	64,879	124,457	2.2
26	57,148	59,156	64,374	123,530	2.2
27	57,203	58,756	63,873	122,629	2.1
28	57,340	58,260	63,545	121,805	2.1
29	57,542	58,039	63,049	121,088	2.1
30	57,620	57,600	62,597	120,197	2.1
令和元年度	57,648	57,206	61,911	119,117	2.1
2	57,850	56,931	61,390	118,321	2.0
3	57,779	56,386	60,661	117,047	2.0
4	57,781	55,877	59,947	115,824	2.0
5	57,710	55,279	59,248	114,527	2.0
6	57,600	54,720	58,443	113,163	2.0
7	57,433	54,063	57,697	111,760	1.9

(7月末現在住民基本台帳)

4 令和7年度一般会計当初予算額

(単位 千円・%)

款		歳入		款		歳出	
		当初予算額	構成比			当初予算額	構成比
1	市 税	20,385,285	38.1	1	議 会 費	352,085	0.6
2	地 方 譲 与 税	356,000	0.7	2	総 務 費	5,644,586	10.6
3	利 子 割 交 付 金	15,000	0.0	3	民 生 費	22,783,666	42.7
4	配 当 割 交 付 金	88,000	0.2	4	衛 生 費	5,237,201	9.8
5	株式等譲渡所得割交付金	150,000	0.3	5	労 働 費	331,409	0.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	323,000	0.6	6	農 林 水 産 業 費	754,618	1.4
7	地 方 消 費 税 交 付 金	2,750,000	5.1	7	商 工 費	1,380,737	2.6
8	ゴルフ場利用税交付金	30,000	0.1	8	土 木 費	4,539,259	8.5
9	環 境 性 能 割 交 付 金	30,000	0.1	9	消 防 費	2,095,814	3.9
10	地 方 特 例 交 付 金	80,000	0.1	10	教 育 費	5,336,465	10.0
11	地 方 交 付 税	5,464,000	10.2	11	災 害 復 旧 費	30,000	0.1
12	交通安全対策特別交付金	12,000	0.0	12	公 債 費	4,919,996	9.2
13	分 担 金 及 び 負 担 金	320,131	0.6	13	予 備 費	10,000	0.0
14	使 用 料 及 び 手 数 料	741,566	1.4				
15	国 庫 支 出 金	9,965,082	18.7				
16	県 支 出 金	4,026,238	7.5				
17	財 産 収 入	65,960	0.1				
18	寄 附 金	745,500	1.4				
19	繰 入 金	1,315,941	2.5				
20	繰 越 金	900,000	1.7				
21	諸 収 入	1,660,033	3.1				
22	市 債	3,992,100	7.5				
合 計		53,415,836	100	合 計		53,415,836	100

5 令和6年度一般会計決算額

(単位 千円・%)

款		歳入		款		歳出	
		決 算 額	構成比			決 算 額	構成比
1	市 税	19,932,939	35.9	1	議 会 費	341,908	0.6
2	地 方 譲 与 税	370,931	0.7	2	総 務 費	5,636,642	10.3
3	利 子 割 交 付 金	13,676	0.0	3	民 生 費	22,966,106	42.1
4	配 当 割 交 付 金	130,507	0.2	4	衛 生 費	3,706,302	6.8
5	株式等譲渡所得割交付金	194,004	0.3	5	労 働 費	331,651	0.6
6	法 人 事 業 税 交 付 金	343,773	0.6	6	農 林 水 産 業 費	923,616	1.7
7	地 方 消 費 税 交 付 金	3,182,481	5.7	7	商 工 費	1,817,436	3.3
8	ゴルフ場利用税交付金	31,349	0.1	8	土 木 費	5,437,029	10.0
9	環 境 性 能 割 交 付 金	33,184	0.1	9	消 防 費	1,950,075	3.6
10	地 方 特 例 交 付 金	708,684	1.3	10	教 育 費	6,425,635	11.8
11	地 方 交 付 税	6,242,236	11.2	11	災 害 復 旧 費	37,706	0.1
12	交通安全対策特別交付金	9,702	0.0	12	公 債 費	4,933,865	9.1
13	分 担 金 及 び 負 担 金	264,032	0.5				
14	使 用 料 及 び 手 数 料	709,637	1.3				
15	国 庫 支 出 金	10,230,875	18.4				
16	県 支 出 金	3,859,345	7.0				
17	財 産 収 入	283,118	0.5				
18	寄 附 金	493,876	0.9				
19	繰 入 金	1,403,070	2.5				
20	繰 越 金	1,032,050	1.9				
21	諸 収 入	1,686,189	3.0				
22	市 債	4,393,352	7.9				
合 計		55,549,010	100	合 計		54,507,971	100

6 税務機構及び事務分掌

令和7年7月1日現在

人 員													事 務	
税務長	課長	次長	課長	主幹	副課長	係長	主査	主任	副主査	主事	専門員	会計年度任用職員	計	
1 (次長及び課長兼務1)	課税課 (市民税係市民税G・諸税G、 固定資産税係土地税G・家屋税G・償却資産税G)	(1)	(1)	1	3	4		6	1	18		3	37	市・県民税の賦課及び調定 税制関係資料の収集 市税に関する条例等の制定事務 市民税諸証明事務 標識交付(原動機付自転車・小型特殊等) 軽自動車税の申告・賦課 市・県民税の賦課資料の収集 市・県民税・諸税の諸願届処理 市税減免審査委員会に関すること。 市たばこ税・入湯税の賦課及び調定 市民税(法人分)の賦課及び調定 税務統計の作成 固定資産税(土地・家屋・償却資産)・都市計画税の賦課及び調定 固定資産税・都市計画税の更正・減免処理 固定資産課税台帳・名寄帳の整備保管 評価課税資料の収集 土地現況調査 地籍図の整備保管 分合筆及び地目変換等による土地の評価 新築・増改築家屋の評価 家屋の滅失及び所在地番訂正の調査 大規模償却資産の調査 納税管理人申告書等の受理 現所有者の調査 特別土地保有税の賦課及び調定 特別土地保有税審議会の庶務 台帳の閲覧及び固定資産税諸証明書の発行事務 概要調書及び総評価見込の作成 国有資産等所在市町村交付金に関する事務 法務局への価格通知 不動産取得申告書の受付

人 員														事 務
税 務 長	課 長	次 長	課 長	主 幹	副 課 長	係 長	主 査	主 任	副 主 査	主 事	専 門 員	会計年度任用職員	計	
収 税 課 （納税管理係・収税係）														市税等の口座振替・加入促進 納税貯蓄組合設立・加入奨励・指導・相談 組合台帳の整理・保管 組合(組合員)の異動修正
														収納事務計画・統計 市税の収納事務 市税の還付・充当 徴収簿・滞納原票の管理 市税の収入消込・照合・収入調定・決算 特別徴収の調定修正と算出票の整理保管 納税証明事務 滞納調査・指導・相談・調書作成 滞納副票の管理 督促状・催告書の作成・送付
			1		1	2	1	5		6	3	3	22	収納計算業務に係る諸収入金の徴収・徴収猶予 市税の滞納処分 滞納処分物件の引揚・保管・公売 滞納処分による登記登録・関係債権者への諸通知・交付要求 滞納処分と強制執行に関する手続・調査 市税の徴収嘱託 収納金の納入に係る諸願届の処理 債権の適正管理に係る企画及び調査研究 債権の管理及び回収に係る総合調整・総括 未収債権の回収及び整理に係る支援・助言
	1		1	1	4	6	1	11	1	24	3	6	59	

7 税務職員の平均年齢等調

〈年齢別職員数〉

令和7年7月1日現在

区分 課名	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上	平均年齢
課 税 課	0	15	10	2	7	35.4
収 税 課	1	4	4	5	5	40.79
計	1	19	14	7	12	—

〈税務事務経験年数別職員数〉（通算）

区分 課名	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 8年未満	8年以上	平均年数
課 税 課	8	8	9	5	4	4.1
収 税 課	3	3	6	3	4	4.08
計	11	11	15	8	8	—

8 税務職員に対する特殊勤務手当

手 当 の 種 類	金 額	支 給 す る 者 の 範 囲
滞 納 整 理 手 当	甲 差押物件の引揚げ1件につき 920 円	差押物件の引揚げに従事した職員
	乙 勤務1日につき 370 円	市税その他の歳入、国民健康保険料及び介護保険料の滞納整理事務のため2時間以上 外出勤務した職員

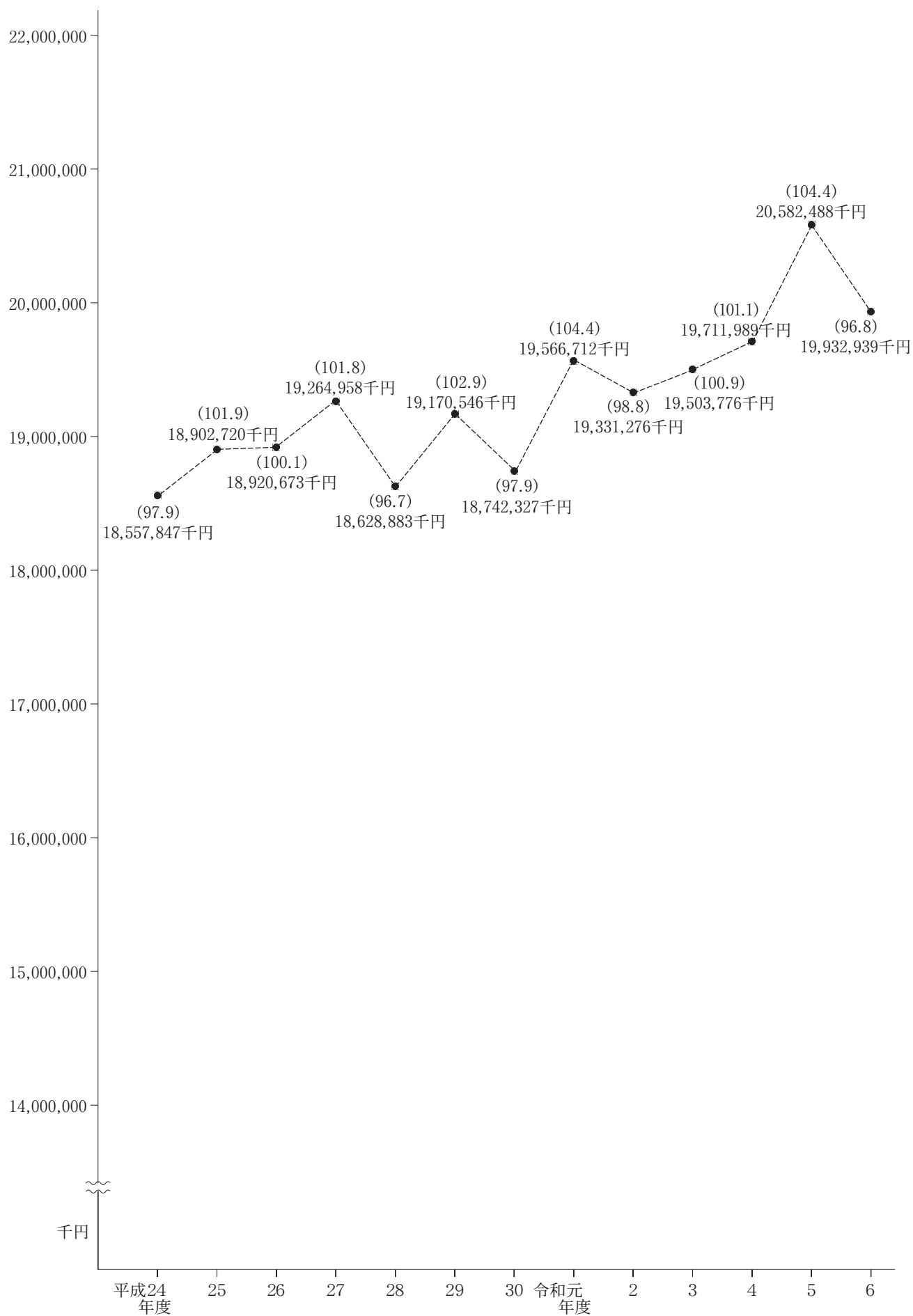
市 税 の 総 括

1 税の種類

国 税	所 得 税	地 方 税	道 府 県 民 税
	法 人 税		
	贈 与 税	道 府 県 税	普 通 税
	相 続 税		
	消 費 税		
	酒 税		
	た ば こ 税		
	揮 発 油 税		
	石 油 ガ ス 税		
	航 空 機 燃 料 税		
	石 油 石 炭 税		
	自 動 車 重 量 税		
	関 税		
	と ん 税		
	印 紙 税		
	登 録 免 許 税		
	地 方 揮 発 油 税		
	特 別 と ん 税		
	電 源 開 発 促 進 税		
	た ば こ 特 別 税		
	地 方 法 人 税		
	特 別 法 人 事 業 税		
	復 興 特 別 所 得 税		
	国 際 観 光 旅 客 税		
	森 林 環 境 税		
			目 的 税

地 方 税	普 通 税	市 町 村 民 税	市町村の住民が納める税金
		固 定 資 産 税	土地や家屋などの所有者が納める税金
		軽 自 動 車 税 (環境性能割・種別割)	バイク・軽自動車などの所有者が納める税金
		市 町 村 た ば こ 税	たばこの喫煙者が負担する税金
		鉱 産 税	石炭・石油などの鉱物の採掘業者が納める税金
		特 別 土 地 保 有 税	一定面積以上の土地の所有者や取得者が納める税金
		市 町 村 法 定 外 普 通 税	市町村が国との同意を要する事前協議を経て独自に設ける税金
市 町 村 税	目 的 税	入 湯 税	鉱泉浴場の入湯客が負担する税金
		事 業 所 税	事務所・事業所において事業を行う者や事業所用家屋の建築主が納める税金
		都 市 計 画 税	土地や家屋の所有者が都市計画事業を行っている市町村に納める税金
		水 利 地 益 税	水利事業などで特に利益を受ける土地や家屋の所有者が納める税金
		共 同 施 設 税	共同作業場などにより特に利益を受ける者が納める税金
		宅 地 開 発 税	宅地開発を行う者が納める税金
		国 民 健 康 保 険 税	国民健康保険に加入している世帯が納める税金で、実質的には保険料
		市 町 村 法 定 外 目 的 税	市町村が国との同意を要する事前協議を経て独自に設ける税金

2 市税の年度別決算額状況図 () 対前年比



3 令和7年度市税当初予算額調・令和6年度市税決算額調

(※当初予算には個人・法人の財政計画分含む)

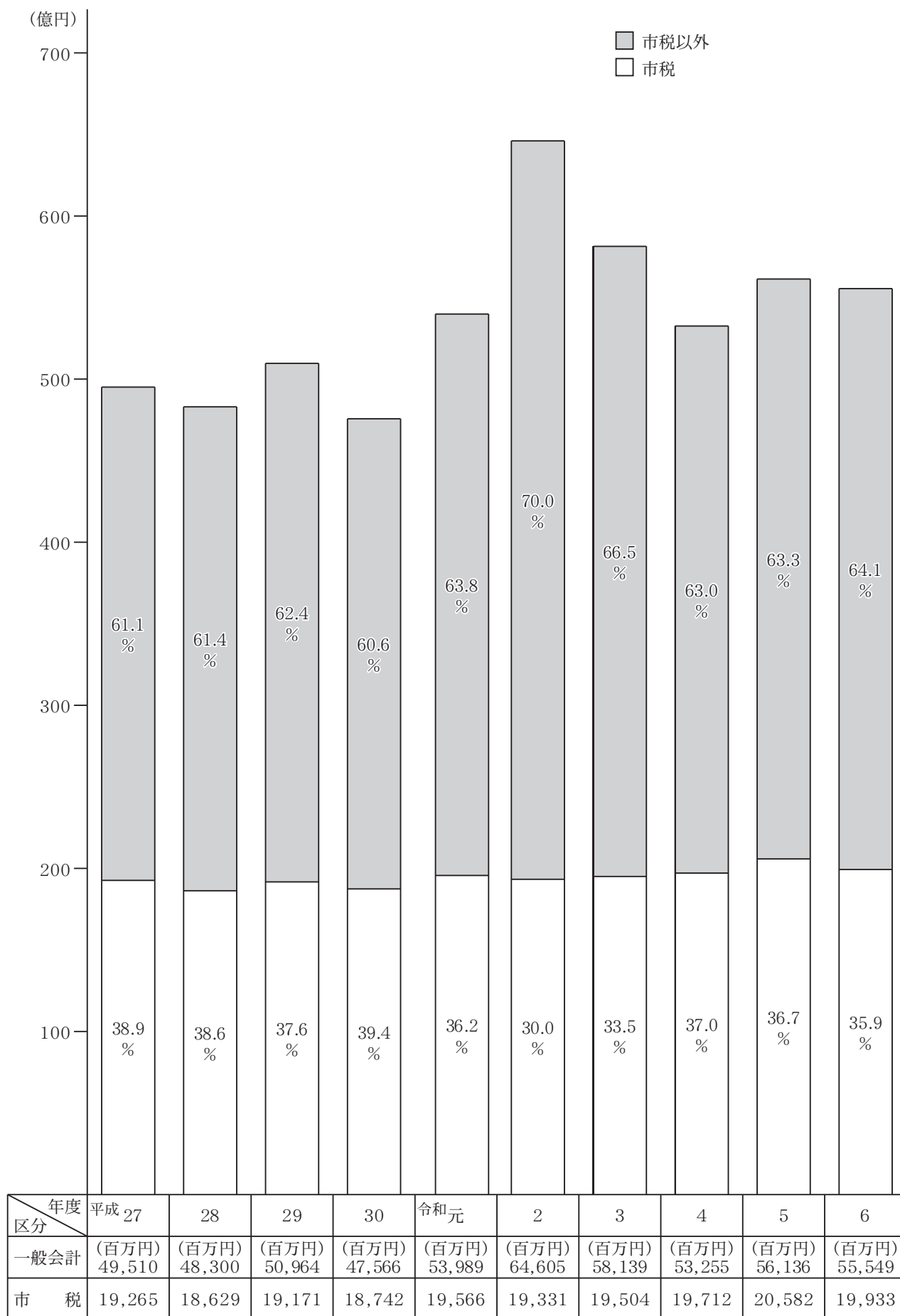
(単位 千円)

科 目		令和7年度当初予算額		合 計	構成比 (%)	令和6年度決算額		合 計	構成比 (%)
		現年度 課税分	滞 納 繰越分			現年度 課税分	滞 納 繰越分		
市 民 税	個 人	6,186,805	19,526	6,206,331	30.4	5,603,857	22,117	5,625,974	28.2
	法 人	1,665,203	608	1,665,811	8.2	1,744,789	752	1,745,541	8.8
	計	7,852,008	20,134	7,872,142	38.6	7,348,646	22,869	7,371,515	37.0
固 定 資 産 税	土地・家屋・償却	9,906,193	18,917	9,925,110	48.6	9,992,803	21,919	10,014,722	50.2
	交 付 金	10,765	0	10,765	0.1	10,862	0	10,862	0.1
	計	9,916,958	18,917	9,935,875	48.7	10,003,665	21,919	10,025,584	50.3
軽 自 動 車 税	種 別 割	444,371	3,630	448,001	2.2	435,382	3,684	439,066	2.2
	環 境 性 能 割	24,000	0	24,000	0.1	25,617	0	25,617	0.1
	計	468,371	3,630	472,001	2.3	460,999	3,684	464,683	2.3
市 た ば こ 税		849,139	0	849,139	4.2	843,168	0	843,168	4.2
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0	0.0	0	0	0	0.0
入 湯 税		493	0	493	0.0	491	0	491	0.0
都 市 計 画 税		1,253,314	2,321	1,255,635	6.2	1,224,788	2,710	1,227,498	6.2
合 計		20,340,283	45,002	20,385,285	100	19,881,757	51,182	19,932,939	100

4 市税の年度別構成比

			都市計画税	市たばこ税	
令和7年度 当初予算 構成比	固定資産税 48.7%	市民税 38.6%	6.2%	4.2%	その他 2.3%
令和6年度 決算構成比	固定資産税 50.3%	市民税 37.0%	6.2%	4.2%	2.3%
令和5年度 決算構成比	固定資産税 49.3%	市民税 38.3%	6.0%	4.2%	2.2%

5 一般会計歳入決算に占める市税の推移



6 令和6年度 市税の決算状況調

科 目	予 算 額	調 定 額 A	収 入 額 B
市 民 税	7,151,400	7,422,161	7,371,515
個 人	5,622,735	5,672,027	5,625,974
現 年 課 税 分	5,600,490	5,630,600	5,603,857
普 通 徴 収	708,227	684,938	662,983
特 別 徴 収	4,892,263	4,945,662	4,940,874
年 金 特 徴	214,249	219,955	223,652
特 徴	4,678,014	4,725,707	4,717,222
滞 納 繰 越 分	22,245	41,427	22,117
法 人	1,528,665	1,750,134	1,745,541
現 年 課 税 分	1,528,283	1,748,840	1,744,789
均 等 割	350,754	369,365	368,626
法 人 税 割	1,177,529	1,379,475	1,376,163
滞 納 繰 越 分	382	1,294	752
固 定 資 産 税	9,964,060	10,138,444	10,025,584
現 年 課 税 分	9,933,867	10,038,697	9,992,803
土 地 家 屋	6,458,737	6,504,466	6,477,887
償 却 資 産	3,475,130	3,534,231	3,514,916
滞 納 繰 越 分	19,332	88,885	21,919
交 付 金	10,861	10,862	10,862
軽 自 動 車 税	455,517	479,797	464,683
現 年 課 税 分	451,077	466,272	460,999
種 別 割	433,677	440,655	435,382
環 境 性 能 割	17,400	25,617	25,617
滞 納 繰 越 分	4,440	13,525	3,684
市 た ば こ 税	879,802	843,168	843,168
現 年 課 税 分	879,802	843,168	843,168
滞 納 繰 越 分	0	0	0
特 別 土 地 保 有 税	0	0	0
現 年 課 税 分	0	0	0
滞 納 繰 越 分	0	0	0
入 湯 税	522	491	491
現 年 課 税 分	522	491	491
滞 納 繰 越 分	0	0	0
都 市 計 画 税	1,224,067	1,241,401	1,227,498
現 年 課 税 分	1,221,708	1,230,414	1,224,788
滞 納 繰 越 分	2,359	10,987	2,710
合 計	19,675,368	20,125,462	19,932,939
現 年 課 税 分	19,626,610	19,969,344	19,881,757
滞 納 繰 越 分	48,758	156,118	51,182

(単位 千円)

収入率 (%)	調 定 額		不納欠損額 C	翌年度繰越額 A-(B-D)-C	還付未済額 D
	構成比 (%)	対前年比 (%)			
99.32	36.9	93.65	5,429	45,564	347
99.19	28.2	92.67	5,379	41,021	347
99.53	28.0	92.68	633	26,457	347
96.79	3.4	87.97	633	21,592	270
99.90	24.6	93.38	0	4,865	77
101.68	1.1	87.70	0	-3,620	77
99.82	23.5	93.66	0	8,485	0
53.39	0.2	90.53	4,746	14,564	0
99.74	8.7	96.99	50	4,543	0
99.77	8.7	96.98	0	4,051	0
99.80	1.8	103.53	0	739	0
99.76	6.9	95.36	0	3,312	0
58.11	0.01	113.21	50	492	0
98.89	50.4	98.81	23,225	89,642	7
99.54	49.9	98.84	5,552	40,349	7
99.59	32.3	99.72	5,552	21,034	7
99.45	17.6	97.26	0	19,315	0
24.66	0.4	95.12	17,673	49,293	0
100.00	0.1	99.71	0	0	0
96.85	2.4	103.02	1,900	13,214	0
98.87	2.3	103.30	26	5,247	0
98.80	2.2	101.71	26	5,247	0
100.00	0.1	141.47	0	0	0
27.24	0.1	93.94	1,874	7,967	0
100.00	4.2	96.43	0	0	0
100.00	4.2	96.43	0	0	0
—	—	—	0	0	0
0.00	0.0	0.00	0	0	0
—	—	—	0	0	0
0.00	0.0	0.00	0	0	0
100.00	0.0	94.97	0	0	0
100.00	0.0	94.97	0	0	0
—	—	—	0	0	0
98.88	6.2	99.38	2,865	11,039	1
99.54	6.1	99.42	681	4,946	1
24.67	0.1	95.01	2,184	6,093	0
99.04	100	96.87	33,419	159,459	355
99.56	99.2	96.89	6,892	81,050	355
32.78	0.8	93.87	26,527	78,409	0

7 市税の徴収に関する経費の推移

区 分			年 度	令 和 6 年 度		令 和 7 年 度	
				決算（千円）	構成比（％）	決算見込（千円）	構成比（％）
徴 税 費	収 入 額	市 税 A		19,932,939	84.2	20,385,285	83.1
		個 人 の 県 民 税		3,734,188	15.8	4,137,554	16.9
		合 計 B		23,667,127	100.0	24,522,839	100.0
	支 出 額	人 件 費 関 係	基 本 給	183,600	30.9	191,900	32.4
			諸 手 当	98,162	16.5	104,241	17.6
			（ 超 過 勤 務 手 当 ）	16,383	2.8	16,373	2.8
			（ 税 務 特 別 手 当 ）	169	0.0	197	0.0
			（ そ の 他 の 手 当 ）	81,610	13.8	87,671	14.8
			報 酬	0	0.0	0	0.0
			そ の 他	54,910	9.3	58,035	9.8
			小 計 C	336,672	56.7	354,176	59.9
		物 件 費 関 係	旅 費	117	0.0	356	0.1
			そ の 他	9,697	1.6	10,244	1.7
			小 計	9,814	1.7	10,600	1.8
		そ の 他		246,843	41.6	226,660	38.3
		合 計 D		593,329	100.0	591,436	100.0
	県民税徴収取扱費		合 計 E	174,633		174,552	
	D - E F		418,696	416,884			
	税 収 入 に 対 す る D／B		2.5 %	2.4 %			
	徴 収 費 の 割 合 F／A		2.1 %	2.0 %			
	徴税職員数 （年度当初）	吏 員	53	53			
		そ の 他 の 職 員	1	6			
		合 計 G	54	59			
職 員 1 人 当 り 人 件 費 C ／ G		6,235		6,003			

（課税状況調）

8 市税・年度末・税目別の決算状況

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 2				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,509,568	7,416,385	98.76	38.0	97.72
個 人		5,988,081	5,916,253	98.80	30.3	99.84
現 年 課 税 分		5,899,017	5,872,064	99.54	29.9	100.11
普 通 徴 収		743,533	720,899	96.96	3.8	96.82
特 別 徴 収		5,155,484	5,151,165	99.92	26.1	100.60
滞 納 繰 越 分		89,064	44,189	49.61	0.5	84.70
法 人		1,521,487	1,500,132	98.60	7.7	90.18
現 年 課 税 分		1,518,169	1,498,898	98.73	7.7	90.24
均 等 割		352,717	349,809	99.18	1.8	100.89
法 人 税 割		1,165,452	1,149,089	98.60	5.9	87.45
滞 納 繰 越 分		3,318	1,234	37.21	0.02	69.99
固 定 資 産 税		9,750,260	9,492,165	97.35	49.4	99.73
現 年 課 税 分		9,547,915	9,437,506	98.84	48.4	99.87
土 地 家 屋		6,466,804	6,397,887	98.93	32.8	101.18
償 却 資 産		3,081,111	3,039,619	98.65	15.6	97.24
滞 納 繰 越 分		191,094	43,408	22.72	1.0	93.22
交 付 金		11,251	11,251	100.00	0.1	98.43
軽 自 動 車 税		435,596	414,849	95.24	2.2	104.63
現 年 課 税 分		413,006	407,078	98.56	2.1	105.07
種 別 割		400,811	394,883	98.52	2.0	102.72
環 境 性 能 割		12,195	12,195	100.00	0.1	—
滞 納 繰 越 分		22,590	7,771	34.40	0.1	97.23
市 た ば こ 税		782,459	782,459	100.00	4.0	96.64
現 年 課 税 分		782,459	782,459	100.00	4.0	96.64
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		383	383	100.00	0.0	79.30
現 年 課 税 分		383	383	100.00	0.0	79.30
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,258,037	1,225,035	97.38	6.4	100.85
現 年 課 税 分		1,233,795	1,219,528	98.84	6.3	101.07
滞 納 繰 越 分		24,242	5,507	22.72	0.1	90.83
合 計		19,736,303	19,331,276	97.95	100.0	99.00
現 年 課 税 分		19,405,995	19,229,167	99.09	98.3	99.16
滞 納 繰 越 分		330,308	102,109	30.91	1.7	90.54

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 3				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,868,858	7,808,403	99.23	39.8	104.78
個 人		5,880,694	5,822,129	99.00	29.8	98.21
現 年 課 税 分		5,816,349	5,790,347	99.55	29.5	98.60
普 通 徴 収		713,135	692,999	97.18	3.6	95.91
特 別 徴 収		5,103,214	5,097,348	99.89	25.8	98.99
滞 納 繰 越 分		64,345	31,782	49.39	0.3	72.00
法 人		1,988,164	1,986,274	99.90	10.1	131.00
現 年 課 税 分		1,967,915	1,967,242	99.97	10.0	130.00
均 等 割		361,520	361,347	99.95	1.8	102.00
法 人 税 割		1,606,395	1,605,895	99.97	8.1	138.00
滞 納 繰 越 分		20,249	19,032	93.99	0.10	610.00
固 定 資 産 税		9,376,565	9,231,736	98.46	47.5	96.00
現 年 課 税 分		9,160,390	9,122,856	99.59	46.4	96.00
土 地 家 屋		6,222,133	6,208,127	99.77	31.5	96.00
償 却 資 産		2,938,257	2,914,729	99.20	14.9	95.00
滞 納 繰 越 分		204,789	97,494	47.61	1.0	107.00
交 付 金		11,386	11,386	100.00	0.1	101.00
軽 自 動 車 税		447,669	428,734	95.77	2.3	103.00
現 年 課 税 分		428,460	423,026	98.73	2.2	104.00
種 別 割		413,838	408,404	98.69	2.1	103.00
環 境 性 能 割		14,622	14,622	100.00	0.1	119.90
滞 納 繰 越 分		19,209	5,708	29.71	0.1	85.00
市 た ば こ 税		837,880	837,880	100.00	4.2	107.00
現 年 課 税 分		837,880	837,880	100.00	4.2	107.00
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		521	521	100.00	0.0	136.00
現 年 課 税 分		521	521	100.00	0.0	136.00
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,214,916	1,196,502	98.48	6.2	97.00
現 年 課 税 分		1,189,071	1,184,198	99.59	6.0	96.00
滞 納 繰 越 分		25,845	12,304	47.61	0.1	107.00
合 計		19,746,409	19,503,776	98.77	100.0	100.00
現 年 課 税 分		19,411,972	19,337,456	99.62	98.3	100.00
滞 納 繰 越 分		334,437	166,320	49.73	1.7	101.00

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 4				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,940,648	7,885,977	99.31	39.9	100.91
個 人		5,950,927	5,897,677	99.11	29.9	101.19
現 年 課 税 分		5,899,067	5,872,994	99.56	29.6	101.42
普 通 徴 収		715,161	694,685	97.14	3.6	100.28
特 別 徴 収		5,183,906	5,178,309	99.89	26.0	101.58
滞 納 繰 越 分		51,860	24,683	47.60	0.3	80.60
法 人		1,989,721	1,988,300	99.93	10.0	100.08
現 年 課 税 分		1,988,283	1,987,512	99.96	10.0	101.04
均 等 割		367,132	367,132	100.00	1.8	101.55
法 人 税 割		1,621,151	1,620,380	99.95	8.1	100.92
滞 納 繰 越 分		1,438	788	54.80	0.01	7.10
固 定 資 産 税		9,404,820	9,285,510	98.73	47.2	100.30
現 年 課 税 分		9,289,503	9,251,098	99.59	46.6	101.41
土 地 家 屋		6,432,725	6,409,722	99.64	32.3	103.38
償 却 資 産		2,856,778	2,841,376	99.46	14.3	97.23
滞 納 繰 越 分		104,043	23,138	22.24	0.5	50.80
交 付 金		11,274	11,274	100.00	0.1	99.02
軽 自 動 車 税		463,507	445,418	96.10	2.3	103.54
現 年 課 税 分		446,728	441,012	98.72	2.2	104.26
種 別 割		426,237	420,521	98.66	2.1	103.00
環 境 性 能 割		20,491	20,491	100.00	0.1	140.14
滞 納 繰 越 分		16,779	4,406	26.26	0.1	87.35
市 た ば こ 税		872,021	872,021	100.00	4.4	104.07
現 年 課 税 分		872,021	872,021	100.00	4.4	104.07
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		542	542	100.00	0.0	104.03
現 年 課 税 分		542	542	100.00	0.0	104.03
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,237,644	1,222,521	98.78	6.2	101.87
現 年 課 税 分		1,224,707	1,219,644	99.59	6.1	103.00
滞 納 繰 越 分		12,937	2,877	22.24	0.1	50.06
合 計		19,919,182	19,711,989	98.96	100.0	100.87
現 年 課 税 分		19,732,125	19,656,097	99.61	99.1	101.65
滞 納 繰 越 分		187,057	55,892	29.88	0.9	55.93

(単位 千円)

年度 区 分 税 目		令和 5				
		調 定 額	収 入 額	収入率（％）	調 定 額	
					構 成 比（％）	対前年比（％）
市 民 税		7,925,191	7,876,052	99.38	38.1	99.81
個 人		6,120,761	6,073,270	99.22	29.5	102.85
現 年 課 税 分		6,075,002	6,049,805	99.59	29.2	102.98
普 通 徴 収		778,590	758,259	97.39	3.7	108.87
特 別 徴 収		5,296,412	5,291,546	99.91	25.5	102.17
滞 納 繰 越 分		45,759	23,465	51.28	0.2	88.24
法 人		1,804,430	1,802,782	99.91	8.7	90.69
現 年 課 税 分		1,803,287	1,802,379	99.95	8.7	90.70
均 等 割		356,762	356,583	99.95	1.7	97.18
法 人 税 割		1,446,525	1,445,796	99.95	7.0	89.23
滞 納 繰 越 分		1,143	403	35.26	0.01	79.49
固 定 資 産 税		10,260,699	10,146,712	98.89	49.4	109.10
現 年 課 税 分		10,156,363	10,115,676	99.60	48.9	109.33
土 地 家 屋		6,522,671	6,502,231	99.69	31.4	101.40
償 却 資 産		3,633,692	3,613,445	99.44	17.5	127.20
滞 納 繰 越 分		93,442	20,142	21.56	0.4	89.81
交 付 金		10,894	10,894	100.00	0.1	96.63
軽 自 動 車 税		465,752	449,664	96.55	2.2	100.48
現 年 課 税 分		451,355	445,823	98.77	2.2	101.04
種 別 割		433,247	427,715	98.72	2.1	101.64
環 境 性 能 割		18,108	18,108	100.00	0.1	88.37
滞 納 繰 越 分		14,397	3,841	26.68	0.1	85.80
市 た ば こ 税		874,426	874,426	100.00	4.2	100.28
現 年 課 税 分		874,426	874,426	100.00	4.2	100.28
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
特 別 土 地 保 有 税		0	0	0.00	0.0	0.00
現 年 課 税 分		0	0	—	—	—
滞 納 繰 越 分		0	0	0.00	0.0	0.00
入 湯 税		517	517	100.00	0.0	95.39
現 年 課 税 分		517	517	100.00	0.0	95.39
滞 納 繰 越 分		0	0	—	—	—
都 市 計 画 税		1,249,146	1,235,117	98.88	6.0	100.93
現 年 課 税 分		1,237,582	1,232,624	99.60	6.0	101.05
滞 納 繰 越 分		11,564	2,493	21.56	0.1	89.39
合 計		20,775,731	20,582,488	99.07	100.0	104.30
現 年 課 税 分		20,609,426	20,532,144	99.63	99.2	104.45
滞 納 繰 越 分		166,305	50,344	30.27	0.8	88.91

9 自主財源と依存財源の調（令和6・7年度一般会計）

（単位 千円）

自 主 財 源			依 存 財 源		
年度 款	令和6	令和7	年度 款	令和6	令和7
市 税	19,932,939	20,385,285	地 方 譲 与 税	370,931	356,000
分 担 金 及 び 負 担 金	264,032	320,131	利 子 割 交 付 金	13,676	15,000
使 用 料 及 び 手 数 料	709,637	741,566	配 当 割 交 付 金	130,507	88,000
財 産 収 入	283,118	65,960	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	194,004	150,000
寄 附 金	493,876	745,500	法 人 事 業 税 交 付 金	343,773	323,000
繰 入 金	1,403,070	1,315,941	地 方 消 費 税 交 付 金	3,182,481	2,750,000
繰 越 金	1,032,050	900,000	ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	31,349	30,000
諸 収 入	1,686,189	1,660,033	環 境 性 能 割 交 付 金	33,184	30,000
			地 方 特 例 交 付 金	708,684	80,000
			地 方 交 付 税	6,242,236	5,464,000
			交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9,702	12,000
			国 庫 支 出 金	10,230,875	9,965,082
			県 支 出 金	3,859,345	4,026,238
			市 債	4,393,352	3,992,100
計	25,804,911	26,134,416			
歳 入 合 計	55,549,010	53,415,836	計	29,744,099	27,281,420

- ・ 令和6年度は歳入決算額
- ・ 令和7年度は当初予算額

自 主 財 源 と 依 存 財 源 の 内 訳

令和7年度 予算構成比	自主財源 48.9 %	依存財源 51.1 %
令和6年度 決算構成比	自主財源 46.5 %	依存財源 53.5 %
令和5年度 決算構成比	自主財源 47.1 %	依存財源 52.9 %

10 基準財政収入額等の推移

(単位 千円・%)

年度 区分 科 目		令 和 5		令 和 6		令 和 7	
		算定数値	前年度比	算定数値	前年度比	算定数値	前年度比
財 政 力 指 数 (単 年 度)		0.786	103.3	0.784	99.7	0.763	97.4
基 準 財 政 需 要 額		22,899,748	102.2	23,193,161	101.3	23,798,177	102.6
基 準 財 政 収 入 額		18,008,247	105.6	18,181,840	101.0	18,164,322	99.9
基 準 財 政 収 入 額 内 訳	市 民 税	5,906,550	100.0	5,673,524	96.1	5,795,441	102.1
	固 定 資 産 税	7,628,848	110.4	7,592,821	99.5	7,570,512	99.7
	軽 自 動 車 税	327,232	101.9	332,134	101.5	337,153	101.5
	軽自動車税環境性能割	14,495	87.3	17,594	121.4	20,163	114.6
	市 町 村 た ば こ 税	635,896	99.0	639,223	100.5	625,926	97.9
	市町村交付金及び市町村納付金	8,170	96.6	8,146	99.7	8,074	99.1
	地 方 消 費 税 交 付 金	2,638,568	110.8	2,640,879	100.1	2,776,298	105.1
	ゴルフ場利用税交付金	22,540	106.5	22,656	100.5	22,426	99.0
	自動車取得税交付金	—	—	—	—	—	—
	自動車税環境性能割交付金	14,426	73.9	26,372	182.8	26,289	99.7
	利 子 割 交 付 金	7,342	41.3	0	0.0	4,167	—
	特 別 と ん 譲 与 税	63,096	129.0	40,197	63.7	73,250	182.2
	自動車重量譲与税	187,363	99.1	196,846	105.1	201,733	102.5
	森 林 環 境 譲 与 税	39,586	100.8	52,273	132.0	56,149	107.4
	交通安全対策特別交付金	13,600	92.5	12,450	91.5	11,759	94.4
	配 当 割 交 付 金	78,277	155.5	65,784	84.0	79,088	120.2
	株式等譲渡所得割交付金	56,605	72.6	81,329	143.7	137,646	169.2
	法 人 事 業 税 交 付 金	217,930	93.9	269,475	123.7	275,175	102.1
	地 方 特 例 交 付 金	84,934	96.9	452,325	532.6	81,046	17.9
	錯 誤 措 置 額	0	—	△ 4,708	—	0	—
	地 方 揮 発 油 譲 与 税	62,789	94.3	62,520	99.6	62,027	99.2

〈市税決算額との比較〉

(単位 千円・%)

科目	年度 区分	令和 5					令和 6				
		基準財政 収入額 A	標準税 収入額 B	市 税 決 算 額 C	増 減 (B - C) D	比率 $\frac{C}{B}$	基準財政 収入額 A	標準税 収入額 B	市 税 決 算 額 C	増 減 (B - C) D	比率 $\frac{C}{B}$
市 民 税		5,906,550	7,524,664	7,852,184	△ 327,520	104	5,673,524	7,200,892	7,348,646	△ 147,754	102
固定資産税		7,628,848	10,171,797	10,115,675	56,122	99	7,592,821	10,123,761	9,992,803	130,958	99
市町村交付 金及び市町 村納付金		8,170	10,893	10,894	△ 1	100	8,146	10,861	10,862	△ 1	100
軽自動車税 種 別 割		327,232	436,309	427,715	8,594	98	17,594	23,459	435,383	△ 411,924	1,856
軽自動車税 環境性能割		14,495	19,327	18,109	1,218	94	332,134	442,845	25,616	417,229	6
市たばこ税		635,896	847,861	874,426	△ 26,565	103	639,223	852,297	843,168	9,129	99
入 湯 税		—	—	(517)	—	—	—	—	(491)	—	—
都市計画税		—	—	(1,232,624)	—	—	—	—	(1,224,788)	—	—

。 () は目的税

。市税決算額は現年課税分

11 諸証明交付実績の推移

(件数)

区分	年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
納 税 証 明		14,914	12,199	11,025	5,852	5,708
所 得 課 税 証 明		9,717	11,242	10,990	9,358	8,854
事 業 所 所 在 証 明		130	118	111	96	77
固 定 資 産 関 係 証 明		5,345	5,087	5,648	5,670	5,584
法 務 局 価 格 通 知		1,162	1,750	1,742	1,631	1,606
住 宅 関 係 証 明		528	498	529	482	499
合 計		31,796	30,894	30,045	23,089	22,328

12 市税の市民負担額の推移（現年課税分）

（単位 円）

年 度 区 分	令 和 3		令 和 4		令 和 5		令 和 6		令 和 7	
	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり	1 人 あたり	1 世帯 あたり
（個人） 市民税	49,636	100,564	50,909	102,083	52,997	105,197	49,737	97,726	55,335	107,711
（法人）	16,794	34,025	17,159	34,407	15,731	31,226	15,448	30,353	14,894	28,991
固 定 資 産 税	78,174	158,383	80,168	160,754	88,601	175,871	88,675	174,235	88,601	172,465
軽 自 動 車 税	3,656	7,408	3,855	7,731	3,937	7,816	4,119	8,093	4,189	8,154
市 た ば こ 税	7,150	14,487	7,526	15,090	7,628	15,142	7,448	14,634	7,595	14,783
特別土地保有税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
入 湯 税	4	9	5	9	5	9	4	9	4	9
都 市 計 画 税	10,147	20,559	10,569	21,193	10,796	21,430	10,869	21,355	11,210	21,820
合 計	165,561	335,435	170,191	341,268	179,695	356,691	176,300	346,406	181,828	353,933
指数〔R3を100〕	100.0	100.0	102.8	101.7	108.5	106.3	106.5	103.3	109.8	105.5

- 。人口、世帯は6月末日現在のもの。（令和7年度 人口111,807人、世帯数57,439世帯）
- 。令和6年度までは決算時における調定額。令和7年度は当初予算額に対するものである。
- 。固定資産税は交付金を除く。
- 。滞納繰越分を除く。

市 民 税 関 係

- 市民税（個人・法人）

〔市 民 税〕

1 市民税(個人)の市・県民税当初調定額等の推移

区分	年度	納 税 義 務 者 数 (人)				市 民 税 額 (円)		
		所得割+均等割のもの	所得割のみのもの	均等割のみのもの	計	所得割	均等割	計
普通徴収	令和2	6,052	0	492	6,544	613,967,850	29,523,000	643,490,850
	3	5,046	0	1,250	6,296	605,260,300	28,894,300	634,154,600
	4	4,930	0	1,267	6,197	598,731,200	28,009,700	626,740,900
	5	5,115	0	1,212	6,327	647,884,600	28,710,400	676,595,000
	6	4,327	0	1,580	5,907	578,879,900	23,641,500	602,521,400
	7	4,960	0	1,315	6,275	637,285,645	24,404,103	661,689,748
特別徴収	令和2	39,219	0	2,814	42,033	4,787,630,700	146,211,700	4,933,842,400
	3	40,370	0	2,093	42,463	4,710,368,300	147,842,300	4,858,210,600
	4	40,375	0	2,067	42,442	4,810,718,900	147,770,300	4,958,489,200
	5	40,353	1	1,990	42,344	4,936,278,586	147,448,400	5,083,726,986
	6	38,983	0	3,660	42,643	4,603,443,573	127,172,400	4,730,615,973
	7	40,871	0	1,950	42,831	5,104,450,874	127,710,600	5,232,161,474
年金特徴	令和2	5,106	0	4,301	9,407	239,633,750	25,984,700	265,618,450
	3	6,842	0	2,577	9,419	237,293,300	25,794,400	263,087,700
	4	6,674	0	2,582	9,256	231,710,200	25,701,200	257,411,400
	5	6,534	0	2,619	9,153	230,782,400	25,168,200	255,950,600
	6	5,564	0	4,140	9,704	202,066,500	22,885,800	224,952,300
	7	6,978	0	2,250	9,528	258,667,228	22,660,097	281,327,325
合 計	令和2	50,377	0	7,607	57,984	5,641,232,300	201,719,400	5,842,951,700
	3	52,258	0	5,920	58,178	5,552,921,900	202,531,000	5,755,452,900
	4	51,979	0	5,916	57,895	5,641,160,300	201,481,200	5,842,641,500
	5	52,002	1	5,821	57,824	5,814,945,586	201,327,000	6,016,272,586
	6	48,874	0	9,380	58,254	5,384,389,973	173,699,700	5,558,089,673
	7	52,809	0	5,825	58,634	6,000,403,747	174,774,800	6,175,178,547
対前年比(%)	令和2	100.9	—	96.9	100.4	100.4	100.4	100.4
	3	103.7	—	77.8	100.3	98.4	100.4	98.5
	4	99.5	—	99.9	99.5	101.6	99.5	101.5
	5	100.0	—	98.4	99.9	103.1	99.9	103.0
	6	94.0	—	161.1	100.7	92.6	86.3	92.4
	7	108.1	—	62.1	100.7	111.4	100.6	111.1

県 民 税 額 (円)			市 県 民 税 額 合 計 (円)		
所 得 割	均 等 割	計	所 得 割	均 等 割	計
408,890,300	18,610,500	427,500,800	1,022,858,150	48,133,500	1,070,991,650
403,111,500	18,212,200	421,323,700	1,008,371,800	47,106,500	1,055,478,300
398,794,700	17,673,500	416,468,200	997,525,900	45,683,200	1,043,209,100
431,510,200	18,087,800	449,598,000	1,079,394,800	46,798,200	1,126,193,000
385,519,800	13,371,900	398,891,700	964,399,700	37,013,400	1,001,413,100
424,462,100	13,840,366	438,302,466	1,061,747,745	38,244,469	1,099,992,214
3,191,029,500	92,449,200	3,283,478,700	7,978,600,200	238,660,900	8,217,321,100
3,139,544,300	93,415,300	3,232,959,600	7,849,912,600	241,257,600	8,091,170,200
3,206,316,400	93,379,700	3,299,696,100	8,017,035,300	241,150,000	8,258,185,300
3,290,058,014	93,154,300	3,383,212,314	8,226,336,600	240,602,700	8,466,939,300
3,068,191,727	72,490,000	3,140,681,727	7,671,635,300	199,662,400	7,871,297,700
3,402,134,353	72,806,400	3,474,940,753	8,506,585,227	200,517,000	8,707,102,227
159,807,400	16,505,100	176,312,500	399,441,150	42,489,800	441,930,950
158,256,900	16,364,100	174,621,000	395,550,200	42,158,500	437,708,700
154,530,800	16,315,800	170,846,600	386,241,000	42,017,000	428,258,000
153,912,400	15,968,500	169,880,900	384,694,800	41,136,700	425,831,500
134,764,000	13,169,900	147,933,900	336,830,500	36,055,700	372,886,200
172,490,000	13,031,034	185,521,034	431,157,228	35,691,131	466,848,359
3,759,727,200	127,564,800	3,887,292,000	9,400,959,500	329,284,200	9,730,243,700
3,700,912,700	127,991,600	3,828,904,300	9,253,834,600	330,522,600	9,584,357,200
3,759,641,900	127,369,000	3,887,010,900	9,400,802,200	328,850,200	9,729,652,400
3,875,480,614	127,210,600	4,002,691,214	9,690,426,200	328,537,600	10,018,963,800
3,588,475,527	99,031,800	3,687,507,327	8,972,865,500	272,731,500	9,245,597,000
3,999,086,453	99,677,800	4,098,764,253	9,999,490,200	274,452,600	10,273,942,800
100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
98.4	100.3	98.5	98.4	100.4	98.5
101.6	99.5	101.5	101.6	99.5	101.5
103.1	99.9	103.0	103.1	99.9	103.0
92.6	77.8	92.1	92.6	83.0	92.3
111.4	100.7	111.1	111.4	100.6	111.1

〈市民税と県民税の比較（当初税額）〉

（単位 千円・％）

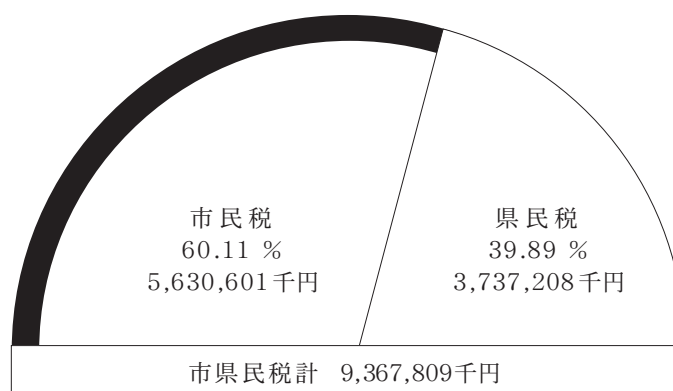
年 度	算 出 税 額			割 合			平 均 税 率	
	市 民 税	県 民 税	計	市民税	県民税	計	市民税	県民税
令和3	5,755,453	3,828,904	9,584,357	60.0	40.0	100.0	6.0	4.0
4	5,842,641	3,887,011	9,729,652	60.0	40.0	100.0	6.0	4.0
5	6,016,272	4,002,691	10,018,963	60.0	40.0	100.0	6.0	4.0
6	5,558,090	3,687,507	9,245,597	60.1	39.9	100.0	6.0	4.0
7	6,175,179	4,098,764	10,273,943	60.1	39.9	100.0	6.0	4.0

〈県民税確定あん分率の推移〉

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
39.93 %	39.97 %	39.93 %	39.94 %	39.89 %

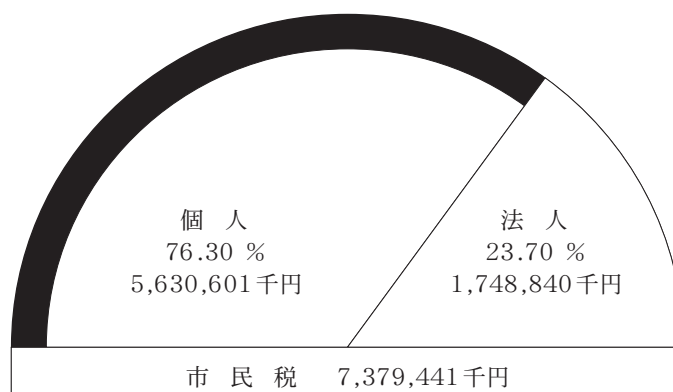
〈個人市民税と県民税の比率（現年度分）〉

令和6年度 決算（調定額）



〈個人市民税と法人市民税の比率（現年度分）〉

令和6年度 決算（調定額）



2 年度別市民税(個人)所得割額等 (課税状況調から)

所得種類	調定年度	納 税 義 務 者 数				総 所 得 金 額 等		
		所得税の納税義務		計 (人)	左のうち 税額調整 措置に係 る者(人)	総所得金額 (千円)	山林所得 金 額 (千円)	退職所得 金 額 (千円)
		有 (人)	無 (人)					
給 与 所 得 者	令和3	39,111	3,731	42,842	34	140,832,837	0	0
	4	39,124	3,652	42,776	28	143,063,564	0	0
	5	39,266	3,643	42,909	31	146,141,318	0	0
	6	38,859	2,404	41,263	10	145,740,732	0	0
	7	30,221	1,3018	43,239	25	150,750,835	0	0
営 業 等 所 得 者	令和3	1,682	191	1,873	2	6,043,511	0	0
	4	1,542	192	1,734	4	5,770,899	0	0
	5	1,529	189	1,718	2	5,740,888	0	0
	6	1,447	87	1,534	1	5,452,525	0	0
	7	903	737	1,640	1	5,619,312	0	0
農 業 所 得 者	令和3	10	3	13	0	28,574	0	0
	4	10	1	11	0	28,871	0	0
	5	9	1	10	0	23,884	0	0
	6	9	0	9	0	19,459	0	0
	7	4	6	10	1	17,473	0	0
そ の 他 の 所 得 者	令和3	6,252	803	7,055	24	12,885,370	0	0
	4	6,163	771	6,934	24	12,665,286	0	0
	5	6,093	717	6,810	21	12,570,359	1,699	0
	6	5,422	50	5,472	1	11,069,764	0	0
	7	2,040	5,246	7,286	26	13,136,498	0	0
土長株先 地期・式物 等短等取 事期譲引 業譲渡雑 所所所得 得得得得	令和3	463	13	476	0	2,119,168	0	0
	4	513	12	525	0	2,295,430	6,000	0
	5	549	12	561	6	2,499,024	0	0
	6	586	8	594	0	2,892,857	0	0
	7	558	57	615	0	2,991,235	398	0
計	令和3	47,518	4,741	52,259	60	161,909,460	0	0
	4	47,352	4,628	51,980	56	163,824,050	6,000	0
	5	47,446	4,562	52,008	54	166,975,473	1,699	0
	6	46,323	2,549	48,872	12	165,175,337	0	0
	7	33,726	19,064	52,790	53	172,515,353	398	0

3 年度別給与・公的年金等収入等

給与所得者

(千円)

小 計 (千円)	年 度	納 税 義 務 者 (人)	給 与 所 得 に 係る収入金額	給 与 所 得 控 除 額	給 与 所 得 金 額
	令和 3	45,034	194,545,713	53,203,253	141,342,460
140,832,837	4	44,868	197,193,274	53,608,037	143,585,237
143,063,564	5	45,033	201,161,726	54,242,515	146,383,085
146,141,318	6	43,231	200,403,528	53,578,633	146,304,113
145,740,732	7	45,579	207,560,448	55,776,370	151,228,229
150,750,835					

公的年金等

(千円)

小 計 (千円)	年 度	納 税 義 務 者 (人)	公的年金等に 係る収入金額	公 的 年 金 等 控 除 額	公 的 年 金 等 に 係る雑所得金額
6,043,511	令和 3	12,124	22,660,727	11,482,489	11,178,238
5,770,899	4	11,907	22,217,620	11,355,591	10,862,029
5,740,888	5	11,835	21,966,611	11,366,471	10,600,140
5,452,525	6	10,102	19,074,727	9,746,580	9,328,147
5,619,312	7	12,145	23,450,763	11,973,559	11,477,204
28,574					
28,871					
23,884					
19,459					
17,473					

小 計 (千円)	総 所 得 金 額 等						計 (千円)
	分 離 短 期 譲 渡 所 得 金 額 (千円)	分 離 長 期 譲 渡 所 得 金 額 (千円)	土地等に係 る事業所得 等 の 金 額 (千円)	株式等に係 る譲渡所得 等 の 金 額 (千円)	上場株式等 に係る配当所得 等 の 金 額 (千円)	先物取引に 係る雑所得 等 の 金 額 (千円)	
12,885,370							
12,665,286							
12,572,058							
11,069,764							
13,136,498							
2,119,168	16,376	1,389,721	—	385,720	54,910	49,900	4,015,795
2,301,430	17,277	1,527,140	—	793,938	103,074	48,788	4,791,647
2,499,024	12,619	1,803,159	—	1,556,732	90,843	152,638	6,115,015
2,892,857	20,477	1,835,803	—	2,034,580	123,170	67,771	6,974,658
2,991,235	36,753	1,550,880	—	1,696,788	134,846	82,533	6,493,035
161,909,460	16,376	1,389,721	—	385,720	54,910	49,900	163,806,087
163,830,050	17,277	1,527,140	—	793,938	103,074	48,788	166,320,267
166,977,172	12,619	1,803,159	—	1,556,732	90,843	152,638	170,593,163
165,175,337	20,477	1,835,803	—	2,034,580	123,170	67,771	169,257,138
172,515,353	36,753	1,550,880	—	1,696,788	134,846	82,533	176,017,153

2 年度別市民税(個人)所得割額等 (つづき)

調定年度	所得控除									
	雑損	医療費	社会保険料	小規模企業 共済等掛金	生命 保険料	地震 損害 保険料	寄附金	障害者	老年者	寡婦
令和3	288	774,587	29,148,189	777,566	2,060,209	119,556	—	701,600	0	121,940
4	131	768,407	29,416,435	840,076	2,063,117	118,826	—	680,360	0	116,740
5	93	745,891	29,938,543	886,341	2,056,814	118,720	—	654,780	0	114,400
6	299	700,162	30,017,788	942,348	1,963,019	112,613	—	552,720	0	107,120
7	1,202	774,668	31,244,144	993,347	2,028,786	118,413	—	659,380	0	110,240

調定年度	課税標準				
	総所得金額に 係るもの	山林所得金額に 係るもの	退職所得金額に 係るもの	小計	分離長期譲渡 所得金額に 係るもの
令和3	97,804,426	0	0	97,804,426	1,341,022
4	99,780,863	6,000	0	99,786,863	1,456,958
5	102,700,581	1,122	0	102,701,703	1,737,534
6	103,233,041	0	0	103,233,041	1,771,547
7	106,652,552	397	0	106,652,949	1,508,685

調定年度	算出税額 (千円)							
	総所得、山 林所得及び 退職所得分	分離長期 譲渡所得分	分離短期 譲渡所得分	土地等に 係る事業 所得等分	株式等に 係る譲渡 所得等分	上場株式等 の配当所得 金額に係る分	先物取引に係 る雑所得等分	計
令和3	5,866,133	39,944	792	—	11,479	1,645	1,484	5,921,477
4	5,985,101	43,249	840	—	23,630	3,090	1,407	6,057,317
5	6,159,977	52,126	656	—	46,665	2,714	4,387	6,266,525
6	6,191,983	53,123	1,106	—	60,907	3,695	1,994	6,312,808
7	6,397,020	45,184	1,984	—	50,728	4,042	2,438	6,501,406

額（千円）								
寡夫	ひとり親	勤労学生	配偶者	配偶者特別	扶養	配偶者及び扶養親族のうち同居特 障加算分	基礎	計
－	278,700	520	3,588,680	861,600	3,205,930	104,420	22,415,230	64,159,015
－	272,700	0	3,468,820	844,520	3,141,800	102,580	22,288,840	64,123,352
－	268,800	520	3,296,030	827,260	3,050,530	93,380	22,297,450	64,349,552
－	216,900	0	2,851,050	752,140	2,773,970	75,210	20,946,930	62,012,269
－	260,100	520	3,166,430	768,800	3,061,150	93,610	22,630,660	65,911,450

額等（千円）					
分離短期譲渡所得金額に係るもの	土地等に係る事業所得等の金額に係るもの	株式等に係る譲渡所得等の金額に係るもの	上場株式等の配当所得金額に係るもの	先物取引に係る雑所得等の金額	計
14,659	－	382,642	54,860	49,463	99,647,072
15,562	－	787,655	103,020	46,857	102,196,915
12,142	－	1,555,493	90,468	146,271	106,243,611
20,475	－	2,030,207	123,113	66,486	107,244,869
36,749	－	1,691,234	134,757	81,329	110,105,703

税 額 控 除 額 （千円）					税 額 調整額 (千円)	減免税額 (千円)	配当割額 及び株式 譲渡所得 割額の控 除額 (千円)	所 得 割 額 （千円）			平均 税率 (%)
調整控除	配当	住宅借 入金等 特別税 額	外国税額	寄附金				所得税の納税義務		計	
								有	無		
106,450	3,840	108,869	30	136,412	425	20	11,469	5,369,115	184,847	5,553,962	6.00
104,887	4,677	112,815	27	176,619	603	34	6,433	5,455,294	184,988	5,640,282	6.00
103,317	4,754	112,034	107	218,734	503	333	11,620	5,626,425	188,698	5,815,123	6.00
94,782	4,885	103,208	90	254,133	123	212	17,696	5,236,439	146,939	5,383,378	6.00
103,488	4,825	97,487	82	271,578	304	142	20,765	5,250,608	749,925	6,000,533	6.00

4 令和6年度 市民税(個人所得割)の課税標準段階別構成

納税義務者 (人)	構成比 (%)	所得別納税義務者数	課税標準の段階	税 額	所得割額 (千円)	構成比 (%)
136	0.3 (0.2)	市 国	10万円以下の金額	市 国	28,023	0.5 (0.7)
15,305	31.3 (29.8)		10万円を超え 100万円以下		391,411	7.3 (6.0)
15,767	32.2 (29.7)		100万円を超え 200万円以下		1,149,469	21.4 (16.7)
8,723	17.8 (17.8)		200万円を超え 300万円以下		1,084,043	20.1 (17.1)
4,082	8.4 (9.3)		300万円を超え 400万円以下		750,125	13.9 (13.0)
2,423	5.0 (6.3)		400万円を超え 550万円以下		605,005	11.2 (12.1)
922	1.9 (2.5)		550万円を超え 700万円以下		304,322	5.7 (6.3)
832	1.7 (2.1)		700万円を超え 1000万円以下		368,207	6.8 (7.4)
682	1.4 (2.3)		1000万円を超える金額		702,773	13.1 (20.7)
48,872	100.0	30% 20% 10%	合 計	10% 20% 30%	5,383,378	100.0

(課税状況調) () … 全国

5 市民税(法人)の月別調定額等の推移

月別	区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円	件数	税額 千円
4月	現年度	181	29,519	194	23,265	191	25,601	171	17,706	216	24,117
	過年度	92	18,485	75	12,440	94	31,526	104	38,059	128	92,109
5月	現年度	574	153,351	576	119,868	578	108,992	592	121,477	556	123,991
	過年度	26	336	24	3,069	32	3,937	28	791	58	2,185
6月	現年度	514	425,995	549	256,861	526	222,507	492	186,387	561	177,774
	過年度	66	7,195	59	4,101	98	9,157	101	15,651	81	14,226
7月	現年度	407	176,729	406	616,089	437	576,871	429	695,407	393	444,728
	過年度	25	169	20	1,118	14	120	13	420	7	331
8月	現年度	349	116,799	341	100,587	363	82,186	385	126,810	390	141,710
	過年度	12	181	8	2,767	12	311	14	330	5	107
9月	現年度	279	43,735	279	43,871	277	37,993	311	41,515	309	42,411
	過年度	3	117	20	2,828	7	173	19	458	10	187
10月	現年度	274	50,357	258	52,201	300	76,321	280	58,500	283	51,278
	過年度	4	70	10	109	6	7	18	336	9	295
11月	現年度	632	248,618	633	306,706	598	614,207	618	337,937	625	441,324
	過年度	6	53	10	329	13	897	13	638	15	249
12月	現年度	278	124,109	276	293,177	241	46,459	275	48,309	241	77,534
	過年度	22	671	20	972	14	825	20	342	17	2,889
1月	現年度	167	29,997	184	39,961	260	51,893	201	38,139	207	28,284
	過年度	8	120	11	294	22	602	5	5	4	80
2月	現年度	323	51,174	357	67,779	360	49,752	354	46,987	402	60,297
	過年度	13	43	18	89	16	140	11	294	12	69
3月	現年度	155	40,077	139	18,846	141	47,737	114	26,483	132	20,637
	過年度	18	270	15	592	10	70	18	307	21	2,029
合計	現年度	4,133	1,490,460	4,192	1,939,208	4,272	1,940,519	4,222	1,745,658	4,315	1,634,085
	過年度	295	27,710	290	28,707	338	47,765	364	57,630	367	114,756

(令和6年度 月別調定額詳細)

(単位 円・件)

区 分	4月調定		5月調定		6月調定		7月調定		8月調定		9月調定		10月調定		11月調定		12月調定		1月調定		2月調定		3月調定		合 計		
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
現年度分	税 割	13,570,400	119	82,966,300	311	116,868,900	312	392,419,700	233	113,090,200	219	24,955,100	153	29,418,600	178	380,676,100	450	62,239,500	167	17,711,200	139	37,524,300	254	13,580,000	105	1,285,020,300	2,640
	均等割	10,546,100	216	41,025,100	554	60,904,800	514	52,308,300	342	28,620,200	382	17,455,300	302	21,858,900	282	60,647,600	618	15,294,900	231	10,573,000	196	22,772,800	394	7,057,400	124	349,064,400	4,155
	合計 1	24,116,500	216	123,991,400	556	177,773,700	561	444,728,000	393	141,710,400	390	42,410,400	309	51,277,500	283	441,323,700	625	77,534,400	241	28,284,200	207	60,297,100	402	20,637,400	132	1,634,084,700	4,315
	累計 1	24,116,500	216	148,107,900	772	325,881,600	1,333	770,609,600	1,726	912,320,000	2,116	954,730,400	2,425	1,006,007,900	2,708	1,447,331,600	3,333	1,524,866,000	3,574	1,553,150,200	3,781	1,613,447,300	4,183	1,634,084,700	4,315		
過年度分	税 割	79,018,100	95	1,692,900	50	8,207,300	62	268,900	6	105,500	5	120,600	8	294,800	9	249,200	15	2,838,900	16	80,400	4	68,700	12	1,509,200	21	94,454,500	303
	均等割	13,090,600	100	492,400	13	6,019,100	33	62,500	2	0	0	66,600	2	0	0	0	0	50,000	1	0	0	0	0	520,000	4	20,301,200	155
	合計 2	92,108,700	128	2,185,300	58	14,226,400	81	331,400	7	105,500	5	187,200	10	294,800	9	249,200	15	2,888,900	17	80,400	4	68,700	12	2,029,200	21	114,755,700	367
	累計 2	92,108,700	128	94,294,000	186	108,520,400	267	108,851,800	274	108,957,300	279	109,144,500	289	109,439,300	298	109,688,500	313	112,577,400	330	112,657,800	334	112,726,500	346	114,755,700			
合 計	税 合計	92,588,500	214	84,659,200	361	125,076,200	374	392,688,600	239	113,195,700	224	25,075,700	161	29,713,400	187	380,925,300	465	65,078,400	183	17,791,600	143	37,593,000	266	15,089,200	126	1,379,474,800	2,943
	割 累計	92,588,500	214	177,247,700	575	302,323,900	949	695,012,500	1,188	808,208,200	1,412	833,283,900	1,573	862,997,300	1,760	1,243,922,600	2,225	1,309,001,000	2,408	1,326,792,600	2,551	1,364,385,600	2,817	1,379,474,800	2,943		
	均 等 割	23,636,700	316	41,517,500	567	66,923,900	547	52,370,800	344	28,620,200	382	17,521,900	304	21,858,900	282	60,647,600	618	15,344,900	232	10,573,000	196	22,772,800	394	7,577,400	128	369,365,600	4,310
	割 累計	23,636,700	316	65,154,200	883	132,078,100	1,430	184,448,900	1,774	213,069,100	2,156	230,591,000	2,460	252,449,900	2,742	313,097,500	3,360	328,442,400	3,592	339,015,400	3,788	361,788,200	4,182	369,365,600	4,310		
合計 (1+2)	合計	116,225,200	344	126,176,700	614	192,000,100	642	445,059,400	400	141,815,900	395	42,597,600	319	51,572,300	292	441,572,900	640	80,423,300	258	28,364,600	211	60,365,800	414	22,666,600	153	1,748,840,400	4,682
	累計 (1+2)	116,225,200	344	242,401,900	958	434,402,000	1,600	879,461,400	2,000	1,021,277,300	2,395	1,063,874,900	2,714	1,115,447,200	3,006	1,557,020,100	3,646	1,637,443,400	3,904	1,665,808,000	4,115	1,726,173,800	4,529	1,748,840,400	4,682		

6 市民税(法人)の均等割区分別納税義務者数の推移

資本金等 年度	50億円超 従業者50人超	10億円超 50億円以下 従業者50人超	10億円超 従業者50人以下	1億円超 10億円以下 従業者50人超	1億円超 10億円以下 従業者50人以下	1千万円超 1億円以下 従業者50人超	1千万円超 1億円以下 従業者50人以下	1千万円以下 従業者50人超	1千万円以下 従業者50人以下	計
令和元	20	10	193	24	149	46	509	24	2,645	3,620
2	20	10	195	24	154	45	510	23	2,665	3,646
3	18	14	196	22	159	40	517	22	2,691	3,679
4	21	14	201	23	152	43	518	24	2,748	3,744
5	23	14	196	23	144	44	508	25	2,806	3,783
6	20	14	200	21	152	43	513	27	2,850	3,840

(課税状況調による)

固 定 資 産 税 関 係

- 固定資産税（土地・家屋・償却資産）
- 都市計画税
- 国有資産等所在市町村交付金
- 特別土地保有税

〔固定資産税〕

1 納税義務者数の推移

(単位 人)

区分 \ 年度	令和 2	3	4	5	6	7 (7月末)
実 数	48,950	48,883	49,042	48,944	48,813	48,562
土 地	39,698	39,709	39,882	39,909	39,864	39,827
家 屋	39,358	39,355	39,617	39,685	39,741	39,723
償 却 資 産	1,332	1,334	1,501	1,526	1,559	1,561

(法定免税点以上)

2 土地の筆数及び家屋の棟数の推移

区分 \ 年度	令和 2	3	4	5	6	7
土 地 (筆)	149,547	150,008	150,311	150,302	150,403	150,205
家 屋 (棟)	69,116	68,845	69,161	69,305	69,416	69,486

(法定免税点以上)

(概要調書)

3 評価額の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	令和 2	3	4	5	6	7
土 地	506,221,475	499,150,689	495,136,921	491,420,689	487,014,677	485,492,646
家 屋	255,088,502	244,166,818	256,622,410	264,656,491	265,458,983	273,088,294
小 計	761,309,977	743,317,507	751,759,331	756,077,180	752,473,660	758,580,940
償 却 資 産	226,590,313	219,339,594	210,715,673	271,812,580	264,105,758	254,855,264
合 計	987,900,290	962,657,101	962,475,004	1,027,889,760	1,016,579,418	1,013,436,204

(法定免税点以上)

(概要調書)

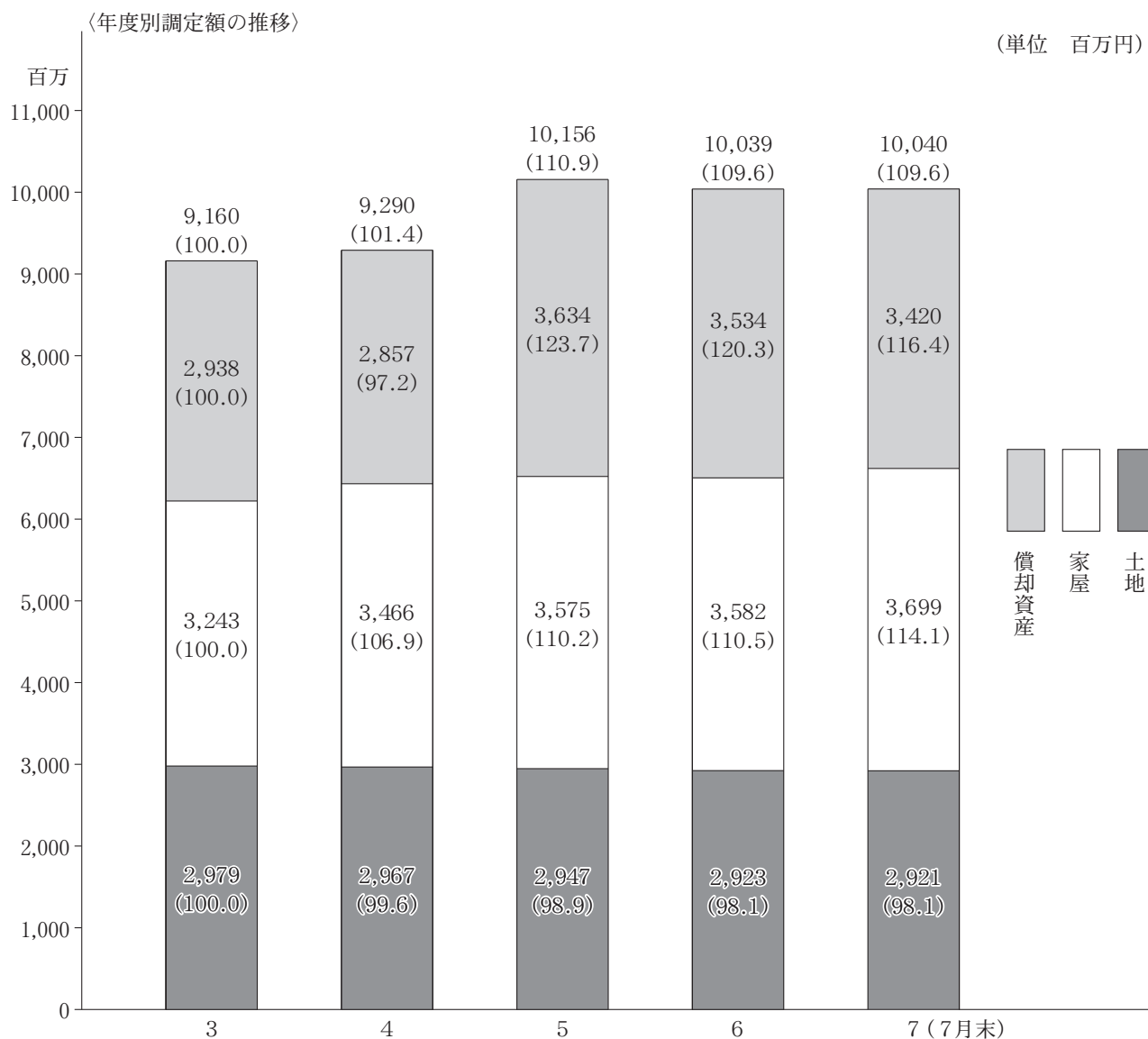
4 固定資産税調定額の推移

(単位 円)

区分 年度	土 地		家 屋		償 却 資 産		合 計	
	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)	調 定 額	前年比 (%)
3	2,979,336,200	98.7	3,242,797,500	94.0	2,938,256,600	95.4	9,160,390,300	95.9
4	2,966,980,000	99.6	3,465,744,300	106.9	2,856,778,400	97.2	9,289,502,700	101.4
5	2,947,297,200	99.3	3,575,373,700	103.2	3,633,692,100	127.2	10,156,363,000	109.3
6	2,922,945,200	99.2	3,581,521,400	100.2	3,534,230,500	97.3	10,038,697,100	98.8
7 (7月末)	2,920,908,400	99.9	3,698,654,400	103.3	3,420,333,200	96.8	10,039,896,000	100.0

(令和7年度は7月末調定額)

※ 令和6年度決算に対する令和7年度対比の内訳
 土地 …… 宅地の評価額下落等による減額
 家屋 …… 新・増築による増額、滅失による減額
 償却 …… 大規模法人の減価償却額増加による減額



()内数字は、令和3年度を100とした割合

5 土地の地目区分別評価額の推移

地 目	区 分 年 度	評価総筆数	評価総地積 (㎡)	決 定 価 格	
				総 額 (千円)	前年比 (%)
田	3	12,652	7,647,439	1,369,771	90.7
	4	12,411	7,498,037	1,278,663	93.3
	5	12,075	7,328,765	1,308,211	102.3
	6	11,911	7,206,324	1,175,538	89.9
	7	11,755	7,109,239	1,219,684	103.8
畑	3	12,107	5,852,266	1,156,552	93.7
	4	12,032	5,777,939	1,109,937	95.9
	5	11,993	5,683,672	1,116,844	100.6
	6	11,940	5,623,647	1,125,502	100.8
	7	11,910	5,604,821	1,085,320	96.4
宅 地	3	116,900	25,282,174	469,610,992	98.8
	4	117,417	25,373,949	465,217,503	99.0
	5	117,691	25,492,273	461,812,980	99.2
	6	118,017	25,579,007	457,408,280	99.0
	7	117,962	25,682,477	456,035,330	99.7
山 林	3	8,824	60,800,043	892,088	97.2
	4	8,830	60,781,947	890,986	99.8
	5	8,836	61,732,213	901,665	101.1
	6	8,825	62,172,355	906,833	100.6
	7	8,830	62,338,134	908,405	100.2
そ の 他	3	10,707	4,416,807	28,197,359	96.2
	4	10,850	4,739,814	28,726,330	101.8
	5	10,953	4,813,440	28,388,434	98.8
	6	11,028	4,895,585	28,600,581	100.7
	7	11,040	4,899,155	28,460,742	99.5
計	3	161,190	103,998,729	501,226,762	98.6
	4	161,540	104,171,686	497,223,419	99.2
	5	161,548	105,050,363	493,528,134	99.2
	6	161,721	105,476,918	489,216,734	99.1
	7	161,497	105,633,826	487,709,481	99.7

(概要調書)

6 土地の概要（令和6・7年度）

区分 地目	年 度	地 積 (㎡)			決 定 価 格 (千円)		
		評価総地積 (イ)	法定免税点以上	構成比 (%)	総 額 (ロ)	法定免税点以上	構成比 (%)
田	6	7,206,324	6,432,505	6.4	1,175,538	1,106,265	0.2
	7	7,109,239	6,341,099	6.3	1,219,684	1,150,971	0.2
畑	6	5,623,647	4,383,689	4.4	1,125,502	1,078,820	0.2
	7	5,604,821	4,355,476	4.3	1,085,320	1,038,475	0.2
宅 地	6	25,579,007	25,357,001	25.2	457,408,280	455,547,665	93.6
	7	25,682,477	25,460,192	25.3	456,035,330	454,158,031	93.6
池 沼	6	28,242	19,431	0.0	54,496	54,245	0.0
	7	28,242	23,391	0.0	53,905	53,713	0.0
山 林	6	62,172,355	59,697,675	59.3	906,833	871,234	0.2
	7	62,338,134	59,878,162	59.4	908,405	872,954	0.2
原 野	6	104,115	90,528	0.1	2,850	2,240	0.0
	7	104,026	90,528	0.1	2,841	2,237	0.0
雑種地	6	4,763,228	4,641,084	4.6	28,543,235	28,354,208	5.8
	7	4,766,887	4,643,747	4.6	28,403,996	28,216,265	5.8
計	6	105,476,918	100,621,913	100.0	489,216,734	487,014,677	100.0
	7	105,633,826	100,792,595	100.0	487,709,481	485,492,646	100.0

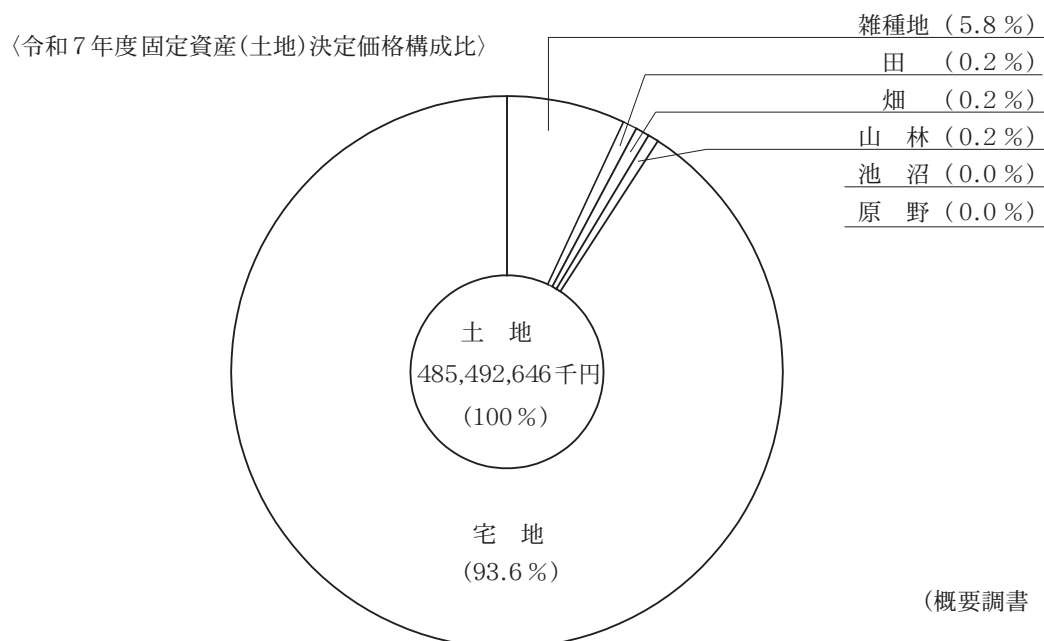
〈納税義務者数〉（個人、法人別）

年 度	総 数	法 定 免 税 点 以 上		法 定 免 税 点 未 満	
		個 人	法 人	個 人	法 人
6	45,193	38,799		6,394	
		37,244	1,555	6,241	153
7	45,104	38,723		6,381	
		37,134	1,589	6,229	152

（概要調書）

課税標準額（千円）		筆 数			単位当たり価格（円）	
法定免税点以上	構成比 （％）	評価総筆数	法定免税点以上	構成比 （％）	平均 価 格 $\frac{(\text{口})}{(\text{イ})}$	最 高 価 格
947,582	0.5	11,911	10,458	6.9	163	37,810
975,522	0.5	11,755	10,318	6.9	172	37,687
802,803	0.4	11,940	8,749	5.8	200	30,172
776,144	0.4	11,910	8,706	5.8	194	29,703
187,686,673	89.4	118,017	115,148	76.6	17,882	70,711
187,496,169	89.5	117,962	115,109	76.6	17,757	69,530
38,045	0.0	34	25	0.0	1,930	13,015
37,691	0.0	34	27	0.0	1,909	12,897
871,234	0.4	8,825	6,872	4.6	15	22
872,954	0.4	8,830	6,877	4.6	15	22
2,127	0.0	203	159	0.1	27	7,395
2,125	0.0	202	159	0.1	27	7,298
19,487,533	9.3	10,791	8,992	6.0	5,992	71,100
19,395,049	9.2	10,804	9,009	6.0	5,959	69,980
209,835,997	100.0	161,721	150,403	100.0	4,638	
209,555,654	100.0	161,492	150,205	100.0	4,617	

（概要調書）



7 土地に関する概要の推移

年 度	区 分	納税義務者数	地 目 別 筆 数				
			田	畑	宅 地	山 林	その他
平成 29	総 数	44,369	13,311	12,357	114,352	8,799	10,606
	法定免税点未満のもの	6,168	1,621	3,173	2,506	1,952	1,757
	法定免税点以上のもの	38,201	11,690	9,184	111,846	6,847	8,849
30	総 数	44,523	13,151	12,307	115,264	8,797	10,448
	法定免税点未満のもの	6,188	1,613	3,163	2,557	1,961	1,772
	法定免税点以上のもの	38,335	11,538	9,144	112,707	6,836	8,676
令和 元	総 数	44,704	13,040	12,252	115,792	8,805	10,578
	法定免税点未満のもの	6,223	1,589	3,211	2,586	1,928	1,777
	法定免税点以上のもの	38,481	11,451	9,041	113,206	6,877	8,801
2	総 数	44,846	12,876	12,177	116,163	8,806	10,652
	法定免税点未満のもの	6,245	1,563	3,209	2,636	1,924	1,795
	法定免税点以上のもの	38,601	11,313	8,968	113,527	6,882	8,857
3	総 数	44,926	12,652	12,107	116,900	8,824	10,707
	法定免税点未満のもの	6,290	1,530	3,181	2,733	1,931	1,807
	法定免税点以上のもの	38,636	11,122	8,926	114,167	6,893	8,900
4	総 数	45,074	12,411	12,032	117,417	8,830	10,850
	法定免税点未満のもの	6,306	1,508	3,184	2,770	1,942	1,825
	法定免税点以上のもの	38,768	10,903	8,848	114,647	6,888	9,025
5	総 数	45,168	12,075	11,993	117,691	8,836	10,953
	法定免税点未満のもの	6,332	1,476	3,181	2,793	1,951	1,845
	法定免税点以上のもの	38,836	10,599	8,812	114,898	6,885	9,108
6	総 数	45,193	11,911	11,940	118,017	8,825	11,028
	法定免税点未満のもの	6,394	1,453	3,191	2,869	1,953	1,852
	法定免税点以上のもの	38,799	10,458	8,749	115,148	6,872	9,176
7	総 数	45,104	11,755	11,910	117,962	8,830	11,040
	法定免税点未満のもの	6,381	1,437	3,204	2,853	1,953	1,845
	法定免税点以上のもの	38,723	10,318	8,706	115,109	6,877	9,195

	地 目 別 地 積 (㎡)					
計	田	畑	宅 地	山 林	その他	計
159,425	8,080,112	6,182,467	24,778,902	60,020,672	4,188,146	103,250,299
11,009	866,197	1,295,106	182,274	2,500,009	147,024	4,990,610
148,416	7,213,915	4,887,361	24,596,628	57,520,663	4,041,122	98,259,689
159,967	8,002,396	6,108,840	24,891,229	60,403,141	4,141,402	103,547,008
11,066	856,029	1,287,470	186,095	2,495,015	150,018	4,974,627
148,901	7,146,367	4,821,370	24,705,134	57,908,126	3,991,384	98,572,381
160,467	7,909,795	6,093,439	25,021,620	60,411,696	4,213,505	103,650,055
11,091	843,493	1,299,964	190,119	2,463,667	144,884	4,942,127
149,379	7,066,302	4,793,475	24,831,501	57,948,029	4,068,621	98,707,928
160,674	7,793,059	5,912,609	25,141,111	60,532,638	4,256,734	103,636,151
11,127	823,307	1,281,304	194,885	2,468,540	133,277	4,901,313
149,547	6,969,752	4,631,305	24,946,226	58,064,098	4,123,457	98,734,838
161,190	7,647,439	5,852,266	25,282,174	60,800,043	4,416,807	103,998,729
11,182	806,583	1,268,520	204,154	2,498,875	135,364	4,913,496
150,008	6,840,856	4,583,746	25,078,020	58,301,168	4,281,443	99,085,233
161,540	7,498,037	5,777,939	25,373,949	60,781,947	4,739,814	104,171,686
11,229	798,815	1,250,012	208,128	2,470,811	138,144	4,865,910
150,311	6,699,222	4,527,927	25,165,821	58,311,136	4,601,670	99,305,776
161,548	7,328,765	5,683,672	25,492,273	61,732,213	4,813,440	105,050,363
11,246	788,346	1,234,702	211,929	2,477,474	142,155	4,854,606
150,302	6,540,419	4,448,970	25,280,344	59,254,739	4,671,285	100,195,757
161,721	7,206,324	5,623,647	25,579,007	62,172,355	4,895,585	105,476,918
11,318	773,819	1,239,958	222,006	2,474,680	144,542	4,855,005
150,403	6,432,505	4,383,689	25,357,001	59,697,675	4,751,043	100,621,913
161,497	7,109,239	5,604,821	25,682,477	62,338,134	4,899,155	105,633,826
11,292	768,140	1,249,345	222,285	2,459,972	141,489	4,841,231
150,205	6,341,099	4,355,476	25,460,192	59,878,162	4,757,666	100,792,595

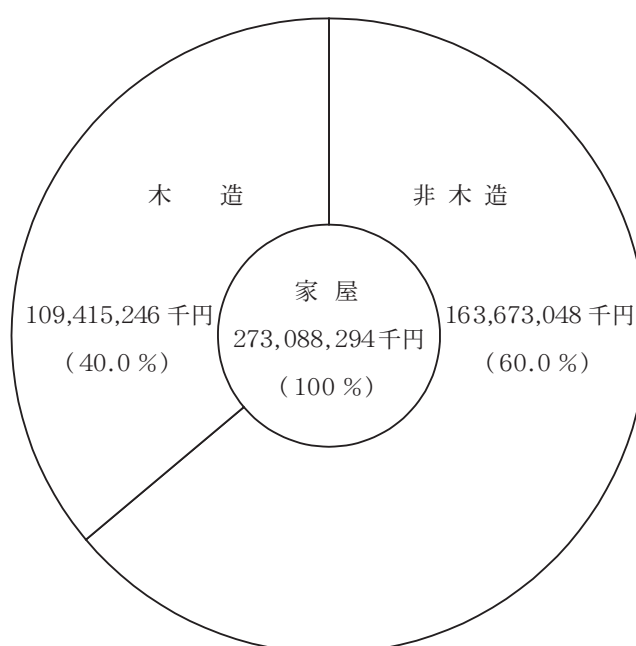
(概要調書)

8 家屋の種別区分別評価状況の推移

種 別	区 分 年 度	棟 数		床 面 積	
		総 数	前年比 (%)	総 数 (㎡)	前年比 (%)
木 造	3	54,754	99.83	4,788,727	100.37
	4	54,715	99.92	4,804,365	100.32
	5	54,667	99.91	4,827,376	100.47
	6	54,608	99.89	4,838,706	100.23
	7	54,511	99.82	4,836,239	99.94
木 造 以 外	3	19,311	100.04	4,641,263	100.26
	4	19,287	99.87	4,642,725	100.03
	5	19,343	100.29	4,656,444	100.29
	6	19,396	100.27	4,682,440	100.55
	7	19,422	100.13	4,703,721	100.45
合 計	3	74,065	99.89	9,429,990	100.32
	4	74,002	99.91	9,447,090	100.18
	5	74,010	100.01	9,483,820	100.38
	6	74,004	99.99	9,521,146	100.39
	7	73,933	99.90	9,539,960	100.19

(法定免税点未満含む)

〈令和7年度 固定資産(家屋)決定価格構成比〉



(概要調書 法定免税点以上)

決 定 価 格		単位当たり価格
総 額 (千円)	前年比 (%)	平均価格 (円)
97,148,887	96.68	20,287
100,723,034	103.67	20,965
105,364,891	104.60	21,827
106,690,918	101.25	22,049
109,732,599	102.85	22,690
153,719,115	99.18	33,120
156,268,432	101.65	33,659
159,649,669	102.16	34,286
159,116,810	99.66	33,982
163,693,534	102.87	34,801
250,868,002	98.19	26,603
256,991,466	102.44	27,203
265,014,560	103.12	27,944
265,807,728	100.29	27,918
273,426,133	102.86	28,661

(概要調書)

9 令和7年度家屋の概要

区 分		総 数		法定免税点 未満のもの	法定免税点以上のもの	
		数	構成比 (%)		数	構成比 (%)
納税義務者数 (人)		43,466		3,676	39,790	
棟 数 (棟)	木 造	54,511	73.73	4,191	50,320	72.42
	木 造 以 外	19,422	26.27	256	19,166	27.58
	計	73,933	100.00	4,447	69,486	100.00
床 面 積 (㎡)	木 造	4,836,239	50.69	232,921	4,603,318	49.49
	木 造 以 外	4,703,721	49.31	5,702	4,698,019	50.51
	計	9,539,960	100.00	238,623	9,301,337	100.00
決 定 価 格 (千円)	木 造	109,732,599	40.13	317,353	109,415,246	40.07
	木 造 以 外	163,693,534	59.87	20,486	163,673,048	59.93
	計	273,426,133	100.00	337,839	273,088,294	100.00
単 位 当 価 格 (円)	木 造	22,690		1,362	23,769	
	木 造 以 外	34,801		3,593	34,839	
	計	28,661		1,416	29,360	

(概要調書)

10 家屋の新增築分調 (令和5・6・7年度)

種 類 年 度 区 分		5		6		7	
		棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
木 造 家 屋	専 用 住 宅	387	41,219	381	39,389	275	27,977
	そ の 他	91	20,351	68	13,944	51	7,862
	計	478	61,570	449	53,333	326	35,839
非 木 造 家 屋	住 宅 ・ ア パ ー ト	45	17,884	35	16,310	21	8,848
	そ の 他	116	26,300	99	30,407	114	46,147
	計	161	44,184	134	46,717	135	54,995

(概要調書)

11 家屋の減少分調（令和５・６・７年度）

種 類		年 度		5		6		7	
		区 分		棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
木 造 家 屋	専 用 住 宅			414	29,332	405	29,208	336	24,081
	そ の 他			118	8,000	113	11,041	113	13,355
	計			532	37,332	518	40,249	449	37,436
非 木 造 家 屋	住 宅 ・ ア パ ー ト			49	6,794	37	4,336	39	5,585
	そ の 他			131	20,040	92	18,049	103	32,397
	計			180	26,834	129	22,385	142	37,982

（概要調書）

12 家屋の新築住宅の軽減税額調（令和５・６・７年度）

年 度	区 分	法附則第15条の6第1項によるもの			法附則第15条の6第2項によるもの		
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)
5		1,344	109,549	60,289	228	14,175	10,396
6		1,379	109,607	63,151	232	14,266	10,526
7		1,233	96,725	57,984	259	15,590	12,131

年 度	区 分	法附則第15条の7第1項によるもの			法附則第15条の7第2項によるもの			軽減税額 合 計 (千円)
		個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	個 数	床 面 積 (㎡)	軽減税額 (千円)	
5		684	75,237	43,661	0	0	0	114,346
6		711	77,310	45,760	0	0	0	119,437
7		694	74,818	46,027	0	0	0	116,142

（概要調書）

13 木造家屋の種類別調（令和５・６・７年度）

種 類 \ 年 度 区 分	5		6		7	
	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
専 用 住 宅	45,673	4,149,965	45,655	4,158,583	45,610	4,161,232
共 同 住 宅 ・ 寄 宿 舎	949	215,560	969	225,961	972	229,555
併 用 住 宅	1,438	148,923	1,430	147,456	1,441	148,324
旅 館 ・ 料 亭 ・ ホ テ ル	30	4,783	30	4,783	31	4,794
事 務 所 ・ 銀 行 ・ 店 舗	1,244	106,154	1,235	105,631	1,215	104,253
劇 場 ・ 病 院	35	5,202	37	5,483	38	5,746
工 場 ・ 倉 庫	1,132	107,646	1,132	102,608	1,132	95,195
付 属 家 ・ そ の 他	4,166	89,143	4,120	88,201	4,072	87,140
計	54,667	4,827,376	54,608	4,838,706	54,511	4,836,239

（法定免税点未満含む）

（概要調書）

14 非木造家屋の種類別調（令和５・６・７年度）

種 類 \ 年 度 区 分	5		6		7	
	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)	棟 数	床 面 積 (㎡)
事務所・店舗・百貨店・銀行	2,370	919,462	2,401	947,765	2,397	929,527
住 宅 ・ ア パ ー ト	8,140	1,526,990	8,137	1,538,553	8,121	1,542,561
ホ テ ル ・ 病 院	172	193,428	172	193,880	170	193,161
工 場 ・ 倉 庫 ・ 市 場	5,182	1,883,025	5,164	1,896,889	5,205	1,931,983
そ の 他	3,479	133,539	3,522	105,353	3,529	106,489
計	19,343	4,656,444	19,396	4,682,440	19,422	4,703,721

（法定免税点未満含む）

（概要調書）

15 償却資産の課税標準額の推移

(単位 千円・%)

年度 区分 種 別		5			6			7		
		課税標準額	構成比	前年度比	課税標準額	構成比	前年度比	課税標準額	構成比	前年度比
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	46,770,920	18.1	118.0	47,701,218	18.9	102.0	47,880,520	19.6	100.4
	機 械 及 び 装 置	150,735,313	58.3	125.7	142,234,499	56.5	94.4	136,023,086	55.7	95.6
	船	1,476,665	0.6	103.6	1,605,204	0.6	108.7	1,356,016	0.6	84.5
	航 空 機	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	車 両 及 び 運 搬 具	796,945	0.3	107.1	798,243	0.3	100.2	839,228	0.4	105.1
	工 具 、 器 具 及 び 備 品	13,904,331	5.4	100.9	15,008,841	6.0	107.9	16,375,089	6.7	109.1
小 計		213,684,174	82.7	121.7	207,348,005	82.3	97.0	202,473,939	83.0	97.6
法第三八九条関係	総務大臣が価格等を決定し 配分したもの	44,835,000	17.3	160.4	44,567,569	17.7	99.4	41,535,999	17.0	93.2
	県知事が価格等を決定し 配分したもの	51,195	0.0	95.7	49,140	0.0	96.0	47,296	0.0	96.2
	小 計	44,886,195	17.3	160.3	44,616,709	17.7	99.4	41,583,295	17.0	93.2
	合 計	258,570,369	100	127.0	251,964,714	100	97.4	244,057,234	100	96.9
納 税 義 務 者 数		1,523	—	102.8	1,552	—	101.9	1,556	—	100.3

(概要調書)

〔都市計画税〕

1 都市計画税調定額(決算)の推移

区 分 \ 年 度		3		4	
		調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)
土	地	633,236,900	98.8	629,580,600	99.4
家	屋	555,833,600	93.7	595,126,800	107.1
計		1,189,070,500	96.4	1,224,707,400	103.0

2 納税義務者数の推移

区 分 \ 年 度		3	4
土	地	30,501	30,588
家	屋	29,847	30,018
実	数	36,759	36,784

(法定免税点以上)

3 土地の地積及び決定価格等

区 分		令 和 6 年 度			
		地 積 (千㎡)	筆 数	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
宅 地 等	宅 地	19,859	54,681	385,282,832	208,621,355
	そ の 他	1,842	5,048	18,605,393	12,754,318
	小 計	21,701	59,729	403,888,225	221,375,673
農 地		2,923	5,591	252,707	252,397
計		24,624	65,320	404,140,932	221,628,070

(法定免税点以上)

(単位 円)

5		6		7 (7月末)	
調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)	調 定 額	前 年 比 (%)
623,982,500	99.1	617,402,600	98.9	621,360,100	100.6
613,599,400	103.1	613,010,800	99.9	642,256,500	104.8
1,237,581,900	101.1	1,230,413,400	99.4	1,263,616,600	102.7

(令和7年度は7月末調定額)

※令和6年度決算に対する令和7年度対比の内訳

土地……宅地の評価額下落等による減額

家屋……新・増築による増額、滅失による減額

(単位 人)

5	6	7 (7月末)
30,578	30,523	30,797
30,052	30,061	30,331
36,679	36,529	36,652

区 分		令 和 7 年 度			
		地 積 (千㎡)	筆 数	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
宅 地 等	宅 地	20,064	55,051	386,630,701	209,559,730
	そ の 他	1,981	5,256	19,122,532	13,111,049
	小 計	22,045	60,307	405,753,233	222,670,779
農 地		2,888	5,520	249,179	248,870
計		24,933	65,827	406,002,412	222,919,649

(概要調書)

4 家屋の床面積及び決定価格等

(法定免税点以上)

年度	区 分	床 面 積 (千㎡)	棟 数	決 定 価 格 (千円)	課税標準額 (千円)
5	木 造 家 屋	3,401	36,943	79,540,279	79,539,739
	木 造 以 外 の 家 屋	4,086	15,316	140,489,421	140,282,020
	計	7,487	52,259	220,029,700	219,821,759
6	木 造 家 屋	3,411	36,946	80,435,041	80,434,501
	木 造 以 外 の 家 屋	4,099	15,337	139,366,954	139,168,334
	計	7,510	52,283	219,801,995	219,602,835
7	木 造 家 屋	3,433	37,178	83,794,514	83,793,975
	木 造 以 外 の 家 屋	4,149	15,444	145,950,775	145,752,155
	計	7,582	52,622	229,745,289	229,546,130

(概要調書)

5 都市計画区域の面積

(単位 千㎡)

年 度	行政区域面積	市街化区域面積	調整区域面積	用途地域	特定用途 制限地域	計
3	234,500	0	0	25,268	74,712	99,980
4	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
5	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
6	234,470	0	0	25,268	74,712	99,980
7	234,470	0	0	25,370	74,610	99,980

(概要調書)

〔 交 付 金 〕

国有資産等所在市町村交付金調

(単位 円)

年 度 \ 区 分	管理官公署数	固定資産の価格	算定標準額	交 付 金 額
平成 18	11	3,661,023,491	1,310,633,000	18,348,300
19	11	3,589,379,089	1,286,844,000	18,015,400
20	10	2,893,979,433	939,162,000	13,147,900
21	9	2,856,535,002	928,940,000	13,004,900
22	8	2,768,202,651	904,818,000	12,667,200
23	8	2,780,687,836	914,667,000	12,805,000
24	5	2,619,589,163	864,307,000	12,100,100
25	5	2,537,539,370	846,861,000	11,855,900
26	5	2,526,773,720	843,148,000	11,803,800
27	4	2,509,677,409	839,798,000	11,757,000
28	4	2,697,701,040	876,103,000	12,265,200
29	4	2,515,598,691	826,486,000	11,570,600
30	4	2,510,816,371	824,619,000	11,544,400
令和 元	4	2,473,755,270	816,493,000	11,430,600
2	4	2,437,099,126	803,668,000	11,251,100
3	4	2,462,303,028	813,322,000	11,386,300
4	4	2,426,110,518	805,282,000	11,273,800
5	4	2,339,719,029	778,136,000	10,893,700
6	4	2,334,503,356	775,842,000	10,861,600
7 当初	4	2,302,958,660	768,987,000	10,838,100

※ H18 及びH19 は、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金」

〔特別土地保有税〕

特別土地保有税の概要

(単位 円)

年 度	保 有 分		取 得 分		合 計	
	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額	件 数	調 定 額
平成元	14	21,975,300	4	5,802,000	18	27,777,300
2	8	19,361,600	4	8,390,500	12	27,752,100
3	6	18,714,500	0	0	6	18,714,500
4	6	17,236,800	0	0	6	17,236,800
5	8	20,376,600	0	0	8	20,376,600
6	7	32,664,000	0	0	7	32,664,000
7	8	35,327,900	0	0	8	35,327,900
8	9	37,071,100	0	0	9	37,071,100
9	8	38,606,600	0	0	8	38,606,600
10	8	40,522,600	(1)	12,167,800	8	52,690,400
11	9	12,050,600	0	0	9	12,050,600
12	9	10,102,500	0	0	9	10,102,500
13	5	7,914,300	0	0	5	7,914,300
14	4	7,783,700	(1)	169,100	4	7,952,800
15	0	0	2	780,200	2	780,200
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	1	4,632,600	(1)	5,061,600	1	9,694,200
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	1	52,400	1	52,400
25	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0
28	0	0	0	0	0	0
29	0	0	0	0	0	0
30	0	0	0	0	0	0
令和元	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0

諸 税 関 係

- 軽自動車税
- 市たばこ税
- 入湯税

1 軽自動車税(種別割)の当初課税状況の推移

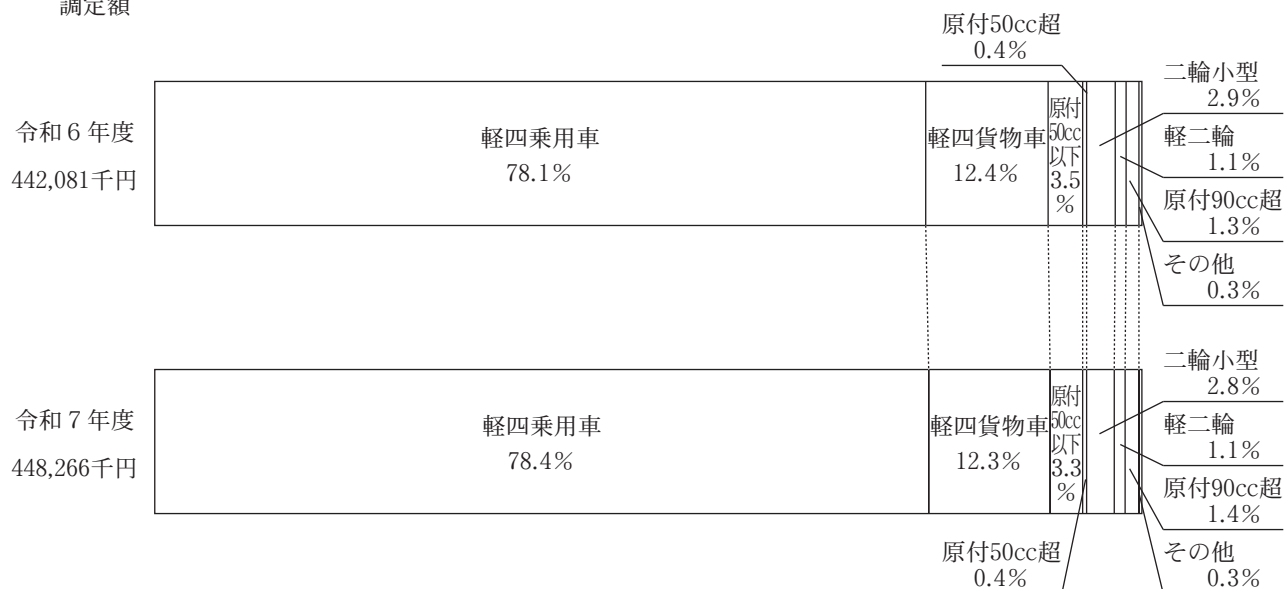
年 度		令和 3				4			
区 分		台 数	調 定 額	対 前 年		台 数	調 定 額	対 前 年	
				台数 増減	調定比			台数 増減	調定比
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下	8,665	17,330,000	△356	96.1	8,313	16,626,000	△352	95.9
	50 cc 超 90 cc 以下	843	1,686,000	△39	95.6	863	1,726,000	20	102.4
	90 cc 超	2,161	5,186,400	67	103.2	2,245	5,388,000	84	103.9
	ミニカ一	79	292,300	△5	94.0	81	299,700	2	102.5
	特定小型原付	—	—	—	—	—	—	—	—
	小 計	11,748	24,494,700	△333	97.4	11,502	24,039,700	△246	98.1
軽 自 動 車 お よ び 小 型 特 殊 自 動 車	二輪 (ボートトレーラー含む)	1,262	4,543,200	79	106.7	1,329	4,184,400	67	105.3
	三輪 (旧税率)	0	0	0	—	0	0	0	
	三輪 (新税率・軽課含む)	0	0	0	—	0	0	0	
	三輪 (重課)	3	13,800	2	300.0	3	13,800	0	100
	四輪乗用 (旧税率)	13,650	98,280,000	△2,037	87.0	11,825	85,140,000	△1,825	86.6
	四輪乗用(新税率・軽課含む)	11,712	123,287,400	1,944	121.7	13,316	143,812,800	1,604	116.6
	四輪乗用 (重課)	7,794	100,542,600	377	105.1	8,058	103,948,200	264	103.4
	四輪貨物 (旧税率)	3,075	12,300,000	△556	84.7	2,652	10,608,000	△423	86.2
	四輪貨物(新税率・軽課含む)	3,035	15,097,000	525	121.4	3,553	17,765,000	518	117.7
	四輪貨物 (重課)	4,066	24,396,000	93	102.3	4,042	24,252,000	△24	99.4
	農耕作業用	107	256,800	9	109.2	114	273,600	7	106.5
	特殊作業用	114	672,600	1	100.9	117	690,300	3	102.6
	軽四乗用営業用 (旧税率)	1	5,500	△1	50.0	1	5,500	0	100
	軽四乗用営業用 (新税率・軽課含む)	2	13,800	0	114.0	2	13,800	0	100
	軽四乗用営業用 (重課)	3	24,600	1	150.0	4	32,800	1	133.3
	軽四貨物営業用 (旧税率)	71	213,000	1	101.4	71	213,000	0	100
	軽四貨物営業用 (新税率・軽課含む)	69	261,300	17	134.1	82	311,600	13	119.2
	軽四貨物営業用 (重課)	43	193,500	△3	93.5	37	166,500	△6	86
	小 計	45,007	380,101,100	452	103.7	45,206	392,031,300	199	103.1
	二輪小型自動車		1,795	10,770,000	68	103.9	1,898	11,388,000	103
合 計		58,550	415,365,800	187	103.3	58,606	427,459,000	56	102.9

(単位 円・%)

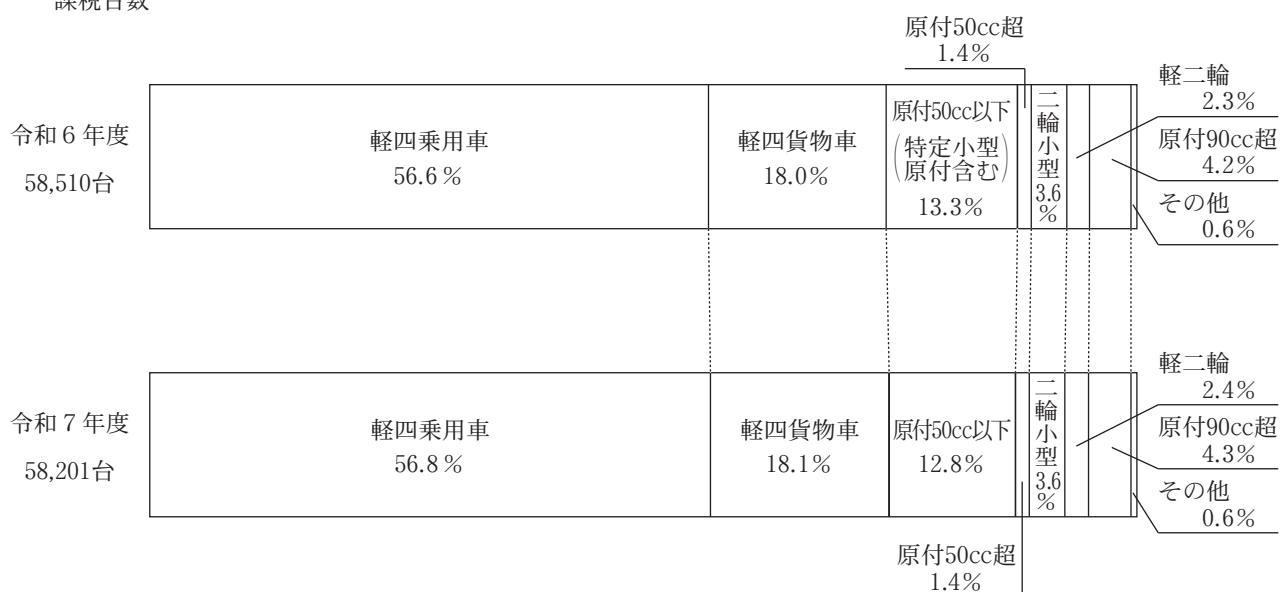
5				6				7			
台数	調定額	対前年		台数	調定額	対前年		台数	調定額	対前年	
		台数増減	調定比			台数増減	調定比			台数増減	調定比
8,031	16,062,000	△282	96.6	7,756	15,512,000	△275	96.6	7,434	14,868,000	△322	95.8
865	1,730,000	2	100.2	823	1,646,000	△42	95.1	802	1,604,000	△21	97.4
2,341	5,618,400	96	104.3	2,453	5,887,200	112	104.8	2,507	6,016,800	54	102.2
75	277,500	△6	92.6	79	292,300	4	105.3	84	310,800	5	106.3
—	—	—	—	9	18,000	—	—	29	58,000	20	322.2
11,312	23,687,900	△190	98.3	11,120	23,355,500	△192	98.6	10,856	22,857,600	△264	97.9
1,393	5,014,800	64	104.8	1,377	4,957,200	△16	98.9	1,391	5,007,600	14	101.0
0	0	0		0	0	0		0	0	0	—
0	0	0		0	0	0		0	0	0	—
3	13,800	0	—	3	13,800	0	100	3	13,800	0	100
10,013	72,093,600	△1,812	84.7	8,329	59,968,800	△1,684	83.2	6,509	46,864,800	△1,820	78.1
14,844	159,910,200	1,528	111.5	16,376	176,642,100	1,532	110.5	17,892	193,079,700	1,516	109.3
8,297	107,031,300	239	103.0	8,419	108,605,100	122	101.5	8,630	111,327,000	211	102.5
2,158	8,632,000	△494	81.4	1,702	6,808,000	△456	78.9	1,263	5,052,000	△439	74.2
4,034	20,170,000	481	113.5	4,512	22,556,300	478	111.8	4,955	24,752,800	443	109.7
4,119	24,714,000	77	101.9	4,132	24,792,000	13	100.3	4,122	24,732,000	△10	99.8
116	278,400	2	101.8	121	290,400	5	104.3	124	297,600	3	102.5
121	713,900	4	103.4	120	708,000	△1	99.2	117	690,300	△3	97.5
2	11,000	1	200.0	2	11,000	0	100	2	11,000	0	100
3	20,700	1	150.0	5	34,500	2	166.7	5	34,500	0	100
6	49,200	2	150.0	5	41,000	△1	83.3	7	57,400	2	140
62	186,000	△9	87.3	52	156,000	△10	83.9	35	105,000	△17	67.3
94	348,800	12	114.6	92	349,600	△2	100.2	112	403,200	20	115.3
40	180,000	3	108.1	44	198,000	4	110.0	59	265,500	15	134.1
45,305	399,367,700	99	100.2	45,291	406,131,800	△14	101.7	45,226	412,694,200	△65	101.6
2,026	12,156,000	128	106.7	2,099	12,594,000	73	103.6	2,119	12,714,000	20	101
58,643	435,211,600	37	100.1	58,510	442,081,300	△133	101.6	58,201	448,265,800	△309	101.4

2 車種別調定額・台数の推移

調定額



課税台数



3 市たばこ税に関する調

〈年度別調定状況〉

区 分 \ 年 度	令 和 2	3	4	5	6
売 渡 し 本 数 (千本)	133,115	132,776	133,092	133,459	128,689
税 率	1,000本当 5,692円 10月1日以降 1,000本当 6,122円	1,000本当 6,122円 10月1日以降 1,000本当 6,552円	—	—	—
調 定 額 (千円)	782,459	837,880	872,021	874,426	843,168
前 年 比 (%)	96.6	107.1	104.1	100.3	96.4
1ヶ月平均税額 (千円)	65,205	69,823	72,668	72,869	70,264

〈売渡し本数の推移〉

(単位 本)

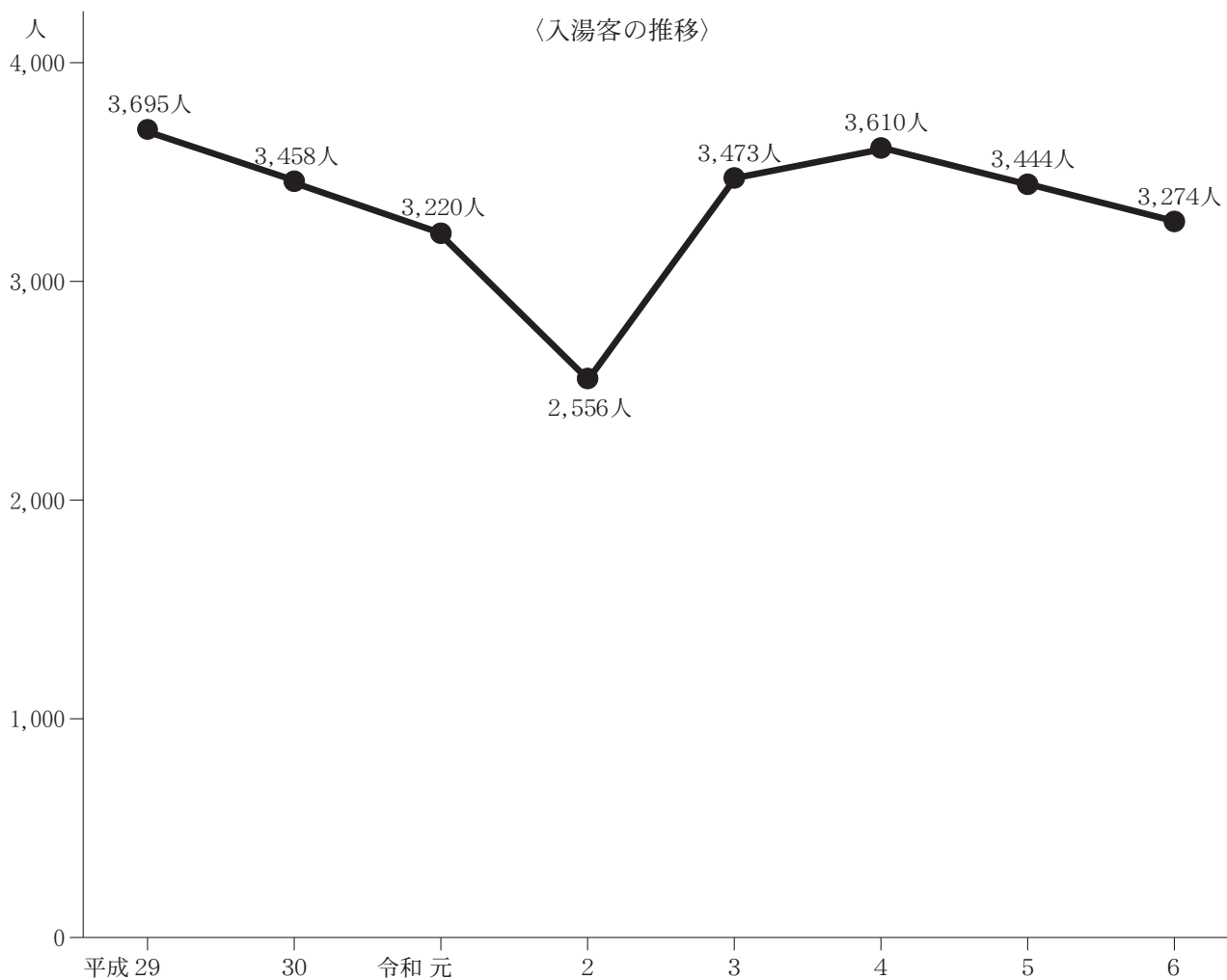
月別 \ 年度	令 和 2	3	4	5	6
4	11,612,496	11,509,080	11,092,067	11,760,694	10,448,590
5	10,631,669	11,366,181	11,249,752	10,774,536	11,390,023
6	11,114,956	10,722,732	10,964,346	11,504,462	11,152,850
7	11,427,219	11,184,500	11,087,938	11,323,692	10,298,774
8	11,855,769	11,553,089	11,098,146	11,325,467	11,314,575
9	11,313,125	11,334,788	11,422,329	11,566,287	11,167,564
10	14,388,171	14,089,271	11,559,828	11,274,070	10,306,076
11	9,225,093	8,979,952	11,388,129	11,161,441	11,364,713
12	10,166,972	10,704,562	11,101,994	10,888,037	10,683,957
1	11,464,114	11,753,468	12,063,778	11,344,772	11,012,380
2	10,001,426	9,901,467	10,141,207	10,349,880	10,199,975
3	9,914,159	9,677,344	9,922,890	10,186,106	9,349,224
計	133,115,169	132,776,464	133,092,404	133,459,444	128,688,701
前 年 比 (%)	93.0	99.7	100.2	100.3	96.4
1人当たりの たばこ消費本数 (各年度の3月末現在人口)	1,133	1,144	1,158	1,176	1,149

4 入湯税に関する調

〈年度別調定額等〉

年 度	区 分	課 税 標 準 (人)	前 年 度 比 (%)	税 率 (円)	調 定 額 (千円)
平 成	29	3,695	100.2	150	554
	30	3,458	93.7	150	519
令 和	元	3,220	93.1	150	483
	2	2,556	79.4	150	383
	3	3,473	135.9	150	521
	4	3,610	103.9	150	542
	5	3,444	95.4	150	517
	6	3,274	95.1	150	491

(S53.1.1～1人150円)



徵 收 関 係

1 令和6年度 市税の月別収入状況

科目\月別	令和6年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市 民 税	73,049,025	613,430,360	731,599,497	709,269,975	515,740,428	687,019,725	503,069,642
現年課税分	72,194,504	613,028,776	727,390,366	704,994,966	513,118,096	685,290,203	501,798,487
個 人	37,655,904	478,828,876	466,933,566	280,355,166	465,892,496	550,520,003	455,461,087
法 人	34,538,600	134,199,900	260,456,800	424,639,800	47,225,600	134,770,200	46,337,400
滞納繰越分	854,521	401,584	4,209,131	4,275,009	2,622,332	1,729,522	1,271,155
個 人	854,521	371,584	4,109,131	4,070,709	2,606,632	1,729,522	1,271,155
法 人	0	30,000	100,000	204,300	15,700	0	0
固 定 資 産 税	841,875,950	4,028,284,556	54,115,537	143,516,046	1,544,739,468	90,303,041	1,551,445,754
現年課税分	841,486,816	4,027,920,839	52,255,438	136,670,897	1,542,032,656	87,961,967	1,549,485,257
滞納繰越分	389,134	363,717	1,860,099	6,845,149	2,706,812	2,341,074	1,960,497
交 付 金	0	338,800	185,000	10,337,800	0	0	0
軽自動車税	98,694	227,316,797	188,532,477	14,925,885	4,277,035	3,312,367	3,671,985
現年課税分	0	227,146,000	188,184,400	14,254,657	3,853,889	2,964,626	3,382,673
滞納繰越分	98,694	170,797	348,077	671,228	423,146	347,741	289,312
市たばこ税	0	68,459,162	74,627,430	73,073,473	67,477,566	74,133,095	73,169,879
入 湯 税	42,300	42,600	43,350	37,800	41,850	44,850	40,050
都 市 計 画 税	103,259,651	494,086,344	6,637,870	17,605,565	189,414,803	11,074,318	190,216,128
現年課税分	103,211,524	494,041,361	6,407,906	16,759,483	189,080,233	10,784,954	189,973,805
滞納繰越分	48,127	44,983	229,964	846,082	334,570	289,364	242,323
市 税 合 計	1,018,325,620	5,431,958,619	1,055,741,161	968,766,544	2,321,691,150	865,887,396	2,321,613,438
現年課税分	1,016,935,144	5,430,977,538	1,049,093,890	956,129,076	2,315,604,290	861,179,695	2,317,850,151
滞納繰越分	1,390,476	981,081	6,647,271	12,637,468	6,086,860	4,707,701	3,763,287
令和5年度市税合計	1,029,248,979	5,868,403,500	1,165,211,867	1,577,307,851	2,258,474,024	792,239,255	2,198,707,268

※ 軽自動車税の現年課税分には「環境性能割」を含む。

(単位 円)

11 月	12 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	合 計
622,650,491	879,757,313	548,492,297	538,993,647	538,634,924	402,340,662	7,467,117	7,371,515,103
620,508,731	878,511,558	547,124,793	537,915,143	536,962,424	402,340,662	7,467,117	7,348,645,826
531,699,231	435,265,558	517,016,193	492,524,248	492,511,524	391,760,362	7,432,917	5,603,857,131
88,809,500	443,246,000	30,108,600	45,390,895	44,450,900	10,580,300	34,200	1,744,788,695
2,141,760	1,245,755	1,367,504	1,078,504	1,672,500	0	0	22,869,277
1,949,359	1,098,456	1,307,604	1,075,904	1,672,500	0	0	22,117,077
192,401	147,299	59,900	2,600	0	0	0	752,200
56,970,348	119,782,662	1,511,247,503	42,926,137	10,110,454	15,691,939	3,712,581	10,014,721,976
55,852,029	118,642,095	1,510,081,254	41,938,885	9,070,084	15,691,939	3,712,581	9,992,802,737
1,118,319	1,140,567	1,166,249	987,252	1,040,370	0	0	21,919,239
0	0	0	0	0	0	0	10,861,600
3,878,223	5,440,008	4,215,164	2,701,160	2,903,185	3,057,500	352,740	464,683,220
3,527,127	5,176,793	3,872,350	2,548,197	2,678,085	3,057,500	352,740	460,999,037
351,096	263,215	342,814	152,963	225,100	0	0	3,684,183
67,525,409	74,461,598	70,001,285	72,153,114	66,830,864	61,255,487	0	843,168,362
41,100	43,950	41,100	34,650	37,500	0	0	491,100
6,985,847	14,686,601	185,257,313	5,262,427	1,240,186	1,923,314	－152,815	1,227,497,552
6,847,620	14,545,624	185,113,161	5,140,400	1,111,693	1,923,314	－152,815	1,224,788,263
138,227	140,977	144,152	122,027	128,493	0	0	2,709,289
758,051,418	1,094,172,132	2,319,254,662	662,071,135	619,757,113	484,268,902	11,379,623	19,932,938,913
754,302,016	1,091,381,618	2,316,233,943	659,730,389	616,690,650	484,268,902	11,379,623	19,881,756,925
3,749,402	2,790,514	3,020,719	2,340,746	3,066,463	0	0	51,181,988
772,934,671	1,016,242,467	2,147,477,652	641,971,843	618,372,252	486,745,601	9,150,474	20,582,487,704

2 市税の収入実績の推移

(単位 円)

区分 年度	予 算 額	調 定 額	収 入 額	収 入 歩 合 (%)	
				対 予 算	対 調 定
令和 2	19,327,057,000	19,736,303,221	19,331,276,223	100.02	97.95
令和 3	19,514,647,000	19,746,409,958	19,503,775,868	99.94	98.77
令和 4	19,611,251,000	19,919,182,173	19,711,988,755	100.51	98.96
令和 5	20,531,002,000	20,775,730,491	20,582,487,704	100.25	99.07
令和 6	19,675,368,000	20,125,462,747	19,932,938,913	101.31	99.04

3 市税の収入率の推移

(単位 %)

税 目 \ 年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
個 人 市 民 税	98.80	99.00	98.73	99.22	99.19
現 年 課 税 分	99.54	99.55	99.56	99.59	99.53
滞 納 繰 越 分	49.61	49.39	47.60	51.28	53.39
法 人 市 民 税	98.60	99.90	99.95	99.91	99.74
現 年 課 税 分	98.73	98.97	99.96	99.95	99.77
滞 納 繰 越 分	37.21	93.99	54.82	35.24	58.11
固 定 資 産 税	97.35	98.45	98.73	98.89	98.89
現 年 課 税 分	98.84	99.59	99.59	99.60	99.54
滞 納 繰 越 分	22.72	47.61	22.24	21.56	24.66
交付金及び納付金	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
軽 自 動 車 税	95.24	95.77	96.10	96.55	96.85
現 年 課 税 分	98.56	98.73	98.72	98.77	98.87
滞 納 繰 越 分	34.40	29.71	26.26	26.68	27.24
市 た ば こ 税	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
特別土地保有税	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
現 年 課 税 分	—	—	—	—	—
滞 納 繰 越 分	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
都 市 計 画 税	97.38	98.48	98.78	98.88	98.88
現 年 課 税 分	98.84	99.59	99.59	99.60	99.54
滞 納 繰 越 分	22.72	47.61	22.24	21.56	24.66
入 湯 税	100	100	100	100	100
現 年 課 税 分	100	100	100	100	100
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—
市 税 合 計	97.95	98.77	98.96	99.07	99.04
現 年 課 税 分	99.09	99.62	99.61	99.63	99.56
滞 納 繰 越 分	30.91	49.73	29.88	30.27	32.78

4 市税の滞納繰越額の推移

(単位 円)

区分 年度	調 定 額	5 月 末 日 現 在 の 滞 納 税 額			不納欠損額	滞納繰越額	す う 勢 比 (%)			
		現 年 度	滞 納 分	合 計			調定額	現年度	滞納分	合計
令和 2	19,736,303,221	177,033,716	228,201,109	405,234,825	67,725,181	337,509,644	100	100	100	100
3	19,746,409,958	74,575,430	168,118,549	242,693,979	52,937,337	189,756,642	100.05	42.12	73.67	59.89
4	19,919,182,173	76,092,643	131,171,946	207,264,589	39,217,302	168,047,287	100.93	42.98	57.48	51.15
5	20,775,730,491	77,378,638	115,970,321	193,348,959	36,458,505	156,890,454	105.27	43.71	50.82	47.71
6	20,125,462,747	87,942,753	104,936,303	192,879,056	33,418,537	159,460,519	101.97	49.68	45.98	47.60

5 市税の不納欠損額の推移

(単位 円)

税 目 年 度	令 和 2		3		4		5		6	
	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数	不 納 欠 損 額	件 数
市 民 税	8,344,124	210	6,795,121	217	7,555,277	186	5,896,301	219	5,428,759	141
個 人	7,475,715	197	6,342,565	212	7,276,177	180	5,542,201	212	5,378,759	140
法 人	868,409	13	452,556	5	279,100	6	354,100	7	50,000	1
固 定 資 産 税	57,881,658	405	43,985,267	606	29,048,589	491	28,036,954	473	26,090,146	439
純固定資産税	51,352,649	405	39,043,679	606	25,836,742	491	24,959,573	473	23,225,337	439
都 市 計 画 税	6,529,009	(405)	4,941,588	(606)	3,211,847	(491)	3,077,381	(473)	2,864,809	(439)
軽自動車税	1,499,399	416	2,156,949	303	2,613,436	344	2,525,250	385	1,899,632	325
市たばこ税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	67,725,181	1,031	52,937,337	1,126	39,217,302	1,021	36,458,505	1,077	33,418,537	905

6 市税の納付方法別状況（現年課税分）

（単位 円）

税目	区分	納付方法	令和5			令和6		
			件数	金額	税目内 件数割合	件数	金額	税目内 件数割合
個人市 県民 税	普通徴収	金融機関窓口払	12,797	556,602,375	35.25%	10,472	470,562,792	33.35%
		コンビニ窓口払	12,995	306,111,888	35.79%	11,239	254,305,736	35.79%
		スマホ等電子決済	2,393	69,102,443	6.59%	2,749	92,849,383	8.75%
		口座振替	7,989	332,090,548	22.01%	6,756	289,610,229	21.51%
		充当	131	754,442	0.36%	187	899,128	0.60%
		小計	36,305	1,264,661,696	100.00%	31,403	1,108,227,268	100.00%
	年金特徴	年金特徴	62,894	425,868,200	100.00%	62,631	392,043,500	100.00%
	特別徴収	金融機関窓口払	47,608	7,351,588,008	87.69%	43,103	6,489,696,307	84.11%
		共通納税システム利用(※)	5,960	942,915,000	10.98%	7,128	1,304,153,613	13.91%
		充当	724	10,285,412	1.33%	1,013	24,756,080	1.98%
	小計	54,292	8,304,788,420	100.00%	51,244	7,818,606,000	100.00%	
法人市民税		金融機関窓口払	3,318	1,413,276,500	73.64%	3,000	1,106,206,495	65.46%
		共通納税システム利用(※)	1,169	360,201,000	25.94%	1,547	564,518,600	33.76%
		充当	19	290,000	0.42%	36	1,885,100	0.79%
		小計	4,506	1,773,767,500	100.00%	4,583	1,672,610,195	100.00%
軽自動車税 (種別割)		金融機関窓口払	17,761	129,197,728	30.79%	16,200	119,891,437	28.09%
		コンビニ窓口払	26,735	202,999,200	46.35%	26,247	202,117,900	45.51%
		スマホ等電子決済	3,309	24,673,600	5.74%	5,215	40,082,100	9.04%
		口座振替	9,863	71,041,600	17.10%	9,982	73,506,400	17.31%
		充当	13	77,500	0.02%	33	86,700	0.06%
		小計	57,681	427,989,628	100.00%	57,677	435,684,537	100.00%
固定資産税 都市計画税		金融機関窓口払	62,281	4,867,117,407	32.34%	57,641	3,965,745,600	30.03%
		コンビニ窓口払	42,831	731,532,250	22.24%	42,441	720,815,900	22.11%
		スマホ等電子決済	6,830	225,965,400	3.55%	9,696	908,666,000	5.05%
		口座振替	80,569	5,528,494,300	41.83%	82,024	5,624,999,000	42.73%
		充当	90	709,100	0.05%	160	966,800	0.08%
		小計	192,601	11,353,818,457	100.00%	191,962	11,221,193,300	100.00%

（※）共通納税システム利用：eL-TAXを通じて行う全国共通の電子納付

内、口座振替対象税目のみ

（単位 円）

税目	区分	納付方法	令和5			令和6		
			件数	金額	税目内 件数割合	件数	金額	税目内 件数割合
口座振替対象 税目小計 市県民税 （普通徴収） +軽自動車税 +固定資産税		金融機関窓口払	92,839	5,552,917,510	32.39%	84,313	4,556,199,829	30.00%
		コンビニ窓口払	82,561	1,240,643,338	28.81%	79,927	1,177,239,536	28.44%
		スマホ等電子決済	12,532	319,741,443	4.37%	17,660	1,041,597,483	6.28%
		口座振替	98,421	5,931,626,448	34.34%	98,762	5,988,115,629	35.14%
		充当	234	1,541,042	0.08%	380	1,952,628	0.14%
		小計	286,587	13,046,469,781	100.00%	281,042	12,765,105,105	100.00%

7 市税の納期内納付実績の推移

年度 区分 税目	期 別	令 和 4			令 和 5			令 和 6		
		納 付 書 交付枚数	納 期 内 納付枚数	納 付 率 (%)	納 付 書 交付枚数	納 期 内 納付枚数	納 付 率 (%)	納 付 書 交付枚数	納 期 内 納付枚数	納 付 率 (%)
市 民 税	1	10,048	8,310	82.70	10,323	8,577	83.09	7,634	6,303	82.56
	2	8,417	7,063	83.91	8,616	7,058	81.92	7,533	5,918	78.56
	3	8,228	6,823	82.92	8,376	6,806	81.26	7,826	6,269	80.10
	4	8,647	7,116	82.29	8,872	7,230	81.49	8,336	6,758	81.07
	随時	987	782	79.23	1,064	854	80.26	936	732	78.21
	計	36,327	30,094	82.84	37,251	30,525	81.94	32,265	25,980	80.52
固定資産税	1	48,968	44,565	91.01	48,938	44,242	90.40	48,795	44,507	91.21
	2	48,716	44,711	91.78	48,702	44,730	91.84	48,561	44,629	91.90
	3	48,714	44,677	91.71	48,697	43,933	90.22	48,561	44,068	90.75
	4	48,714	45,198	92.78	48,696	44,885	92.17	48,558	44,588	91.82
	随時	200	153	76.50	127	115	90.55	123	107	86.99
	計	195,312	179,304	91.80	195,160	177,905	91.16	194,598	177,899	91.42
軽自動車税	全	58,465	53,220	91.03	58,498	53,271	91.06	58,363	53,477	91.63
	随時	3	1	33.33	8	6	75.00	5	2	40.00
	計	58,468	53,221	91.03	58,506	53,277	91.06	58,368	53,479	91.62
合 計		290,107	262,619	90.52	290,917	261,707	89.96	285,231	257,358	90.23

※ 固定資産税には都市計画税を含む。

8 市税の滞納者数の推移

年度 区 分	6 月 1 日現在 (A)	翌年 5 月末日 現 在 (B)	(A) - (B) (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)
令 和 2	4,234	2,188	2,046	48.3
令 和 3	3,556	1,688	1,868	52.5
令 和 4	3,121	1,802	1,319	42.3
令 和 5	3,388	2,393	995	29.4
令 和 6	3,296	2,408	888	26.9
令 和 7	3,311	—	—	—

9 令和6年度市税の還付実績調

(単位 円)

区 分 税 目		還 付 済 額		還 付 未 済 額		合 計	
		税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数
現 年 課 税 分	市 県 民 税 (普通徴収)	4,601,000	256	451,600	12	5,052,600	268
	市 県 民 税 (特別徴収)	7,272,820	421	0	0	7,272,820	421
	市 県 民 税 (年金特別徴収)	17,770,000	4,587	129,100	21	17,899,100	4,608
	法 人 市 民 税	37,781,700	207	0	0	37,781,700	207
	固 定 資 産 税	3,314,000	139	8,100	2	3,322,100	141
	軽 自 動 車 税	259,500	31	0	0	259,500	31
	退職分離課税	0	0			0	0
	特別土地保有税	0	0			0	0
滞 納 繰 越 分	市 県 民 税 (普通徴収)	213,802	11	0	0	213,802	11
	市 県 民 税 (特別徴収)	31,500	3	0	0	31,500	3
	法 人 市 民 税	0	0	0	0	0	0
	固 定 資 産 税	39,800	5	0	0	39,800	5
	軽 自 動 車 税	19,200	3	0	0	19,200	3
督 促 手 数 料		6,900	69	100	1	7,000	70
延 滞 金		11,600	10			11,600	10
合 計		71,321,822	5,742	588,900	36	71,910,722	5,778

固定資産税は都市計画税を含む。

10 市税の還付金・償還金の推移

(単位 円)

区分 年度	還 付				償 還 金				合 計			
	件数	税 額	すう勢比(%)		件数	税 額	すう勢比(%)		件数	税 額	すう勢比(%)	
			件数	税額			件数	税額			件数	税額
令和 2	4,169	45,851,180	100	100	1,040	71,000,990	100	100	5,209	116,852,170	100	100
3	3,950	39,556,590	94.75	86.27	669	49,794,866	64.33	70.13	4,619	89,351,456	88.67	76.47
4	3,834	101,986,228	91.96	222.43	893	67,746,850	85.87	95.42	4,727	169,733,078	90.75	145.25
5	3,665	35,439,013	87.91	77.29	907	122,542,984	87.21	172.59	4,572	157,981,997	87.77	135.20
6	5,778	71,910,722	138.59	156.84	972	49,184,453	93.46	69.27	6,750	121,095,175	129.58	103.63

11 市税の滞納処分執行状況の推移

(単位 円)

年度	不 動 産		無体財産権等		債 権 等		合 計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
令和 2	4	1,474,945	0	0	707	80,635,040	711	82,109,985
令和 3	2	309,045	0	0	642	53,702,449	644	54,011,494
令和 4	4	385,200	0	0	604	56,115,424	608	56,500,624
令和 5	4	631,300	0	0	605	54,386,547	609	55,017,847
令和 6	2	292,600	0	0	620	56,409,271	622	56,701,871

12 市税の延滞金・督促手数料収納実績の推移

(単位 円)

年度	督促手数料	延 滞 金	す う 勢 比 (%)	
			督促手数料	延 滞 金
令和 2	2,507,965	21,493,783	100	100
令和 3	2,262,200	16,789,627	90.20	78.11
令和 4	2,077,652	9,655,003	82.84	44.92
令和 5	2,093,506	7,543,769	83.47	35.10
令和 6	2,062,167	6,581,561	82.22	30.62

13 新居浜市納税貯蓄組合

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法（昭和26年法律第145号）に基づく団体で、戦後混乱した社会情勢と経済情勢の中で税収の安定的な確保を目的に創設された団体です。

新居浜市納税貯蓄組合は、市内の町内会や商店街などからなる単位組合で構成されており、令和7年4月1日現在の組合数は、16組合です。

主な活動内容は、租税教育推進のため、毎年7月に市内の中学校を訪問し、全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催する中学生の「税についての作文」募集への協力依頼を通じ、中学生に税に関する知識を深めていただくとともに、優秀作品の表彰を行っています。（令和6年度は、国税庁長官賞等上位20作品を表彰）

また、毎年11月の「税を考える週間」に合わせて、税務署や県地方局また新居浜法人会、新居浜間税会、新居浜青色申告会とも連携を図りながら、キャッシュレス納付や口座振替推進啓発活動等を行っています。

税 制 関 係

〔税制関係〕

1 令和7年度市税制一覧表

税目	区分	課 税 客 体 ・ 納 税 義 務 者		賦 課 期 日
市 民 税 (個 人)		市内に住所を有する個人の前年中の所得(均等割・所得割)		1 月 1 日
		市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないものの(均等割)		
(法 人)		市内に事務所又は事業所を有する法人(均等割・法人税割)		申 告 納 付
		市内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設を有する法人で、当該市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で、代表者又は管理人の定めのあるものの(均等割)		
固 定 資 産 税	土地 家屋 償却資産		固定資産の所有者	1 月 1 日
軽 自 動 車 税 (種 別 割)	原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の軽自動車 二輪の小型自動車		車両の所有者又は使用者	4 月 1 日
軽 自 動 車 税 (環境性能割)	三輪以上の軽自動車		車両の取得者	申 告 納 付
市 た ば こ 税	たばこの売渡し又は消費等		卸売販売業者等	申 告 納 付
特別土地保有税	・ 保有分 昭和44年1月1日以後に 取得された土地 ・ 取得分 昭和48年7月1日以後に 取得された土地	・ 保有分…所有者 ・ 取得分…取得者		・ 保有分…1月1日 ・ 取得分…1月1日 又は7月1日
都 市 計 画 税	土地・家屋		固定資産の所有者	1 月 1 日
入 湯 税		入 湯 客		申 告 納 入
交 付 金	・ 交付金 国及び地方公共団体の固 定資産で貸付資産等	国及び地方公共団体		前年3月31日

課 税 標 準 及 び 税 率				申 告 期 限		納 期			
① 均等割 4,700円 ② 森林環境税 1,000円(国税) ③ 所得割 6％(税率)				・ 個人申告書 3月15日 ・ 給与支払報告書 公的年金等支払報告書 1月31日		・ 普通徴収 第1期 6月20日～ 6月30日 第2期 8月20日～ 9月 1日 第3期 10月20日～10月31日 第4期 1月20日～ 2月 2日 ・ 特別徴収(給与) 毎月徴収分翌月10日 ・ 特別徴収(公的年金) 年金支払月の翌月10日(年6回)			
① 均等割				・ 法人税申告期限		・ 申告納付			
資本金等の額	従業者数	税率	資本金等の額					従業者数	税率
50億円超	50人超	300万円	1千万円超					50人超	15万円
10億円超	50人超	175万円	1億円以下					50人以下	13万円
50億円以下			1千万円以下					50人超	12万円
10億円超	50人以下	41万円						50人以下	5万円
1億円超	50人超	40万円	上記以外の法人等						
10億円以下	50人以下	16万円							
② 法人税割 8.4％(税率)									
・ 税 率 $\frac{1.4}{100}$ ・ 免税点 (土 地) 30万円 (家 屋) 20万円 (償却資産) 150万円				・ 償却資産 1月31日		第1期 4月20日～ 4月30日 第2期 7月20日～ 7月31日 第3期 9月20日～ 9月30日 第4期 12月15日～12月25日			
原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 特定小型原動機付自転車 0.6kW以下 2,000円 原動機付自転車 50cc超90cc以下 2,000円 " 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 軽自動車 二輪のもの 3,600円 軽自動車(H27.3.31以前に登録) 三輪のもの 3,100円 " 四輪乗用 営 5,500円 自 7,200円 " 四輪貨物 営 3,000円 自 4,000円 軽自動車(H27.4.1以降に新規登録) 三輪のもの 3,900円 " 四輪乗用 営 6,900円 自 10,800円 " 四輪貨物 営 3,800円 自 5,000円 小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 " その他のもの 5,900円 二輪の小型自動車 6,000円 ※三輪以上の軽自動車については、初度検査年月から13年を超える車両は重課あり。また、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車で新規登録した車両で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて軽課あり。				・ 取得申告 納税義務の発生後15日以内 ・ 廃車申告 納税義務が消滅した日から30日以内		・ 全期分 5月20日～ 5月31日			
電気自動車 天然ガス軽自動車 非課税 2030年度燃費基準 80％達成車 非課税 2030年度燃費基準 70％達成車 1.0％ 上記以外 2.0％ ※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率 ※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						車両番号指定時			
1,000本につき、6,552円				毎月の販売につき翌月の末日までに申告納付					
・ 保有分…取得価格× $\frac{1.4}{100}$ －固定資産税相当額 ・ 取得分…取得価格× $\frac{3}{100}$ －不動産取得税相当額				平成15年度以降課税停止 ただし、現在徴収猶予中のものは除く					
固定資産税の課税標準となるべき価格× $\frac{0.28}{100}$						固定資産税の納期と同一			
1人1日について150円				翌月15日		翌月15日			
算定標準額の $\frac{1.4}{100}$						6月30日			

2 市税の税率等の推移

別表1 (1) 市民税 (令和3年度～令和7年度)

区分		年度	令和 3		4																									
個人課税	所得割税率		市民税 6%(一律) 県民税 4%(一律)		同 左																									
	均等割税率		市民税 3,500円 県民税 2,200円 (内森林環境税 700円)		同 左																									
	非課税限度額 (障・寡・ひとり親・未成年)		年間所得135万円		同 左																									
	分離課税	退職所得		現年分離課税 市民税 6% 県民税 4%		同 左																								
		長期譲渡	一般	課税長期譲渡所得金額×3% 市民税 課税長期譲渡所得金額×2% 県民税		同 左																								
			その他	優良住宅地 課税長期譲渡所得が ① 2,000万円以下の場合 市民税 2.4% 県民税 1.6% ② 2,000万円超の場合 48万円+(長期譲渡所得金額-2,000万円)×3% 市民税 32万円+(長期譲渡所得金額-2,000万円)×2% 県民税 居住用財産 課税長期譲渡所得が ① 6,000万円以下の場合 市民税 2.4% 県民税 1.6% ② 6,000万円超の場合 144万円+(長期所得金額-6,000万円)×3% 市民税 96万円+(長期所得金額-6,000万円)×2% 県民税		同 左																								
		短期譲渡	一般	課税短期譲渡所得金額×5.4% 市民税 課税短期譲渡所得金額×3.6% 県民税		同 左																								
			国または地方 公共団体への 土地等の譲渡	課税短期譲渡所得金額×3% 市民税 課税短期譲渡所得金額×2% 県民税		同 左																								
		市税	土地の譲渡等に係る事業所得		次の(1)又は(2)のいずれか多い金額 (1) 市民税 7.2% 県民税 4.8% (2) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額 に対する税額の110%相当額		同 左																							
	株式等に係る譲渡		(イ) 上場株式等に係る譲渡所得 譲渡益×3.0% 市民税 譲渡益×2.0% 県民税 (ロ) その他の株式等に係る譲渡所得 譲渡益×3.0% 市民税 譲渡益×2.0% 県民税		同 左																									
	先物取引に係る雑所得等		先物取引に係る雑所得等 市民税 3% 県民税 2%		同 左																									
	所得控除等	給与所得控除		収入金額が162.5万円以下55万円 162.5万円超から180万円まで 収入金額×40%-10万円 180万円超から360万円まで 収入金額×30%+8万円 360万円超から660万円まで 収入金額×20%+44万円 660万円超から850万円まで 収入金額×10%+110万円 850万円超 195万円(上限)		同 左																								
		公的年金等控除		<table><tr><td>受給者の年齢</td><td>公的年金等の収入金額の合計額(A)</td><td>控除額</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳以上の人</td><td>330万円以下</td><td>110万円</td></tr><tr><td>330万円超410万円以下</td><td>(A)×25%+27.5万円</td></tr><tr><td>410万円超770万円以下</td><td>(A)×15%+68.5万円</td></tr><tr><td>770万円超1,000万円以下</td><td>(A)×5%+145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td></tr><tr><td rowspan="5">65歳未満の人</td><td>130万円以下</td><td>60万円</td></tr><tr><td>130万円超410万円以下</td><td>(A)×25%+27.5万円</td></tr><tr><td>410万円超770万円以下</td><td>(A)×15%+68.5万円</td></tr><tr><td>770万円超1,000万円以下</td><td>(A)×5%+145.5万円</td></tr><tr><td>1,000万円超</td><td>195.5万円</td></tr></table> ※公的年金収入以外の所得金額が1,000万円超の場合、控除額引き下げ有		受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	控除額	65歳以上の人	330万円以下	110万円	330万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円	1,000万円超	195.5万円	65歳未満の人	130万円以下	60万円	130万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円	1,000万円超	195.5万円
受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	控除額																												
65歳以上の人	330万円以下	110万円																												
	330万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円																												
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円																												
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円																												
	1,000万円超	195.5万円																												
65歳未満の人	130万円以下	60万円																												
	130万円超410万円以下	(A)×25%+27.5万円																												
	410万円超770万円以下	(A)×15%+68.5万円																												
	770万円超1,000万円以下	(A)×5%+145.5万円																												
	1,000万円超	195.5万円																												

5	6	7
同 左	同 左	同 左
同 左	市民税 3,000円 県民税 1,700円 (内森林環境税 700円) 森林環境税 1,000円 (国税)	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

別表1 (2) 市民税のつづき

区分		年度	令和 3			4		
個人市民税	専従者 控 除	青色	税務官署において承認された額			同	左	
		白色	限度額(配偶者)86万円、(その他)50万円			同	左	
	雑 損 控 除		①(損失金－保険金等の補てん額)－(総所得金額等)×10% ②災害関連支出の金額－5万円 ①と②のいずれか多い方			同	左	
	医 療 費 控 除		(医療費－保険等の補てん金)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い額)最高200万円まで ※医療費控除の特例 (スイッチOTC医薬品の購入費)－12,000円 最高88,000円まで			同	左	
	社会保険料控除		支払額全額			同	左	
	小規模企業共済等掛金控除		支払額全額			同	左	
	地震保険料控除	地震保険料 支払金額 控除額 50,000円以下…………… 支払額の1/2 50,000円超…………… 25,000円			同	左		
		旧長期損害 保 険 料 控 除	旧長期損害保険料 支払金額 控除額 5,000円以下…………… 支払額全額 5,000円超15,000円以下… 支払金額の1/2+2,500円 15,000円超 …………… 10,000円 ※地震保険料と旧長期の両方がある場合は 限度額 25,000円					
	生命保険料控除		支払金額 控除金額 12,000円以下…………… 支払額全額 12,000円超 32,000円以下… 支払額×1/2+6,000円 32,000円超 56,000円以下… 支払額×1/4+14,000円 56,000円超…………… 28,000円(上限額) 新生命保険、新個人年金、介護医療保険にそれぞれ適用 ただし、新生命+新年金+介護医療=70,000円(控除限度額) ※旧制度契約の控除額2.8万円以上の場合…3.5万円を限度に 旧制度の控除額のみで控除。それ以外は2.8万円を限度に新制度と旧制度の合計控除額			同	左	
		障害者 控 除	普通	1人につき 260,000円			同	左
	特別		1人につき 300,000円 同居特障加算 230,000円			同	左	
	寡 婦 控 除		260,000円			同	左	
	寡 夫 控 除		廃 止			同	左	
	ひとり親控除		300,000円			同	左	
	勤労学生控除		260,000円			同	左	
	税	配 偶 者 控 除		納税者の合計所得金額 ～900万 900～950万 950～1,000万			同	左
			一般	330,000	220,000	110,000		
老人			380,000	260,000	130,000			
配偶者特別控除		配偶者の合計所得金額	納税者の合計所得金額 ～900万 900～950万 950～1,000万			同	左	
		48～100万	330,000	220,000	110,000			
		100～105万	310,000	210,000	110,000			
		105～110万	260,000	180,000	90,000			
		110～115万	210,000	140,000	70,000			
		115～120万	160,000	110,000	60,000			
		120～125万	110,000	80,000	40,000			
	125～130万	60,000	40,000	20,000				
130～133万	30,000	20,000	10,000					
扶 養 控 除		老人扶養 380,000円 同居老親等扶養 450,000円 特定扶養 450,000円 一般扶養 330,000円			同	左		
基 礎 控 除		合計所得が 2,400万円以下 430,000円 2,400万円超 2,450万円以下 290,000円 2,450万円超 2,500万円以下 150,000円 2,500万円超 0円			同	左		

別表1 (3) 市民税のつづき

区 分		年 度	令 和 3		4
	調 整 控 除	課税標準額	控除額		同 左
		200万円以下	①と②の小さい方×5%（市民税 3% 県民税 2%）		
		200万円超	{①-(②-200万円)}×5%（市民税 3% 県民税 2%） （最低額 2,500円）		
		①人的控除額の差の合計 ②課税所得金額			
	配 当 控 除	課税所得 1,000万円以下 0.4%～1.6%（市民税の控除率） 課税所得 1,000万円超 0.2%～0.8%（市民税の控除率）		同 左	
	住 宅 借 入 金 等 特 別 税 額 控 除	前年分の所得税において、平成11年から平成18年まで又は、平成21年から令和4年までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、①と②のいずれか少ない金額（市民税 5分の3 県民税 5分の2） （令和元年10月から令和4年12月までに入居した場合の控除期間は3年延長） ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ※ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、消費税率が8%又は10%である場合は、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を超えるときは13.65万円）		同 左	
	寄附金税額控除	【寄附金税額控除額】 A〔（1）か（2）いずれか少ない金額－2,000円〕×10%（市民税 6% 県民税 4%） （1） 寄附金の合計額 （2） 総所得金額等の30% 【ふるさと納税制度における税額控除額】 上記Aと下記Bの合計額。（ふるさと納税ワンストップ特例適用者は、さらに下記Cを加算） B（寄附金－2,000円）×〔90%－所得税の限界税率（0～45.945%）〕（市民税3/5 県民税2/5）ただし、Bについては、市県民税所得割額の2割が限度 C（寄附金－2,000円）×【所得税の限界税率（0～45.945%）】（市民税3/5 県民税2/5）		同 左	
	外国税額控除等	控除限度額 （その年分の所得税額）×（その年分の国外所得総額） /（その年分の所得総額）＝所得税控除限度額…A 県民税限度額＝A×12% 市民税限度額＝A×18%		同 左	
配 当 割 額 又 は 株 式 等 譲 渡 所 得 割 額 の 控 除	県民税 5分の2 市民税 5分の3		同 左		
法 人 市 民 税	税 率	均 等 割	資本等の金額 従業者数 税率 1千万円以下 50人以下 50,000円 " 50人超 120,000円 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円 " 50人超 150,000円 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円 " 50人超 400,000円 10億円超 50人以下 410,000円 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円 50億円超 50人超 3,000,000円	同 左	
		法 人 税 割	12.1% （令和元年10月1日以後に開始する事業年度からは8.4%）	同 左	

5	6	7
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
前年分の所得税において、平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、①と②のいずれか少ない金額（市民税 5分の3 県民税 5分の2） （令和元年10月から令和2年12月まで又は、令和4年1月から令和5年12月までに入居した場合の控除期間は3年延長） ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ※ただし、平成26年4月から令和3年12月末までに入居し、かつ消費税率8%又は10%で契約した場合又は令和4年に入居し、特例の延長等に該当する場合は、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を超えるときは13.65万円）	前年分の所得税において、平成21年から令和7年12月までの入居に係る住宅借入金等特別控除を受けた場合で、①と②のいずれか少ない金額（市民税 5分の3 県民税 5分の2） （令和元年10月から令和2年12月まで又は、令和4年1月から令和7年12月までに入居した場合の控除期間は3年延長される場合あり） ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額に100分の5を乗じて得た金額（9.75万円を超えるときは9.75万円） ※ただし、平成26年4月から令和3年12月末までに入居し、かつ消費税率8%又は10%で契約した場合又は令和4年に入居し、特例の延長等に該当する場合は、100分の7を乗じて得た金額（13.65万円を超えるときは13.65万円）	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左

別表 2 (1) 固定資産税・その他諸税（昭和25年度以降）

年度 税目		昭和 25	26	27	28	29	30	31	32
固 定 資 産 税	税 率 等	1.6 %	同 左	同 左	同 左	1.5 %	1.4 %	同 左	同 左
		免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円			免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資 産に対する特 例及び基準年 度制度創設	免税点 償却資産 10万円 国有資産等 所在市町村 交付金・公 社有資産所 在市町村納 付金制度創 設	
都 市 計 画 税	税 率 等							0.2%	同 左
								都市計画税 が創設され た	
軽自動車税（自転車荷車税）	税 率 等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷車大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円				原動機付 自転車 500円 その他の 自転車 200円 自転車税 及び荷車 税を自転 車荷車税 に統合	原動機付自転 車50cc以下 500円 50cc超 90cc以下 800円 90cc超 1,000円		
た消費 ば費 こ税	税 率					(創設) $\frac{10}{115}$	同 左	9 %	同 左
電 気 ガ ス 税	税 率	10 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	免 税 点								
特保 別有 土地 税	税 率								
	そ の 他								

33	34	35	36	37	38	39	40	41
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15万円					(1) 新評価制 度の実施に 伴い土地に ついて税額 の激変緩和 の暫定措置 が講ぜられ た。 (2) 免税点 暫定期間 (昭和39年度 ～昭和41年 度) 土地 2万4千円	大規模償 却資産に 対する課 税限度額 の引上げ 措置が講 ぜられた。	(1) 新評価制 度実施に伴 う土地の新 たな負担調 整措置が講 ぜられた。 (2) 免税点 土地 8 万円 家屋 5 万円 償却資産 30万円
同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
						税額の激変緩 和の暫定措置 が講ぜられた。		昭和41年度か ら昭和43年度 までの新たな 負担調整措置 が講ぜられた。
自転車荷車税 を廃止し、原 動機付自転車 を軽自動車及 び二輪小型自 動車とあわせ て軽自動車税 とした。 二輪小型自動 車 2,500円 軽自動車 1,500円			軽自動車二輪 のもの 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物 2,500円				四輪以上 のもの 乗用 4,500円	
11 %	同 左	同 左	同 左	12 %	13.4 %	15%	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左	同 左	9 %	8 %	7%	同 左	同 左
			免税点制度の 創設 月 300円	同 左	同 左	同 左	電気 400円 ガス 500円	同 左

別表2 (2) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭和42	43	44	45	46	47	48	
固定資産税	税率等	1.4 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
		大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。			評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。		市街化区域内農地について税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに税負担激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の既成市街地等にある都市のA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円	
都市計画税	税率等	0.2 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
					昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。		市街化区域内農地について税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の既成市街地等にある都市のA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	
軽自動車税	税率等		原動機付自転車、小型特殊自動車の月割課税廃止	原動機付自転車	50cc以下		500円	同 左	同 左
					50cc超90cc以下		800円		
					90cc超		1,000円		
				軽自動車	二輪のもの		1,500円		
					三輪のもの		2,000円		
					四輪のもの	乗 用	4,500円		
				貨物用		2,500円			
				小型特殊自動車	農耕作業用		1,000円		
					その他のもの		3,000円		
二輪の小型自動車		2,500円							
たばこ消費税	税率	18.1%	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	
電気ガス税	税率	7 %	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	6 %	
	免税点	ガス 700円	ガス 800円	電気 500円 ガス 1,000円	電気 600円 ガス 1,200円	電気 700円 ガス 1,400円	電気 800円 ガス 1,600円	電気 1,000円 ガス 2,100円	
特別保有土地税	税率							創設 保有分 1.4% 取得分 3.0%	
	その他								

49	50	51			52	53															
同 左	同 左	同 左			同 左	同 左															
(1) 200㎡以下の住宅用地(200㎡を超える住宅用地についてはその上に存する住居1戸につき200㎡までの住宅用地)について課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和49年度及び昭和50年度の固定資産税について、原則として前年度の課税標準となるべき額の1.5倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。		宅地等及び一般農地に対して課する昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、新たな負担調整措置が講ぜられた。 <table><tr><td>地 目</td><td>51価格 50課標</td><td>負 担 調整率</td></tr><tr><td rowspan="3">宅地等</td><td>1.3倍以下</td><td>1.1</td></tr><tr><td>1.3倍超1.7倍以下</td><td>1.2</td></tr><tr><td>1.7倍超</td><td>1.3</td></tr><tr><td rowspan="2">農 地</td><td>1.3倍以下</td><td>1.1</td></tr><tr><td>1.3倍超</td><td>1.2</td></tr></table>			地 目	51価格 50課標	負 担 調整率	宅地等	1.3倍以下	1.1	1.3倍超1.7倍以下	1.2	1.7倍超	1.3	農 地	1.3倍以下	1.1	1.3倍超	1.2		
地 目	51価格 50課標	負 担 調整率																			
宅地等	1.3倍以下	1.1																			
	1.3倍超1.7倍以下	1.2																			
	1.7倍超	1.3																			
農 地	1.3倍以下	1.1																			
	1.3倍超	1.2																			
同 左	同 左	同 左			同 左	0.28%															
		宅地等及び一般農地に対して課する昭和51年度から昭和53年度までの各年度分の都市計画税について税負担増を調整するため、固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。				地方税法の改正 (税率0.3%)に伴う税率改正															
同 左	軽自動車、二輪のもの及び三輪のものの月割課税廃止 同 左	原動機付自転車 50cc以下 50cc超90cc以下 90cc超 軽自動車 二輪のもの 三輪のもの 四輪乗用のもの 貨物用 小型特殊自動車 農耕作業用 その他のもの 二輪の小型自動車	650円 1,000円 1,300円 2,000円 2,600円 営5,200円 自5,900円 営2,900円 自3,300円 1,300円 3,900円 3,300円	市内での所有者変更の場合の月割課税廃止 同 左	同 左																
同 左	同 左	同 左			同 左	同 左															
電気税とガス税が分離された。 電気税 ガス税 6% 5% (50年1月以降) 5% 4%	電気税5% ガス税4% " (6月以降) 3%	電気税 5% ガス税 3%		同 左	同 左																
電気 1,200円 (50年1月以降) 2,000円 ガス 2,700円 (50年1月以降) 4,000円	電気 2,000円 ガス 4,000円	電 気 2,000円 ガ ス 4,000円		電気 2,400円 ガス 4,800円	同 左																
同 左	同 左	同 左			同左	同 左															
						特別土地保有税 免除制度創設 (土地の有効利用の場合)															

別表2 (3) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭 和 54		55	56
固 定 資 産 税	税 率	1.4 %		同 左	同 左
	等	(1) 宅地等評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様負担調整措置が講ぜられた。 (2) 一般農地評価替えに伴い昭和54年度から昭和56年度まで昭和51年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについては新たな負担調整率が設けられた。		同 左	同 左
都 市 計 画 税	税 率	0.28 %		同 左	同 左
	等	宅地等および一般農地に対して課する昭和54年度から昭和56年度までの都市計画税について税負担増を調整するため固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。		同 左	同 左
軽 自 動 車 税	原 動 機 付 自 転 車	50cc以下	700円	同 左	月割課税の廃止 (4輪以上の軽自動車、2輪の小型自動車及び小型特殊自動車)
		50cc超90cc以下	1,100円		
		90cc超	1,450円		
	軽自動車	二輪のもの	2,200円		
		三輪のもの	2,850円		
		四輪のもの	乗 用 営5,200円 自6,500円 貨物用 営2,900円 自3,650円		
	小型特殊自動車	農耕作業用	1,450円		
		その他のもの	4,300円		
	二輪の小型自動車		3,650円		
た 消 ば 費 こ 税	税 率	単価(6円796) 18.1 %		(6円989) 同 左	(8円151) 同 左
電 気 ガ ス 税	税 率	電気税 5 % ガス税 3 %		同 左	同 左
	免 税 点	電 気 2,400円 ガ ス 7,000円 (6月以降)		電気 3,600円 ガス 10,000円	同 左
特 保 別 有 土 地 税	税 率	同 左		同 左	同 左
	そ の 他	同 左		同 左	同 左

57	58	59				
同 左	同 左	同 左				
宅地等および一般農地に対して課する昭和57年度から昭和59年度までの各年度分の固定資産税について、税負担増を調整するため負担調整措置が講ぜられた。 なお、負担調整のための上昇区分がさらに細分化され宅地等は1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下、農地は1.3倍超1.5倍以下について新たな負担調整率が設けられた。	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
宅地等および一般農地に対して課する昭和57年度から昭和59年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の新たな負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左				
同 左	同 左	原動機付自転車	50cc以下		1,000円	
			50cc超90cc以下		1,200円	
			90cc超		1,600円	
		軽自動車	二輪のもの		2,400円	
			三輪のもの		3,100円	
			四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円
		貨物用		営 3,000円	自 4,000円	
		小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円	
			その他のもの		4,700円	
二輪の小型自動車		4,000円				
単価(8円590) 同 左	(8円67) 同 左	単価(9円502) 同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				
同 左	同 左	同 左				

別表2 (4) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		昭 和 60	61	62
固 定 資 産 税	税 率	1.4 %	同 左	同 左
	等	宅地等および一般農地に対して課する昭和60年度から昭和62年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
都 市 計 画 税	税 率	0.28 %	同 左	同 左
	等	宅地等および一般農地に対して課する昭和60年度から昭和62年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
軽 自 動 車 税	税 率	59年度に同じ (但し、ミニカー一定額税率を新設)	同 左	同 左
た 消 費 税	税 率	従価割 14.3%	同 左	同 左
		従量割 1,000本につき350円	従量割 1,000本につき350円 5月～3月 640円	従量割 1,000本につき640円
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率	電気税 5 % ガス税 3 %	同 左	同 左
	免 税 点	電 気 3,600円 ガ ス 10,000円	同 左	同 左
特 保 有 土 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左	同 左
	そ の 他	53年に同じ	同 左	同 左
木 引 取 材 税	税 率	素材の山元価格 2 %	同 左	同 左

63	平成元	2
同 左	同 左	同 左
宅地等および一般農地に対して課する昭和63年度から平成2年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。なお、負担調整のため上昇区分がさらに細分化され、宅地等は上昇率1.15倍以下、農地は1.075倍以下について新たな負担調整率が設けられた。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
宅地等および一般農地に対して課する昭和63年度から平成2年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	1,000本につき948円(旧3級品)	同 左
同 左	1,000本につき1,997円(旧3級品以外)	
同 左	同 左	廃 止
同 左		
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	同 左
同 左	同 左	廃 止

別表2 (5) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 3				4	
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左	
		(1) 宅地等および一般農地に対して課する平成3年度から平成5年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 なお、宅地等を住宅用地、法人非住宅用地、個人非住宅用地等に細分化し、新たな負担調整率が設けられた。農地については昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土 地 30万 家 屋 20万 償却資産 150万				同 左	
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左	
		宅地等および一般農地に対して課する平成3年度から平成5年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。				同 左	
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左
			50cc超90cc以下		1,200円		
			90cc超		1,600円		
			ミニカー		2,500円		
		軽自動車	二輪のもの		2,400円		
			三輪のもの		3,100円		
			四輪のもの	乗 用	営5,500円	自7,200円	
				貨物用	営3,000円	自4,000円	
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車		4,000円					
たばこ 税	税 率	1,000本につき948円(旧3級品)				同 左	
		1,000本につき1,997円(旧3級品以外)				同 左	
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率						
	免 税 点						
特 別 保 有 土 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%				同 左	
	そ の 他	市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地及び遊休土地転換利用地区内の遊休土地に対して新たに課税				同 左	
木 引 取 材 税	税 率						

別表2 (6) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平成7			8		
固定資産税	税率等	1.4 %			同 左		
		宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 なお、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$）。 評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。			宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税について税負担増を調整するため、負担調整措置が講ぜられた。 また、負担調整措置については、緊急臨時の措置として負担調整率に変更され、税負担の増加が一層緩和された。 なお、住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充（小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$）。 評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。		
都市計画税	税率等	0.28 %			同 左		
		宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、住宅用地については、課税標準の特例措置（小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$）が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。			宅地等および農地に対して課する平成6年度から平成8年度までの都市計画税について、税負担増を調整するため固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、負担調整措置については、緊急臨時の措置として負担調整率に変更され、税負担の増加が一層緩和された。 なお、住宅用地については、課税標準の特例措置（小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$）が導入された。 評価の上昇割合に応じた臨時的な課税標準の特例措置の実施。		
軽自動車税	税率等	原動機付自転車	50cc以下	1,000円	同 左		
			50cc超90cc以下	1,200円			
			90cc超	1,600円			
		軽自動車	ミニカー	2,500円			
			二輪のもの	2,400円			
			三輪のもの	3,100円			
			四輪の乗用車	営5,500円 自7,200円			
			四輪の貨物用車	営3,000円 自4,000円			
たばこ税	税率	小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	同 左		
			その他のもの	4,700円			
			二輪の小型自動車	4,000円			
たばこ税	税率	1,000本につき948円(旧3級品)			同 左		
		1,000本につき1,997円(旧3級品以外)			同 左		
電気税・ガス税	税率						
	免税点						
特別所有地税	税率	取得分 3% 保有分 1.4%			同 左		
	その他	市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地及び遊休土地転換利用地区内の遊休土地に対して新たに課税			同 左		
木引取材税	税率						

9				10			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講ぜられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成8年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置。				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講ぜられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成9年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置。			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講ぜられた。また負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成8年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講ぜられた。また負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成9年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円	同 左			
	50cc超90cc以下		1,200円				
	90cc超		1,600円				
	ミニカー		2,500円				
軽自動車	二輪のもの		2,400円				
	三輪のもの		3,100円				
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円 自 7,200円				
貨物用		営 3,000円 自 4,000円					
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車			4,000円				
1,000本につき1,155円(旧3級品)				同 左			
1,000本につき2,434円(旧3級品以外)				同 左			
同 左				同 左			
同 左				市街化区域内の昭和57年4月1日以降に取得した保有期間10年を経過した土地については除外。地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設。			

別表2 (7) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 11				12			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ○負担水準による負担調整措置 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成10年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ○負担水準による負担調整措置 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成11年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成10年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成11年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪の も の	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
				貨物用	営 3,000円	自 4,000円			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円						
	その他のもの		4,700円						
二輪の小型自動車				4,000円					
た ば こ 税	税 率	1,000本につき1,155円(旧3級品)ただし5月分より1,266円				1,000本につき1,266円(旧3級品)			
		1,000本につき2,434円(旧3級品以外)ただし5月分より2,668円				1,000本につき2,668円(旧3級品以外)			
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%				同 左			
	そ の 他	徴収猶予制度における認定要件等の緩和。住宅・宅地供給に資する土地の譲渡に係る特例措置の創設。徴収猶予期間の延長措置の創設。				負担調整措置の適用がある土地に係る特例を引き続き講じることとなった。非課税等特別措置の整理合理化を図るための所要の改正が行われた。			
木 引 取 材 税	税 率								

13				14			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成12年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦負担水準による負担調整措置 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成13年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成12年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成13年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下				1,000円		同 左
	50cc超90cc以下				1,200円		
	90cc超				1,600円		
	ミニカー				2,500円		
軽自動車	二輪のもの				2,400円		
	三輪のもの				3,100円		
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
貨物用		営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用				1,600円		
	その他のもの				4,700円		
二輪の小型自動車				4,000円			
1,000本につき1,266円(旧3級品)				同 左			
1,000本につき2,668円(旧3級品以外)				同 左			
同 左				同 左			
同 左				徴収猶予の他人譲渡、計画変更の時点要件の撤廃及び他人譲渡、計画変更の対象範囲の拡大			

別表2 (8) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平成 15		16	
固定 資産 税	税率等	1.4 %		同 左	
	税	宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ・負担水準による負担調整措置 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成14年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ・負担水準による負担調整措置 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成15年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置	
都市計 画税	税率等	0.28 %		同 左	
	税	宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成14年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成15年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置	
軽自 動車 税	税率等	原動機付 自 転 車	50cc以下	同 左	
			50cc超90cc以下		
			90cc超		
		軽自動車	ミニカー		
			二輪のもの		
			三輪のもの		
			四輪の乗用車		
			四輪の貨物用		
			乗用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円		
たばこ 税	税率	小型特殊 自 動 車	農耕作業用	同 左	
			その他のもの		
			二輪の小型自動車		
電気税・ ガス税	税率	免 税 点	1,000本につき1,266円 平成15年7月1日以降 1,412円(旧3級品)	1,000本につき 1,412円(旧3級品)	
			1,000本につき2,668円 平成15年7月1日以降 2,977円(旧3級品以外)		
特別 所有 土地 税	税率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左	同 左	
			平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。		
木引 取 材 税	税率				

17				18			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した措置が講じられた。 ◦ 負担水準による負担調整措置 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成16年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成17年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、負担水準の均衡化を図り、併せて著しい地価の下落にも対応した負担水準による負担調整措置が講じられた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成16年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成17年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
	50cc超90cc以下		1,200円				
	90cc超		1,600円				
	ミニカー		2,500円				
軽自動車	二輪のもの		2,400円				
	三輪のもの		3,100円				
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
貨物用		営 3,000円	自 4,000円				
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車		4,000円					
1,000本につき 1,412円(旧3級品)				1,000本につき 1,412円 平成18年7月1日以降 1,564円(旧3級品)			
1,000本につき 2,977円(旧3級品以外)				1,000本につき 2,977円 平成18年7月1日以降 3,298円(旧3級品以外)			
同 左				同 左			
平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。 徴収猶予期間の制限の導入(現行猶予期間の終期到来後、原則10年)。特例譲渡による納税義務の免除認定時期及び計画変更制限の見直し。				同 左			

別表2 (9) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 19				20			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成18年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成19年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 償却資産における理論帳簿価額の廃止			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成18年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成19年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪の も の	乗 用	営 5,500円	自 7,200円			
				貨物用	営 3,000円	自 4,000円			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円						
	その他のもの		4,700円						
		二輪の小型自動車		4,000円					
たばこ 税	税 率	1,000本につき 1,564円(旧3級品)				同 左			
		1,000本につき 3,298円(旧3級品以外)				同 左			
電 気 税 ・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3%	保有分 1.4%		同 左				
	そ の 他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。			同 左				
木 引 取 材 税	税 率								

21				22			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成20年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 償却資産における耐用年数の一部改正				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦ 負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦ 負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦ 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{6}$、一般住宅用地$\frac{1}{3}$) 平成21年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
同 左				同 左			
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成20年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 平成21年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円	同 左			
	50cc超90cc以下		1,200円				
	90cc超		1,600円				
	ミニカー		2,500円				
軽自動車	二輪のもの		2,400円				
	三輪のもの		3,100円				
	四輪のもの	乗 用	営 5,500円 自 7,200円				
貨物用		営 3,000円 自 4,000円					
小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
	その他のもの		4,700円				
二輪の小型自動車		4,000円					
同 左				1,000本につき 1,564円 平成22年10月1日以降 2,190円(旧3級品)			
同 左				1,000本につき 3,298円 平成22年10月1日以降 4,618円(旧3級品以外)			
同 左				同 左			
同 左				同 左			

別表2 (10) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 23				24			
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成22年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成23年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成22年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成23年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付 自 転 車	50cc以下		1,000円		同 左		
			50cc超90cc以下		1,200円				
			90cc超		1,600円				
			ミニカー		2,500円				
		軽自動車	二輪のもの		2,400円				
			三輪のもの		3,100円				
			四輪の も の	乗 用 貨物用	営 5,500円 営 3,000円	自 7,200円 自 4,000円			
		小型特殊 自 動 車	農耕作業用		1,600円				
その他のもの			4,700円						
		二輪の小型自動車		4,000円					
たばこ 税	税 率	1,000本につき 2,190円(旧3級品)				同 左			
		1,000本につき 4,618円(旧3級品以外)				同 左			
電 気 税・ ガ ス 税	税 率								
	免 税 点								
特 別 有 地 税	税 率	取得分 3% 保有分 1.4%	同 左						
	そ の 他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				同 左			
木 引 取 材 税	税 率								

25			26		
同 左			同 左		
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成24年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置			宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ・負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ・負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置（住宅用地については据置措置を廃止） ・住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成25年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置		
同 左			同 左		
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成24年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成25年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置		
原動機付 自 転 車	50cc以下	1,000円	同 左		
	50cc超90cc以下	1,200円			
	90cc超	1,600円			
	ミニカー	2,500円			
軽自動車	二輪のもの	2,400円			
	三輪のもの	3,100円			
	四輪の も の	乗 用			
		貨物用			
小型特殊 自 動 車	農耕作業用	1,600円			
	その他のもの	4,700円			
二輪の小型自動車		4,000円			
1,000本につき 2,495円（平成25年4月1日以降） （旧3級品）			1,000本につき 2,495円（旧3級品）		
1,000本につき 5,262円（平成25年4月1日以降） （旧3級品以外）			1,000本につき 5,262円（旧3級品以外）		
同 左			同 左		
同 左			同 左		

別表2 (11) 固定資産税・その他諸税つづき

年度 税目		平 成 27				28						
固 定 資 産 税	税 率 等	1.4 %				同 左						
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置（住宅用地については据置措置を廃止） ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成26年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ◦負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ◦負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ◦住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$ ） 平成27年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置						
都 市 計 画 税	税 率 等	0.28 %				同 左						
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成26年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 （小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$ ） 平成27年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置						
軽 自 動 車 税	税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		1,000円		税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円	
			50cc超90cc以下		1,200円				50cc超90cc以下		2,000円	
			90cc超		1,600円				90cc超		2,400円	
			ミニカー		2,500円				ミニカー		3,700円	
		軽 自 動 車	三輪のもの		3,100円		軽 自 動 車	三輪のもの		3,100円		
			〔平成27年3月31日以前に登録〕	乗 用	営 5,500円 自 7,200円			四輪以上	乗 用	営 5,500円 自 7,200円		
		貨物用		営 3,000円 自 4,000円		貨物用	営 3,000円 自 4,000円					
		軽 自 動 車	三輪のもの		3,900円		軽 自 動 車	三輪のもの		3,900円		
			〔平成27年4月1日以降に新規登録〕	乗 用	営 6,900円 自 10,800円			四輪以上	乗 用	営 6,900円 自 10,800円		
		貨物用		営 3,800円 自 5,000円		貨物用	営 3,800円 自 5,000円					
軽 自 動 車	二輪のもの		2,400円		新車新規登録から13年を超える車両（※1）	三輪のもの		4,600円				
小型特殊自動車	農耕作業用		1,600円		小型特殊自動車	農耕作業用		2,400円				
	その他のもの		4,700円			その他のもの		5,900円				
二輪の小型自動車		4,000円		軽 自 動 車	二輪のもの		3,600円					
				二輪の小型自動車			6,000円					
たばこ税	税率	1,000本につき 2,495円(旧3級品)				1,000本につき 2,925円(平成28年4月1日以降)(旧3級品)						
		1,000本につき 5,262円(旧3級品以外)				1,000本につき 5,262円(旧3級品以外)						
ガ電 ス気 税税	税率 免稅点											
特別 所有 土地 税	税率	取得分 3% 保有分 1.4%				同 左						
	その他	平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。				同 左						
木引 取材 税	税率											

29										30																																																																																													
同 左										同 左																																																																																													
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成28年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置										宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成29年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置																																																																																													
同 左										同 左																																																																																													
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成28年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置										宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成29年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置																																																																																													
<table><tr><td rowspan="10">税 率 等</td><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="2">50cc以下</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">50cc超90cc以下</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">90cc超</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">ミニカー</td><td colspan="2">3,700円</td></tr><tr><td colspan="2">三輪のもの</td><td colspan="2">3,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">(H27.3.31以前に登録)</td><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 5,500円</td><td>自 7,200円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>営 3,000円</td><td>自 4,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">3,900円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 6,900円</td><td>自 10,800円</td></tr><tr><td>(H27.4.1以降に新規登録)</td><td>貨物用</td><td>営 3,800円</td><td>自 5,000円</td></tr></table>										税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円		50cc超90cc以下		2,000円		90cc超		2,400円		ミニカー		3,700円		三輪のもの		3,100円		(H27.3.31以前に登録)	四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円	貨物用	営 3,000円	自 4,000円	軽自動車	三輪のもの	3,900円		四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円	(H27.4.1以降に新規登録)	貨物用	営 3,800円	自 5,000円	<table><tr><td rowspan="10">税 率 等</td><td rowspan="5">原動機付自転車</td><td colspan="2">50cc以下</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">50cc超90cc以下</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td colspan="2">90cc超</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td colspan="2">ミニカー</td><td colspan="2">3,700円</td></tr><tr><td colspan="2">三輪のもの</td><td colspan="2">3,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">(H27.3.31以前に登録)</td><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 5,500円</td><td>自 7,200円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>営 3,000円</td><td>自 4,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">軽自動車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">3,900円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 6,900円</td><td>自 10,800円</td></tr><tr><td>(H27.4.1以降に新規登録)</td><td>貨物用</td><td>営 3,800円</td><td>自 5,000円</td></tr></table>										税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円		50cc超90cc以下		2,000円		90cc超		2,400円		ミニカー		3,700円		三輪のもの		3,100円		(H27.3.31以前に登録)	四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円	貨物用	営 3,000円	自 4,000円	軽自動車	三輪のもの	3,900円		四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円	(H27.4.1以降に新規登録)	貨物用	営 3,800円	自 5,000円
税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円																																																																																																			
		50cc超90cc以下		2,000円																																																																																																			
		90cc超		2,400円																																																																																																			
		ミニカー		3,700円																																																																																																			
		三輪のもの		3,100円																																																																																																			
	(H27.3.31以前に登録)	四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円																																																																																																		
		貨物用	営 3,000円	自 4,000円																																																																																																			
	軽自動車	三輪のもの	3,900円																																																																																																				
		四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円																																																																																																		
	(H27.4.1以降に新規登録)	貨物用	営 3,800円	自 5,000円																																																																																																			
税 率 等	原動機付自転車	50cc以下		2,000円																																																																																																			
		50cc超90cc以下		2,000円																																																																																																			
		90cc超		2,400円																																																																																																			
		ミニカー		3,700円																																																																																																			
		三輪のもの		3,100円																																																																																																			
	(H27.3.31以前に登録)	四輪以上	乗用	営 5,500円	自 7,200円																																																																																																		
		貨物用	営 3,000円	自 4,000円																																																																																																			
	軽自動車	三輪のもの	3,900円																																																																																																				
		四輪以上	乗用	営 6,900円	自 10,800円																																																																																																		
	(H27.4.1以降に新規登録)	貨物用	営 3,800円	自 5,000円																																																																																																			
<table><tr><td rowspan="5">新車新規登録から13年を超える車両(※1)</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">4,600円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 8,200円</td><td>自 12,900円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>営 4,500円</td><td>自 6,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td colspan="2">5,900円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>二輪のもの</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td colspan="3">6,000円</td></tr></table>										新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円		四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円	貨物用	営 4,500円	自 6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円		その他のもの	5,900円		軽自動車	二輪のもの	3,600円		二輪の小型自動車	6,000円			<table><tr><td rowspan="5">新車新規登録から13年を超える車両(※1)</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">4,600円</td></tr><tr><td>四輪以上</td><td>乗用</td><td>営 8,200円</td><td>自 12,900円</td></tr><tr><td>貨物用</td><td>営 4,500円</td><td>自 6,000円</td></tr><tr><td>小型特殊自動車</td><td>農耕作業用</td><td colspan="2">2,400円</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td colspan="2">5,900円</td></tr><tr><td>軽自動車</td><td>二輪のもの</td><td colspan="2">3,600円</td></tr><tr><td>二輪の小型自動車</td><td colspan="3">6,000円</td></tr></table>										新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円		四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円	貨物用	営 4,500円	自 6,000円	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円		その他のもの	5,900円		軽自動車	二輪のもの	3,600円		二輪の小型自動車	6,000円																																		
新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円																																																																																																					
	四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円																																																																																																			
	貨物用	営 4,500円	自 6,000円																																																																																																				
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																				
	その他のもの	5,900円																																																																																																					
軽自動車	二輪のもの	3,600円																																																																																																					
二輪の小型自動車	6,000円																																																																																																						
新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円																																																																																																					
	四輪以上	乗用	営 8,200円	自 12,900円																																																																																																			
	貨物用	営 4,500円	自 6,000円																																																																																																				
	小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円																																																																																																				
	その他のもの	5,900円																																																																																																					
軽自動車	二輪のもの	3,600円																																																																																																					
二輪の小型自動車	6,000円																																																																																																						
グリーン化特例(軽課) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象										グリーン化特例(軽課) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象																																																																																													
<table><tr><td rowspan="10">税 率 等</td><td rowspan="5">電気軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td colspan="2">1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">四輪 乗用</td><td>営 1,800円</td><td>自 2,700円</td></tr><tr><td colspan="2">以上 貨物用</td><td>営 1,000円</td><td>自 1,300円</td></tr><tr><td rowspan="2">ガソリン(※2ハ車)</td><td>○平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td>○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</td><td>四輪 乗用</td><td>営 3,500円</td><td>自 5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">○平成32年度燃費基準達成の乗用車</td><td>以上 貨物用</td><td>営 1,900円</td><td>自 2,500円</td></tr><tr><td>○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">3,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。</td><td>四輪 乗用</td><td>営 5,200円</td><td>自 8,100円</td></tr><tr><td>以上 貨物用</td><td>営 2,900円</td><td>自 3,800円</td></tr></table>										税 率 等	電気軽自動車	三輪のもの		1,000円		四輪 乗用		営 1,800円	自 2,700円	以上 貨物用		営 1,000円	自 1,300円	ガソリン(※2ハ車)	○平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円		○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円	○平成32年度燃費基準達成の乗用車	以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円	○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	三輪のもの	3,000円		※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。	四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円	以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円	<table><tr><td rowspan="10">税 率 等</td><td rowspan="5">電気軽自動車</td><td colspan="2">三輪のもの</td><td colspan="2">1,000円</td></tr><tr><td colspan="2">四輪 乗用</td><td>営 1,800円</td><td>自 2,700円</td></tr><tr><td colspan="2">以上 貨物用</td><td>営 1,000円</td><td>自 1,300円</td></tr><tr><td rowspan="2">ガソリン(※2ハ車)</td><td>○平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">2,000円</td></tr><tr><td>○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車</td><td>四輪 乗用</td><td>営 3,500円</td><td>自 5,400円</td></tr><tr><td rowspan="2">○平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車</td><td>以上 貨物用</td><td>営 1,900円</td><td>自 2,500円</td></tr><tr><td>○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車</td><td>三輪のもの</td><td colspan="2">3,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。</td><td>四輪 乗用</td><td>営 5,200円</td><td>自 8,100円</td></tr><tr><td>以上 貨物用</td><td>営 2,900円</td><td>自 3,800円</td></tr></table>										税 率 等	電気軽自動車	三輪のもの		1,000円		四輪 乗用		営 1,800円	自 2,700円	以上 貨物用		営 1,000円	自 1,300円	ガソリン(※2ハ車)	○平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円		○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円	○平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車	以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円	○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	三輪のもの	3,000円		※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。	四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円	以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円								
税 率 等	電気軽自動車	三輪のもの		1,000円																																																																																																			
		四輪 乗用		営 1,800円	自 2,700円																																																																																																		
		以上 貨物用		営 1,000円	自 1,300円																																																																																																		
		ガソリン(※2ハ車)	○平成32年度燃費基準+20%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円																																																																																																		
			○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円																																																																																																	
	○平成32年度燃費基準達成の乗用車	以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円																																																																																																			
		○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	三輪のもの	3,000円																																																																																																			
	※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。	四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円																																																																																																			
		以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円																																																																																																			
	税 率 等	電気軽自動車	三輪のもの		1,000円																																																																																																		
四輪 乗用			営 1,800円	自 2,700円																																																																																																			
以上 貨物用			営 1,000円	自 1,300円																																																																																																			
ガソリン(※2ハ車)			○平成32年度燃費基準+30%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円																																																																																																		
			○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	四輪 乗用	営 3,500円	自 5,400円																																																																																																	
○平成32年度燃費基準+10%達成の乗用車		以上 貨物用	営 1,900円	自 2,500円																																																																																																			
		○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	三輪のもの	3,000円																																																																																																			
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。		四輪 乗用	営 5,200円	自 8,100円																																																																																																			
		以上 貨物用	営 2,900円	自 3,800円																																																																																																			
※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)に限る。										※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。																																																																																													
1,000本につき 3,355円(平成29年4月1日以降)(旧3級品)										1,000本につき 4,000円(平成30年4月1日以降)(旧3級品)																																																																																													
1,000本につき 5,262円(旧3級品以外)										1,000本につき 5,262円 平成30年10月1日以降 5,692円(旧3級品以外)																																																																																													
同 左										同 左																																																																																													
同 左										同 左																																																																																													

別表2 (12) 固定資産税・その他諸税つづき

税目		年度		令和元		2			
固定資産税	税率等	1.4 %				同 左			
		宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 平成30年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和元年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置			
都市計画税	税率等	0.28 %				同 左			
		宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 平成30年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和元年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置			
軽自動車税 (種別割)	税率等	税 率 等	原動機付自転車	50cc以下	2,000円	同 左			
				50cc超90cc以下	2,000円				
				90cc超	2,400円				
				ミニカー	3,700円				
				三輪のもの	3,100円				
				四輪以上	乗 用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円				
				三輪のもの	3,900円				
				四輪以上	乗 用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円				
				三輪のもの	4,600円				
				四輪以上	乗 用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円				
税 率 等	軽自動車	農耕作業用	2,400円	同 左					
		その他のもの	5,900円						
		軽自動車	二輪のもの		3,600円				
		二輪の小型自動車	6,000円						
		グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象							
		税 率 等	ガソリン・軽自動車		○電気軽自動車	三輪のもの	1,000円		
					○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNOx10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗 用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円			
					○令和2年度燃費基準+30%達成の乗用車	三輪のもの	2,000円		
					○平成27年度燃費基準+35%達成の貨物車	四輪 乗 用 営 3,500円 自 5,400円 以上 貨物用 営 1,900円 自 2,500円			
					○令和2年度燃費基準+10%達成の乗用車	三輪のもの	3,000円		
○平成27年度燃費基準+15%達成の貨物車	四輪 乗 用 営 5,200円 自 8,100円 以上 貨物用 営 2,900円 自 3,800円								
※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車ならびに被けん引車を除く。 ※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。									
軽自動車税 (環境性能割)	税率等			電気軽自動車、天然ガス軽自動車	非課税	同 左			
				★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	非課税				
				★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%				
		上記以外	2.0%						
		※ただし、令和3年3月31日までの間に取得した車両については、上記税率から1%軽減(臨時的軽減措置) ※上記税率は自家用車のみ、営業用車は別税率							
		たばこ税	税率	1,000本につき 4,000円	1,000本につき 5,692円 令和2年10月1日以降 6,122円				
				令和元年10月1日以降 5,692円(旧3級品)					
				1,000本につき 5,692円(旧3級品以外)					
				特別所有地税			税率その他	取得分 3%	同 左
								保有分 1.4%	
平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。	同 左								

3	4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
同 左	同 左																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
宅地等および農地に係る固定資産税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和2年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置 新型コロナウイルス感染症に係る特例措置として、事業収入が一定程度減少した中小事業者等で申告のあった者を対象に、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税等を軽減。軽減率は、令和2年2月から10月までの間における連続する3ヶ月間の事業収入が、前年同期間と比較した減少割合による。 (30%以上50%未満減少 $\frac{1}{2}$ 軽減、50%以上減少 全額軽減)	宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和3年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
同 左	同 左																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
宅地等および農地に係る都市計画税について、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例の据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和2年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置	宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和3年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
同 左	<table><tr><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td><td rowspan="14">税率等</td></tr></table>	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
税率等	税率等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	税率等

別表2 (13) 固定資産税・その他諸税つづき

税目		年度		令和5				6			
固定資産税	税率等	1.4 %				同 左					
		宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和4年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置				宅地等及び農地に係る固定資産税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。 ○負担水準による負担調整措置の簡素化及び強化 ○負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ又は据置措置 ○住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{6}$ 、一般住宅用地 $\frac{1}{3}$) 令和5年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置					
都市計画税	税率等	0.28 %				同 左					
		宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和4年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置				宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地 $\frac{1}{3}$ 、一般住宅用地 $\frac{2}{3}$) 令和5年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置					
軽自動車税 (種別割)	税率等	税率等	税率等	税率等	50cc以下		2,000円	同 左			
					50cc超90cc以下		2,000円				
					90cc超		2,400円				
					ミニカー		3,700円				
					特定小型原付		2,000円				
					三輪のもの		3,100円				
					軽自動車 H27.3.31以前に登録	四輪以上	乗用 営 5,500円 自 7,200円 貨物用 営 3,000円 自 4,000円				
					軽自動車 H27.4.1以降に新規登録	三輪のもの	3,900円				
					四輪以上	乗用 営 6,900円 自 10,800円 貨物用 営 3,800円 自 5,000円					
					新車新規登録から13年を超える車両(※1)	三輪のもの	4,600円				
					四輪以上	乗用 営 8,200円 自 12,900円 貨物用 営 4,500円 自 6,000円					
					小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円				
軽自動車	その他のもの	5,900円									
二輪の小型自動車	二輪のもの	3,600円									
二輪の小型自動車		6,000円									
グリーン化特例(軽課) 前年4月1日から本年3月31日までに新車新規登録した三輪及び四輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有する車両が対象											
税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	○電気軽自動車	三輪のもの	1,000円				
					○天然ガス軽自動車(H21年排出ガス規制からNox10%低減または平成30年排出ガス規制適合のもの)	四輪 乗用 営 1,800円 自 2,700円 以上 貨物用 営 1,000円 自 1,300円					
					○令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準90%達成の乗用車	四輪以上	営 3,500円				
税率等	税率等	税率等	税率等	税率等	○令和2年度燃費基準＋令和12年度燃費基準70%達成の乗用車	四輪以上	営 5,200円				
					※1 電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車を除く。						
					※2 ガソリン・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス基準50%低減達成に限る。						
軽自動車税 (環境性能割)	税率等	電気自動車 天然ガス軽自動車 非課税 (令和5年12月まで) 2030年度燃費基準 75%達成車 非課税 2030年度燃費基準 60%達成車 1.0% (令和6年1月より) 2030年度燃費基準 80%達成車 非課税 2030年度燃費基準 70%達成車 1.0% 上記以外 2.0% ※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率 ※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求						電気自動車 天然ガス軽自動車 非課税 2030年度燃費基準 80%達成車 非課税 2030年度燃費基準 70%達成車 1.0% 上記以外 2.0% ※上記税率は自家用車のみ、営業用車及び貨物車は別税率 ※現行・改正案のいずれも、上記に加え、一定の排ガス性能を要求			
		1,000本につき 6,552円						同 左			
特別土地税	税率その他	取得分 3% 保有分 1.4% 平成15年度以降課税を停止し、新たな課税は実施しない。ただし、現在徴収猶予中のものは除く。						同 左			
								同 左			

7
同 左
同 左
令和6年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置 地域決定型地方税制特例措置
同 左
宅地等及び農地に係る都市計画税のうち、負担水準の高い土地については、その税負担を抑制しつつ、さらなる負担水準の均衡化が図られた。また、負担水準の高い土地に係る税負担の引下げ据置措置は固定資産税に準じた。 住宅用地に対する課税標準額の特例据置 (小規模住宅用地$\frac{1}{3}$、一般住宅用地$\frac{2}{3}$) 令和6年7月1日時点での地価下落地域における土地評価額の修正措置
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左
同 左